

令和6年度
固定価格買取制度等
効率的・安定的運用業務事業
(適正な再生可能エネルギーの
導入等に関する調査)

報告書

令和7年2月

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目次

第1章	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査	1
1.1	アンケート調査.....	1
1.1.1	調査対象・方法について.....	1
1.1.2	調査項目について.....	1
1.1.3	本調査の対象となる「条例等」の定義・区分.....	3
1.1.4	回収状況について.....	3
1.1.5	集計方針について.....	3
1.2	アンケート調査結果.....	5
1.2.1	再エネ条例等の制定状況.....	5
1.2.2	制定済みの「再エネ条例等」について.....	8
1.2.3	制定済みの「再エネ規制条例」について.....	31
1.2.4	新たに制定された再エネ規制条例について.....	49
1.2.5	制定にあたっての経緯や課題、必要な情報等の要望や意見等.....	67
1.2.6	再エネ条例等を制定する予定がない理由.....	68
1.2.7	課題解決の方策や工夫した点等.....	69
1.2.8	地域住民等からの苦情やトラブル.....	71
1.2.9	優良事例について.....	75
1.2.10	再生可能エネルギーの利活用推進について.....	78
1.3	個別事例調査（特徴的な条例）.....	80
1.3.1	対象事例の選定について.....	80
1.3.2	調査対象地方公共団体一覧.....	80
1.3.3	特徴的な条例等調査結果.....	81
1.4	個別事例調査（自然保護・景観の保護を目的とした条例）.....	89
1.4.1	対象事例の選定について.....	89
1.4.2	調査対象地方公共団体一覧.....	90
1.4.3	自然保護・景観の保護を目的とした条例等調査結果.....	91
第2章	非 FIT/FIP 事業も含めた再生可能エネルギー発電設備の優良事例・トラブル事例等調査	96
2.1	調査概要及び調査結果.....	96
2.2	優良事例の抽出方法.....	100
2.3	優良事例の概要.....	100
2.4	共通項の整理及び導出される示唆.....	102
2.5	トラブル・訴訟事例調査の概要.....	103
2.6	トラブル事例の概要.....	103

2.7	訴訟事例調査の概要	108
2.8	非 FIT/FIP 事業に由来するトラブルの発生状況および今後の見通し	114
付録	アンケート調査に用いた調査票	115

はじめに

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁から EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に委託された「令和6年度固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務事業（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」の成果を取りまとめたものである。

地域と共生する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入拡大に向けて、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。しかし、FIT 制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の太陽光パネルの廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在しており、こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境をさらに構築することが必要である。

そこで本調査では、地域と共生する再エネ設備導入拡大の示唆を得るため、地方公共団体が定めた再エネ発電設備の設置に関する条例の制定状況の調査及び優良・トラブル事例の調査を実施し、その成果を取りまとめた。

第1章 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査

1.1 アンケート調査

全国の都道府県及び市町村が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（以下「再エネ条例等」という。）の制定状況及び各条例等の詳細を把握することを目的に、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施した。

1.1.1 調査対象・方法について

調査は全国の1,788団体を対象に実施し、調査方法はwebアンケート形式・郵送・メールのハイブリッド形式にて実施した。調査期間は令和6年11月7日から同年12月4日の約1ヶ月とした。

1.1.2 調査項目について

調査項目は原則的に昨年度調査での設問設計を踏襲し、以下の通り設定した。

<再エネ条例等の制定状況>

- ・ 再エネ条例等の制定の有無
- ・ 再エネ条例等の数
- ・ 再エネ条例等の区分
- ・ 再エネ条例等以外で、再エネ設備の設置に関係する規則、ガイドライン等の区分

<過年度調査への回答状況（再エネ条例等を制定している場合）>

- ・ 過年度調査への回答有無
- ・ 令和5年12月以降に新設した再エネ条例等の数
- ・ 令和5年12月以降に改訂した再エネ条例等の数

<再エネ条例等の詳細(再エネ条例等を制定している場合)>

- ・ 再エネ条例等の名称等
- ・ 再エネ条例等の種別
- ・ 再エネ条例等に紐づく関連規則等
- ・ 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類
- ・ 再エネ条例等の制定背景
- ・ 再エネ条例等の制定目的
- ・ 再エネ条例等の届出等の要否、届出等への対応等の種別
- ・ 抑制区域や禁止区域の有無、内容
- ・ 事業規模に関する要件の有無、内容
- ・ 再エネの利活用促進に関する規定の内容
- ・ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
- ・ 再エネ設備の設置に係る同意に関する規定の内容
- ・ 指導・助言等、勧告・命令等、報告徴収、立入調査、罰則に関する規定の有無、罰則に関する規定の条項番号
- ・ 再エネ条例等における特徴的な規定の内容
- ・ 再エネ条例等による効果
- ・ 再エネ条例等の執行上の課題

<再エネ条例等の改訂内容(令和5年12月以降に再エネ条例等の改訂があった場合)>

- ・ 令和5年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、改訂内容の概要

<未制定団体の詳細(再エネ条例等を制定していない場合)>

- ・ (今後制定を予定している場合) 制定の検討に至った経緯、参考となった情報等
- ・ (今後制定する予定がない場合) 制定する予定がない理由

<再エネ事業に係る工夫点>

- ・ 再エネ設備の設置事業に係る課題解決の方策や工夫した点等

<再エネ設備の設置にあたっての苦情・トラブル事例>

- ・ 苦情・トラブル事例の有無
- ・ 苦情・トラブル事例の件数
- ・ 苦情・トラブル事例の電源種
- ・ 苦情・トラブル事例の要因
- ・ 苦情・トラブル事例の解決理由
- ・ 苦情・トラブル事例の詳細

<再エネ設備を上手く導入できた事例>

- ・ 上手く導入できた事例の有無
- ・ 上手く導入できた事例の件数
- ・ 上手く導入できた事例の電源種
- ・ 上手く導入するために解消したボトルネック
- ・ 上手く導入できた事例の詳細

<再エネの利活用推進>

- ・ 再生可能エネルギーの利活用推進の状況
- ・ 地域として望ましい再エネ推進の姿

1.1.3 本調査の対象となる「条例等」の定義・区分

本調査では、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等（以下「再エネ条例等」という。）」として、以下の区分で条例や規則、ガイドライン等を対象として調査を行った。

- ① 再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例や規則、ガイドライン等
(具体的には、自然や景観の保全、災害の発生防止、設置に関する手続き、地域住民等への説明、設備の規模、維持管理方法、指導・監督 等について規定しているもの。)
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置や利活用促進を目的とした条例や規則、ガイドライン等
(具体的には、課税の減免・免除、事業資金の貸付け、特区の設置等による規制緩和、事業等の表彰・認定、研究開発の推進、普及・啓発 等について規定しているもの。)
- ③ ①②に該当しないもので再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例
(具体的には、自然保護条例、景観条例、土地開発条例、環境アセスメント条例等の条文に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項を設定しているもの。)

なお、以下では、①に該当する条例を「再エネ規制条例」、②に該当する条例を「再エネ振興条例」、③に該当する条例を「再エネ関連条例」とすることとした。

また、「再生可能エネルギー」は「再エネ」、「再生可能エネルギー発電設備」は「再エネ設備」と記載することとした。

1.1.4 回収状況について

アンケート調査の結果、全地方公共団体の 86.4%に相当する 1,545 団体から回答が得られた。なお、回答方法の内訳は以下の通りである。

- WEB 回答：1,381 団体（回答団体のうち 89.4%）
- メール回答：42 団体（回答団体のうち 2.7%）
- 郵送回答：122 団体（回答団体のうち 7.9%）

1.1.5 集計方針について

集計は、令和6年度調査で得られた 1,545 件の回答に加え、以下の章では令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において回答がみられた団体も対象とした。

- 『1.2.2 制定済みの「再エネ条例等」について』『1.2.3 制定済みの「再エネ規制条例」について』『1.2.4 新たに制定された再エネ規制条例について』
- 令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において「再エネ条例等を制定している」と回答した 41 団体（集計団体数の合計は、1,545+41=1,586 件、全地方

公共団体の88.7%に相当)。

- 『1.2.8 再エネ設備の設置に係る苦情・トラブル事例について』
 - 令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において「苦情・トラブル・訴訟が発生したが解決に至った事例がある」と回答した23団体(集計団体数の合計は、1,545+23=1,568件、全地方公共団体の87.7%に相当)。
- 『1.2.9 再エネ設備が上手く導入できた優良事例について』
 - 令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において「再エネ設備が上手く導入できた事例がある」と回答した11団体(集計団体数の合計は、1,545+11=1,556件、全地方公共団体の87.0%に相当)。

(本文中の集計表の見方について)

- 各集計表中の「件数」列にある「n(%ベース)」の数字は、回答のあった全サンプルのうち、「各設問の回答対象となるサンプル数」を記載している。
- 各集計表中の「無回答除く(%)」列の最下段「n(%ベース)」の数字は、「各設問の回答対象となるサンプル数」から「無回答のサンプル数」を除いた数を記載している。(例1参照)
- 「全体(%)」については、「件数」列にある「n(%ベース)」をベースとしているため、単数回答では各選択肢のパーセントの合計が100.0%になるが、複数回答の場合、各選択肢のパーセンテージの合計は必ずしも100.0%にはならない。(例2参照)
- グラフは「全体(%)」列の数字を用いて作成している。

(例1) 単数回答の場合の集計表

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	579件	76.0%	76.3%
2	事業規模の要件はない	180件	23.6%	23.7%
3	無回答	3件	0.4%	-
	n(%ベース)	762件	-	759件

(例2) 複数回答の場合の集計表

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	479件	62.9%	65.4%
2	要綱(ガイドライン)	145件	19.0%	19.8%
3	基準	27件	3.5%	3.7%
4	要領	13件	1.7%	1.8%
5	保留事項	1件	0.1%	0.1%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	245件	32.2%	33.5%
7	無回答	30件	3.9%	-
	n(%ベース)	762件	-	732件

↓
 合計123.3%となり
 100.0%にはならない

1.2 アンケート調査結果

1.2.1 再エネ条例等の制定状況

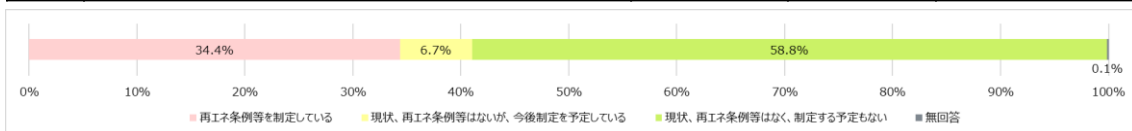
再エネ条例等の制定有無、及び再エネ条例等を制定している地方公共団体については制定している再エネ条例等の数やその区分について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。

(1) 再エネ条例等の制定有無

全自治体に対し再エネ条例等の制定有無について尋ねたところ、「再エネ条例等を制定している」地方公共団体は34.4%、「現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している」地方公共団体が6.7%、「現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない」地方公共団体が58.8%であった。

表 1-1 再エネ条例等の制定有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ条例等を制定している	531件	34.4%	34.4%
2	現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している	103件	6.7%	6.7%
3	現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない	909件	58.8%	58.9%
4	無回答	2件	0.1%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1543件



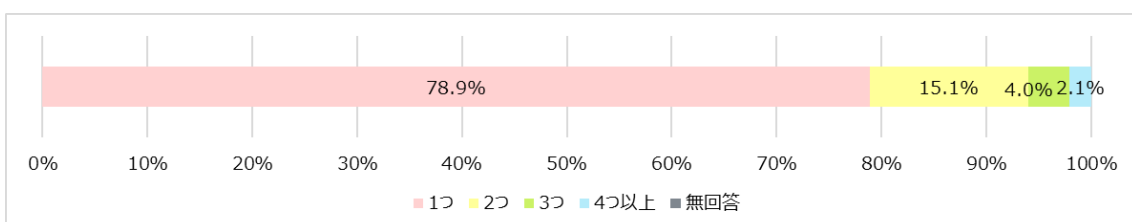
(2) 制定している再エネ条例等の数

(1) で「再エネ条例等を制定している」と回答した地方公共団体に対し制定している再エネ条例等の数を尋ねたところ、「1つ」が78.9%、「2つ」が15.1%、「3つ」が4.0%であった。

なお、回答のあった再エネ条例等の制定数を合計すると762件であった。つまり、個別の再エネ条例等の規定の内容を確認している「1.2.2 制定済みの『再エネ条例等』について」では762件がサンプル数(n)になる。

表 1-2 制定している再エネ条例等の数 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1つ	419件	78.9%	78.9%
2	2つ	80件	15.1%	15.1%
3	3つ	21件	4.0%	4.0%
4	4つ以上	11件	2.1%	2.1%
5	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	531件	-	531件

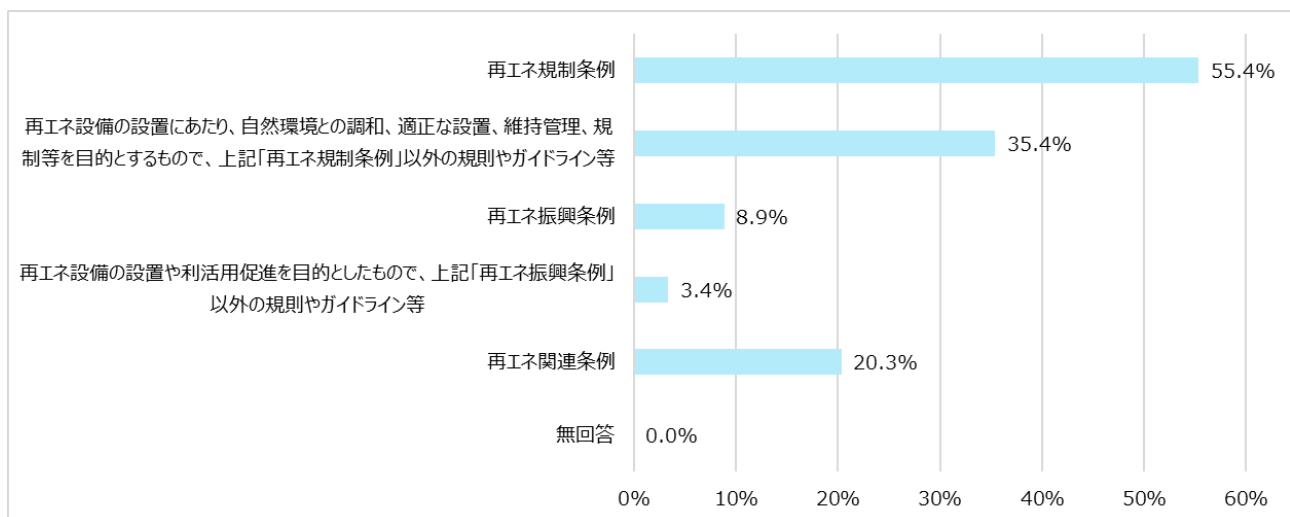


(3) 制定している再エネ条例等の区分

(1) で「再エネ条例等を制定している」と回答した地方公共団体に対し制定している再エネ条例等の区分を尋ねたところ、「再エネ規制条例」が 55.4%、「再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とするもので、上記『再エネ規制条例』以外の規則やガイドライン等」が 35.4%、「再エネ関連条例」が 20.3%と続いた。

表 1-3 制定している再エネ条例等の区分 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ規制条例	294件	55.4%	55.4%
2	再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とするもので、上記「再エネ規制条例」以外の規則やガイドライン等	188件	35.4%	35.4%
3	再エネ振興条例	47件	8.9%	8.9%
4	再エネ設備の設置や利活用促進を目的としたもので、上記「再エネ振興条例」以外の規則やガイドライン等	18件	3.4%	3.4%
5	再エネ関連条例	108件	20.3%	20.3%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	531件	-	531件

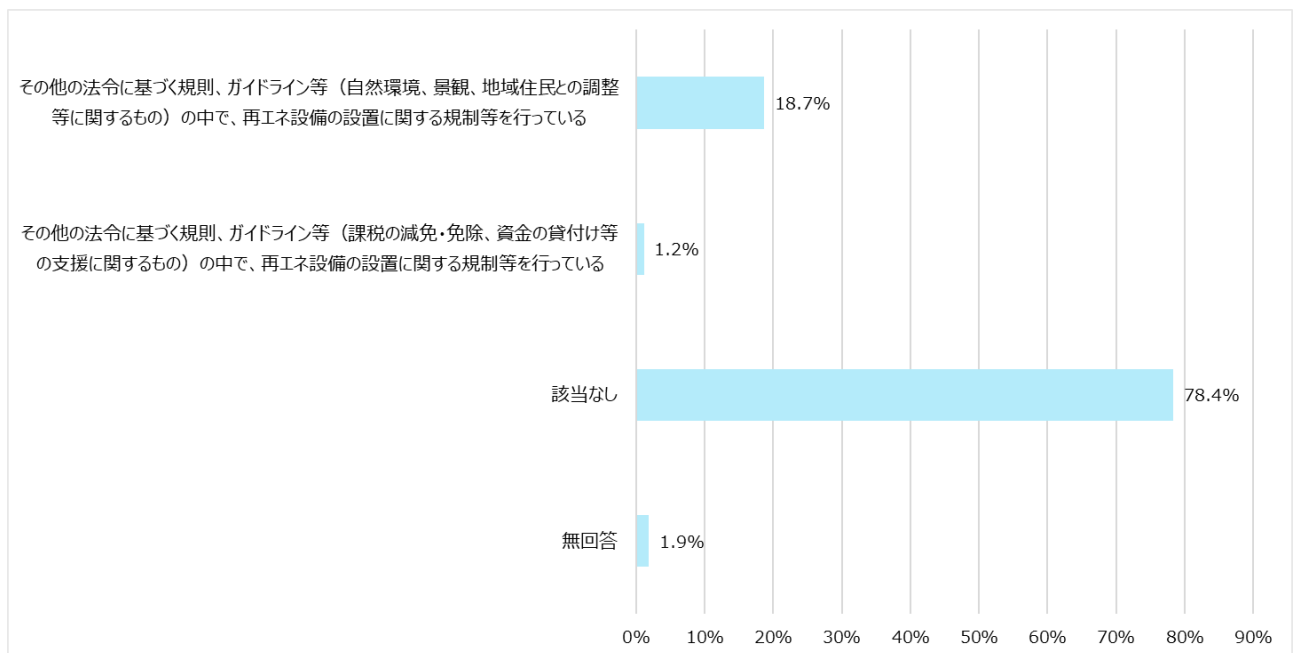


(4) 再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等の区分

全地方公共団体に対し再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等の区分を尋ねたところ、「該当なし」が78.4%、「その他の法令に基づく規則、ガイドライン等(自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの)の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている」が18.7%と続いた。なお、「該当なし」とは、再エネ条例等以外で制定している再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等がないことを示す。

表 1-4 その他の法令に基づく規則、ガイドライン等の区分(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	その他の法令に基づく規則、ガイドライン等(自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの)の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている	289件	18.7%	19.1%
2	その他の法令に基づく規則、ガイドライン等(課税の減免・免除、資金の貸付け等の支援に関するもの)の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている	18件	1.2%	1.2%
3	該当なし	1211件	78.4%	79.9%
4	無回答	29件	1.9%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1516件



1.2.2 制定済みの「再エネ条例等」について

「再エネ条例等を制定している」と回答した地方公共団体に対し制定済みの「再エネ条例等」(4つまで)について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。なお、制定済みの再エネ条例等のサンプル数は、「1.2.1 再エネ条例等の制定状況」より762件である。

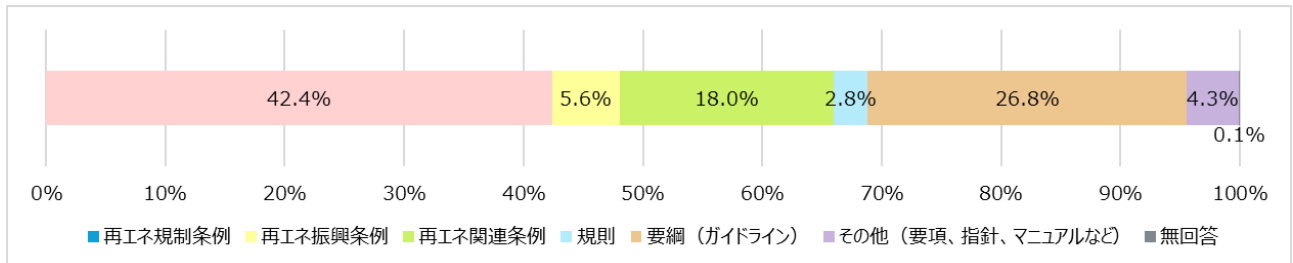
(1) 再エネ条例等の種別

制定している再エネ条例等の種別としては、「再エネ規制条例」が42.4%で最も多く、「要綱(ガイドライン)」が26.8%、「再エネ関連条例」が18.0%と続いた。

なお、「再エネ規制条例」のみの集計については、「1.2.3 制定済みの『再エネ規制条例』について」を参照されたい。

表 1-5 制定している再エネ条例等の種別(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ規制条例	323件	42.4%	42.4%
2	再エネ振興条例	43件	5.6%	5.7%
3	再エネ関連条例	137件	18.0%	18.0%
4	規則	21件	2.8%	2.8%
5	要綱(ガイドライン)	204件	26.8%	26.8%
6	その他(要項、指針、マニュアルなど)	33件	4.3%	4.3%
7	無回答	1件	0.1%	-
	n(%ベース)	762件	-	761件

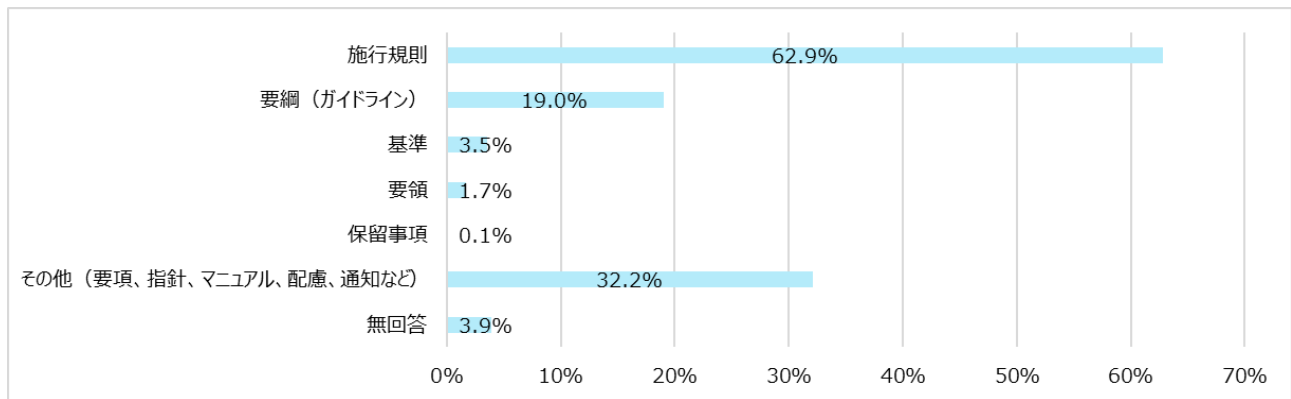


(2) 再エネ条例等に紐づけられている規則等

再エネ条例等に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が62.9%で最も多く、「その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)」が32.2%、「要綱(ガイドライン)」が19.0%と続いた。

表 1-6 再エネ条例等に紐づけられている規則等(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	479件	62.9%	65.4%
2	要綱(ガイドライン)	145件	19.0%	19.8%
3	基準	27件	3.5%	3.7%
4	要領	13件	1.7%	1.8%
5	保留事項	1件	0.1%	0.1%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	245件	32.2%	33.5%
7	無回答	30件	3.9%	-
	n(%ベース)	762件	-	732件

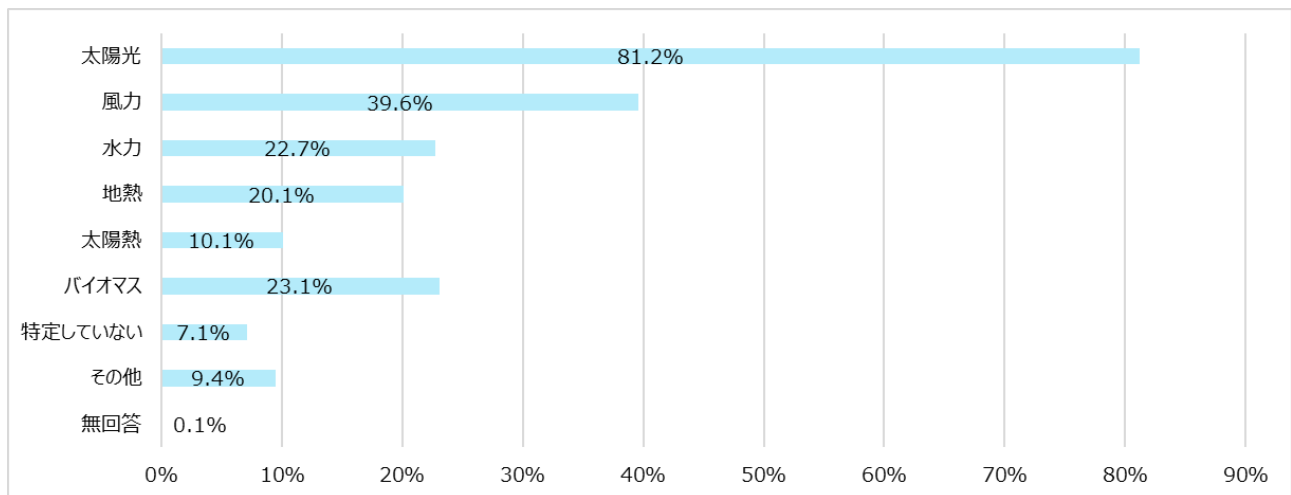


(3) 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類

再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が81.2%で最も多く、「風力」が39.6%、「バイオマス」が23.1%、「水力」が22.7%、「地熱」が20.1%と続いた。

表 1-7 再エネ条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	619件	81.2%	81.3%
2	風力	302件	39.6%	39.7%
3	水力	173件	22.7%	22.7%
4	地熱	153件	20.1%	20.1%
5	太陽熱	77件	10.1%	10.1%
6	バイオマス	176件	23.1%	23.1%
7	特定していない	54件	7.1%	7.1%
8	その他	72件	9.4%	9.5%
9	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	762件	-	761件

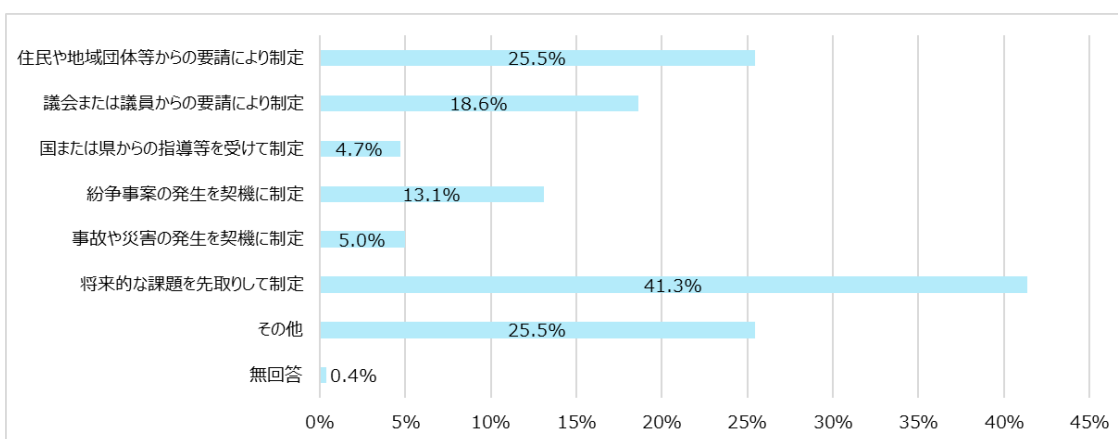


(4) 再エネ条例等の制定の経緯

再エネ条例等の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が41.3%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が25.5%、「議会または議員からの要請により制定」18.6%と続いた。

表 1-8 再エネ条例等の制定の経緯 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	194件	25.5%	25.6%
2	議会または議員からの要請により制定	142件	18.6%	18.7%
3	国または県からの指導等を受けて制定	36件	4.7%	4.7%
4	紛争事案の発生を契機に制定	100件	13.1%	13.2%
5	事故や災害の発生を契機に制定	38件	5.0%	5.0%
6	将来的な課題を先取りして制定	315件	41.3%	41.5%
7	その他	194件	25.5%	25.6%
8	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件



(その他の回答例)

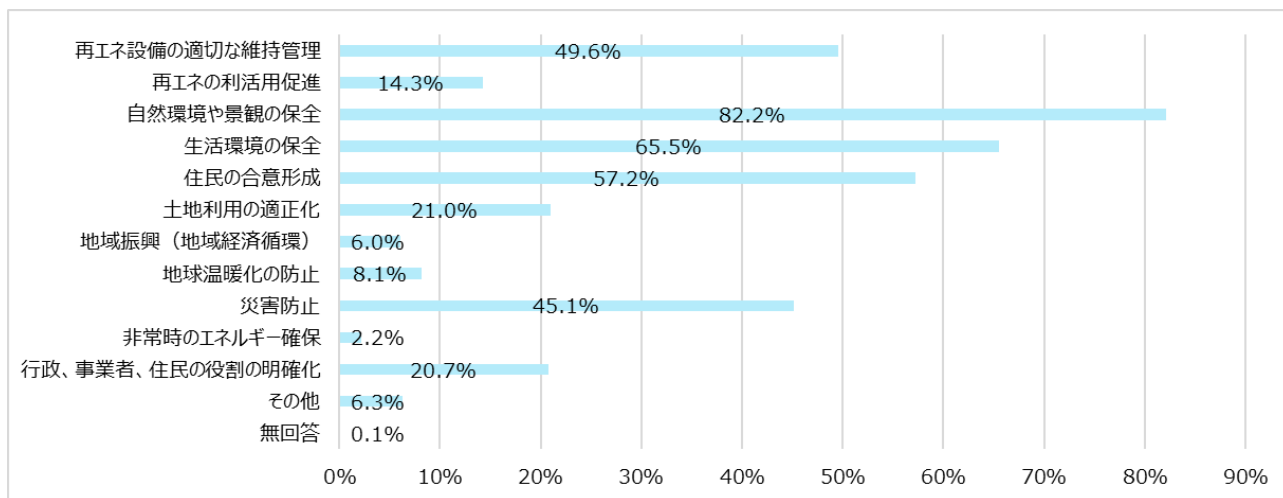
- 地球環境問題への対応が喫緊の課題となっており、県、県民及び事業者が一体となって、地域から取り組んでいくことが重要であるため
- 自然エネルギーや未利用エネルギー等の導入、活用を進めるため
- 国によるガイドラインの制定や環境アセスメントの実施を義務付ける法改正が行われたため
- 市民、事業者及び市の責務を明らかにするため
- 近隣市町と足並みを揃えるため
- ガイドラインには法的拘束力がなく一部の事業者がガイドラインに従わない事例があったため
- 事業者からの問い合わせが増加しており事務の円滑化を図るため
- 環境影響評価手続の計画段階配慮書において、手続の趣旨や環境保全を重視する地域特性が十分に考慮されず、自然度の高い植生や希少猛禽類などへの重大な環境影響の検討が不十分な事例が散見されているため
- 市町村が再エネ促進区域を設定するにあたり、本県の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に配慮した再生可能エネルギーを導入できるよう基準を設けるため
- ゼロカーボンを推進するための会議の設置、施策を進めていく上で、町のゼロカーボンに対する基本指針を示すため

(5) 再エネ条例等の制定目的

再エネ条例等の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が82.2%で最も多く、「生活環境の保全」が65.5%、「住民の合意形成」が57.2%、「再エネ設備の適切な維持管理」が49.6%、「災害防止」が45.1%と続いた。

表 1-9 再エネ条例等の制定目的 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	378件	49.6%	49.7%
2	再エネの利活用促進	109件	14.3%	14.3%
3	自然環境や景観の保全	626件	82.2%	82.3%
4	生活環境の保全	499件	65.5%	65.6%
5	住民の合意形成	436件	57.2%	57.3%
6	土地利用の適正化	160件	21.0%	21.0%
7	地域振興 (地域経済循環)	46件	6.0%	6.0%
8	地球温暖化の防止	62件	8.1%	8.1%
9	災害防止	344件	45.1%	45.2%
10	非常時のエネルギー確保	17件	2.2%	2.2%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	158件	20.7%	20.8%
12	その他	48件	6.3%	6.3%
13	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	762件	-	761件



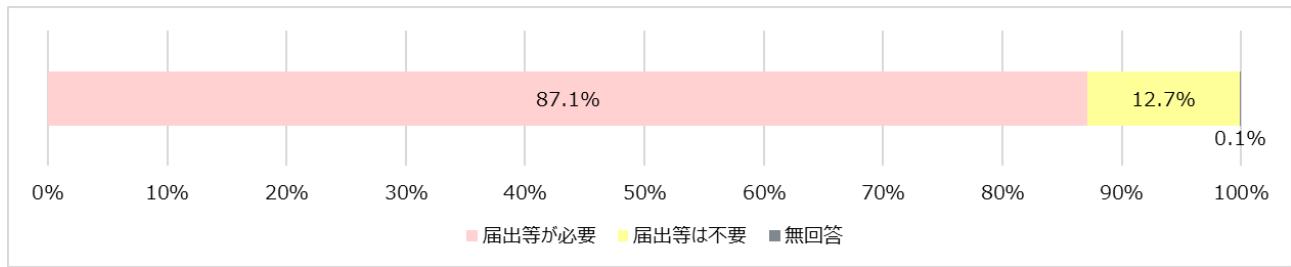
(6) 再エネ条例等の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出又は申請 (以下、「届出等」という) の要否については、「届出等が必要」が87.1%、「届出等は不要」は12.7%であった。

表 1-10 届出又は申請の要否 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	664件	87.1%	87.3%
2	届出等は不要	97件	12.7%	12.7%
3	無回答	1件	0.1%	-
	n (%ベース)	762件	-	761件

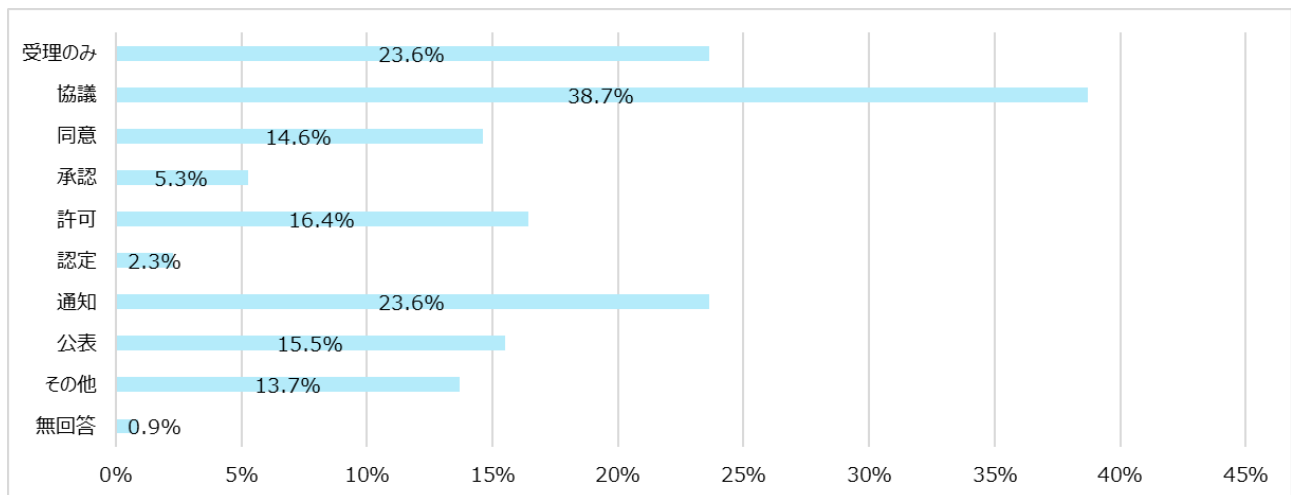


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が38.7%で最も多く、「通知」、「受理のみ」が23.6%と続いた。

表 1-11 届出等に対する対応の種別 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	157件	23.6%	23.9%
2	協議	257件	38.7%	39.1%
3	同意	97件	14.6%	14.7%
4	承認	35件	5.3%	5.3%
5	許可	109件	16.4%	16.6%
6	認定	15件	2.3%	2.3%
7	通知	157件	23.6%	23.9%
8	公表	103件	15.5%	15.7%
9	その他	91件	13.7%	13.8%
10	無回答	6件	0.9%	-
	n (%ベース)	664件	-	658件



(その他の回答例)

公告及び縦覧、協定の締結、各課や知事からの意見所の交付、確認書の交付、図書の送付、補助金の交付

③ 規制エリアの設定状況

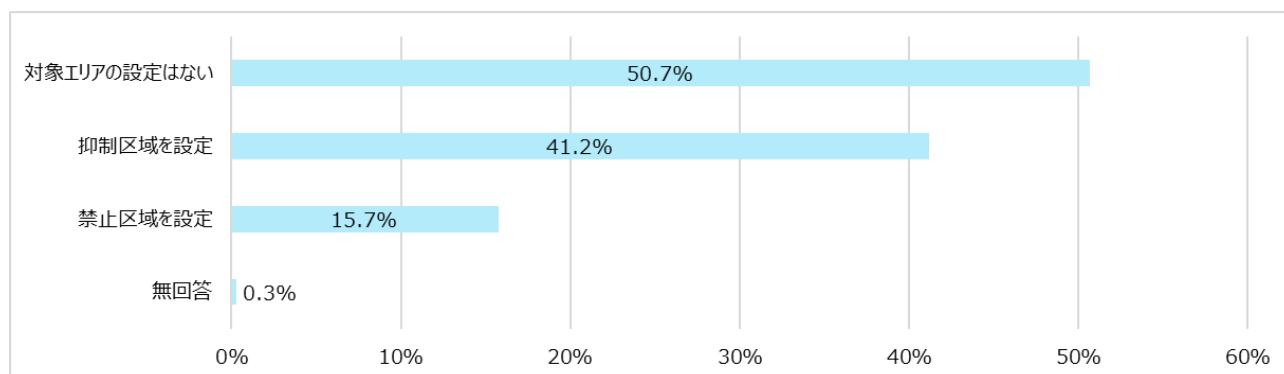
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「対象エリアの設定はない」が50.7%、「抑制区域を設定」が41.2%、「禁止区域を設定」が15.7%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが高いたして、事業の実施を禁止する区域

表 1-12 規制エリアの設定状況 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	386件	50.7%	50.8%
2	抑制区域を設定	314件	41.2%	41.3%
3	禁止区域を設定	120件	15.7%	15.8%
4	無回答	2件	0.3%	-
	n (%ベース)	762件	-	760件

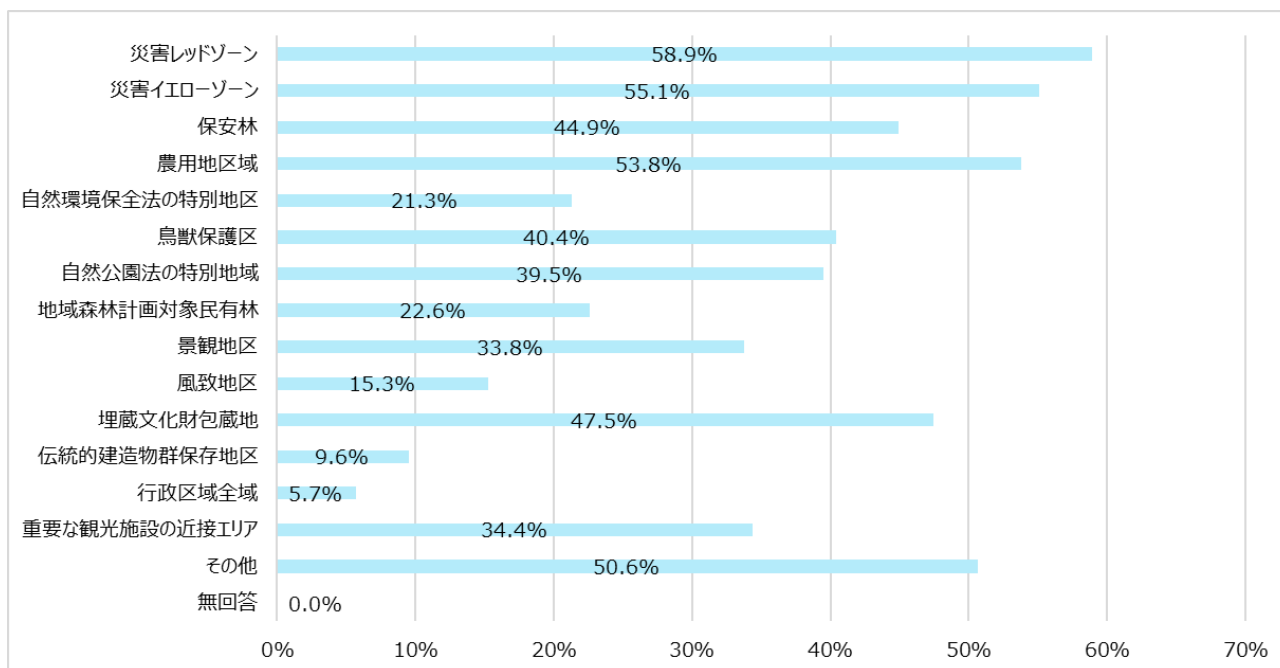


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が58.9%で最も多く、「災害イエローゾーン」が55.1%、「農用地区域」が53.8%と続いた。

表 1-13 抑制区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	185件	58.9%	58.9%
2	災害イエローゾーン	173件	55.1%	55.1%
3	保安林	141件	44.9%	44.9%
4	農用地区域	169件	53.8%	53.8%
5	自然環境保全法の特別地区	67件	21.3%	21.3%
6	鳥獣保護区	127件	40.4%	40.4%
7	自然公園法の特別地域	124件	39.5%	39.5%
8	地域森林計画対象民有林	71件	22.6%	22.6%
9	景観地区	106件	33.8%	33.8%
10	風致地区	48件	15.3%	15.3%
11	埋蔵文化財包蔵地	149件	47.5%	47.5%
12	伝統的建造物群保存地区	30件	9.6%	9.6%
13	行政区域全域	18件	5.7%	5.7%
14	重要な観光施設の近接エリア	108件	34.4%	34.4%
15	その他	159件	50.6%	50.6%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	314件	-	314件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

(その他の回答例)

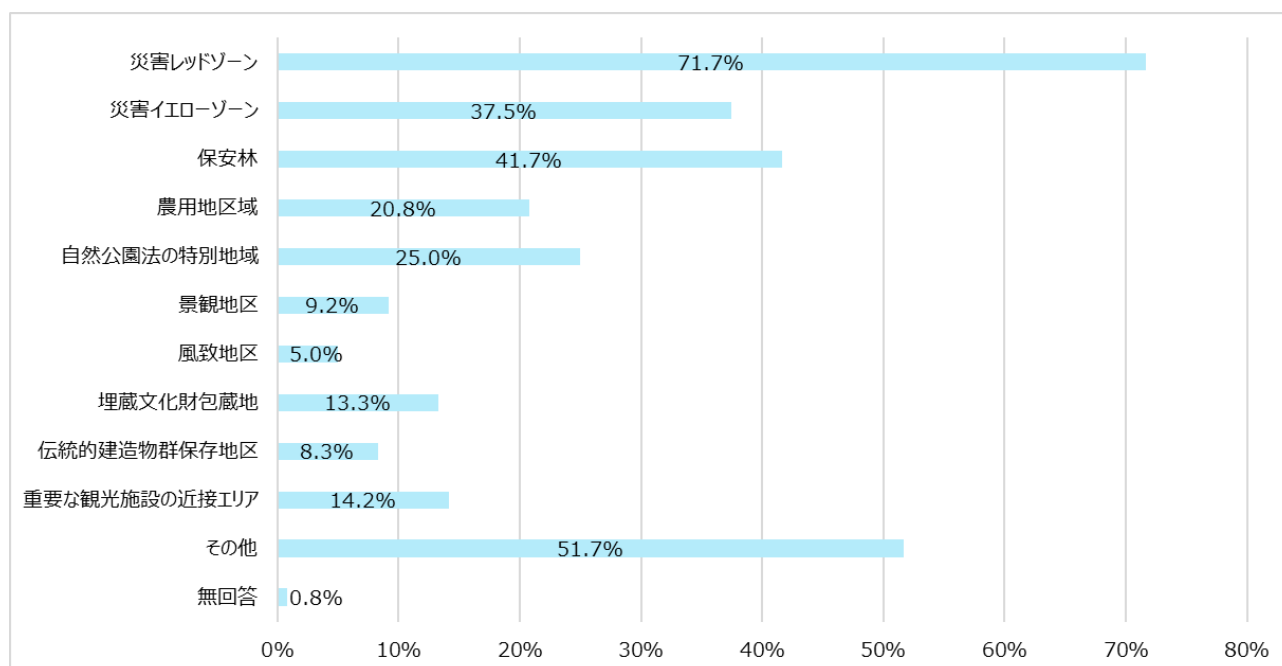
砂防指定地、河川区域及び河川保全区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、国定公園、海岸保全区域、特別緑地保全地区、国・県・市指定史跡名勝天然記念物、地球磁気観測所における観測上の障害を及ぼすおそれのある区域、豊かな自然環境かつ魅力ある景観のある区域、火薬類製造施設等の近隣区域、廃棄物残置場所、世界遺産バッファゾーン、歴史的風土特別保存地区、希少野生動植物生息域、水道供給施設隣接地、国道や村道等の沿線 50m 未満の区域、地球磁気観測所における観測上の障害を及ぼすおそれのある区域、村長が必要と認める事由の場所、立地適正化計画、全域

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が71.7%で最も多く、「保安林」が41.7%、「災害イエローゾーン」が37.5%と続いた。

表 1-14 禁止区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	86件	71.7%	72.3%
2	災害イエローゾーン	45件	37.5%	37.8%
3	保安林	50件	41.7%	42.0%
4	農用地区域	25件	20.8%	21.0%
5	自然公園法の特別地域	30件	25.0%	25.2%
6	景観地区	11件	9.2%	9.2%
7	風致地区	6件	5.0%	5.0%
8	埋蔵文化財包蔵地	16件	13.3%	13.4%
9	伝統的建造物群保存地区	10件	8.3%	8.4%
10	重要な観光施設の近接エリア	17件	14.2%	14.3%
11	その他	62件	51.7%	52.1%
12	無回答	1件	0.8%	-
	n (%ベース)	120件	-	119件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

(その他の回答例)

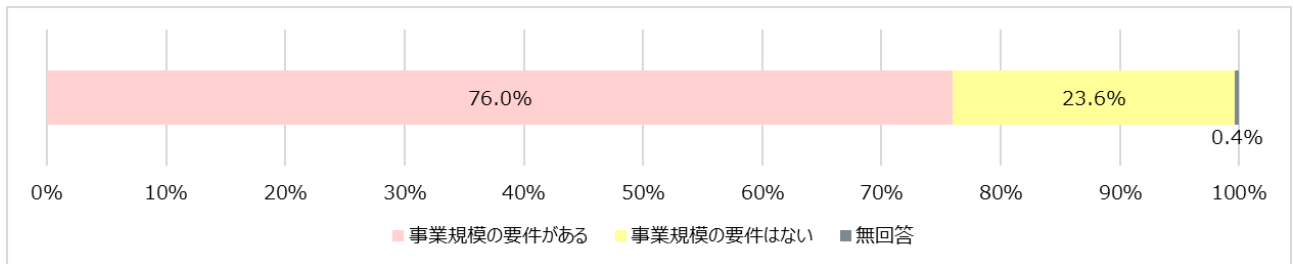
砂防指定地、河川区域、河川保全区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域、防災行政無線の送受信に影響が出るエリア、希少猛禽類の飛翔エリア、ユネスコエコパークの生物圏保存地域、国定公園、重要文化的景観区域、市街化調整区域かつ宅地造成等規制法工事規制区域、緑地の保全・育成及び市民利用に関する条例に基づく緑地の保存区域、林業公共投資の受益地、全域、町長が特に制限が必要と認めた区域、立地適正化計画

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が76.0%、「事業規模の要件はない」は23.6%であった。

表 1-15 事業規模に関する要件の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	579件	76.0%	76.3%
2	事業規模の要件はない	180件	23.6%	23.7%
3	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件



⑦ 事業規模の要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備の要件

野立て設備の出力(下限)の要件は、「10kW以上 50kW未満」が69.3%を占め、「50kW以上 250kW未満」が24.3%、「1,000kW以上」が3.0%、「10kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」が同率で1.7%であった。

野立て設備の出力(上限)の要件は、設定している再エネ条例等が少ない状況ではあるが、「50kW以上 250kW未満」が51.3%、「10kW以上 50kW未満」が23.1%、「1,000kW以上」が17.9%、「250kW以上 1,000kW未満」が5.1%であった。

野立て設備の敷地面積(下限)の要件は、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が52.0%、「5,000㎡以上」が17.8%、「500㎡以上 1,000㎡未満」が17.1%、「500㎡未満」が13.2%であった。

野立て設備の高さ(下限)の要件は、設定している再エネ条例等が少ない状況ではあるが、「13m以上 20m未満」が40.5%、「10m以上 13m未満」が35.1%、「10m未満」が16.2%、「20m以上」が8.1%であった。

表 1-16 野立て設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	5件	1.7%
2	10kW以上 50kW未満	208件	69.3%
3	50kW以上 250kW未満	73件	24.3%
4	250kW以上 1,000kW未満	5件	1.7%
5	1,000kW以上	9件	3.0%
	n (%ベース)	300件	-

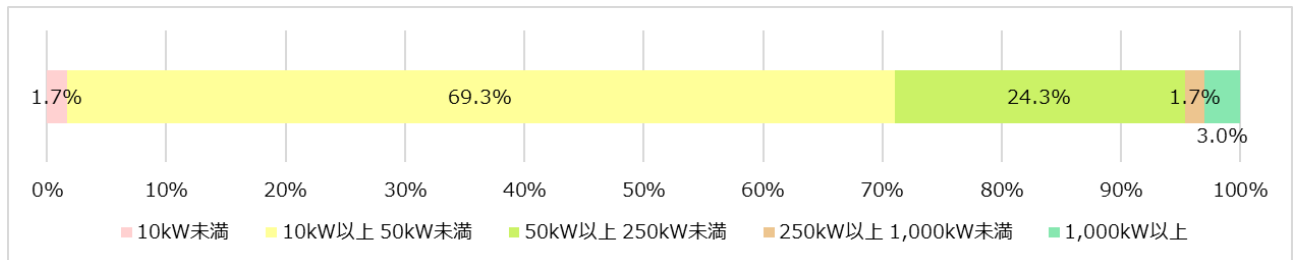


表 1-17 野立て設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	1件	2.6%
2	10kW以上 50kW未満	9件	23.1%
3	50kW以上 250kW未満	20件	51.3%
4	250kW以上 1,000kW未満	2件	5.1%
5	1,000kW以上	7件	17.9%
	n (%ベース)	39件	-

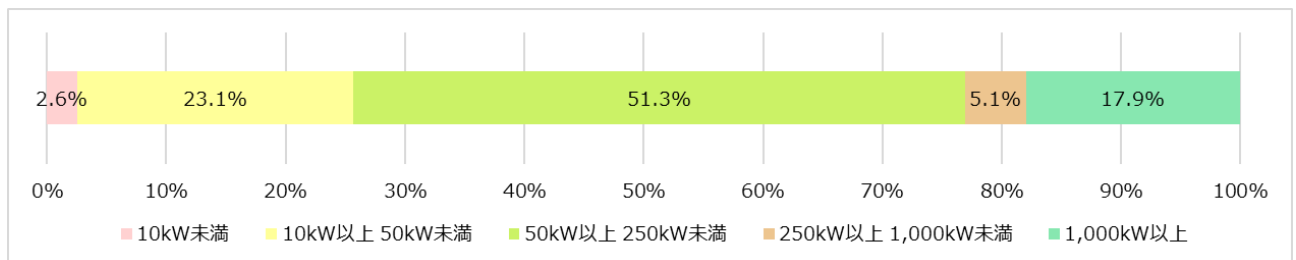


表 1-18 野立て設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	20件	13.2%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	26件	17.1%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	79件	52.0%
4	5,000㎡以上	27件	17.8%
	n (%ベース)	152件	-

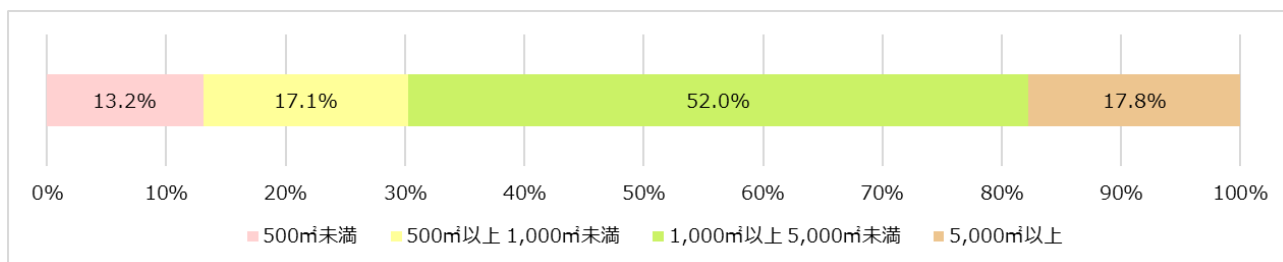
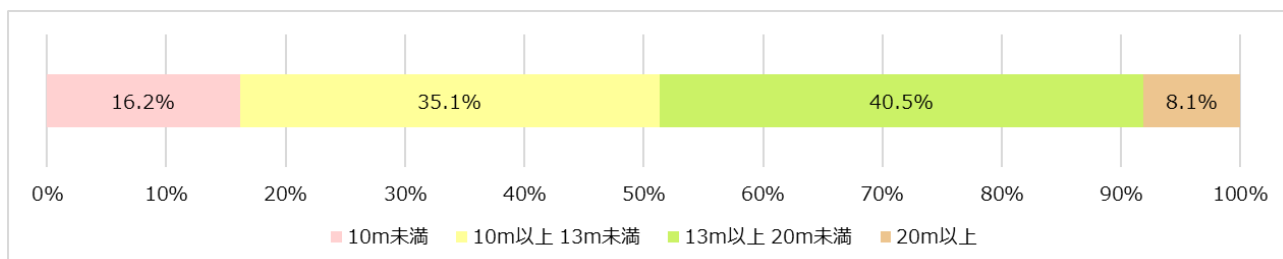


表 1-19 野立て設備の高さ(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10m未満	6件	16.2%
2	10m以上 13m未満	13件	35.1%
3	13m以上 20m未満	15件	40.5%
4	20m以上	3件	8.1%
	n (%ベース)	37件	-



2) 対象とする屋根置き発電設備の出力の要件

屋根設備の出力(下限)の要件は、「10kW以上 50kW未満」が54.8%で最も多く、「50kW以上 250kW未満」が25.8%、「10kW未満」が12.9%、「250kW以上 1,000kW未満」「1,000kW以上」が同率で3.2%であった。

屋根設備の出力(上限)の要件を設定している再エネ条例等は7件のみであり、「10kW未満」が3件、「10kW以上 50kW未満」が2件、「50kW以上 250kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」がそれぞれ1件ずつであった。

敷地面積(下限)の要件は、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が59.3%、「500㎡以上 1,000㎡未満」「500㎡未満」が同率で14.8%、「5,000㎡以上」が11.1%であった。

表 1-20 屋根置き設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	4件	12.9%
2	10kW以上 50kW未満	17件	54.8%
3	50kW以上 250kW未満	8件	25.8%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	3.2%
5	1,000kW以上	1件	3.2%
	n (%ベース)	31件	-

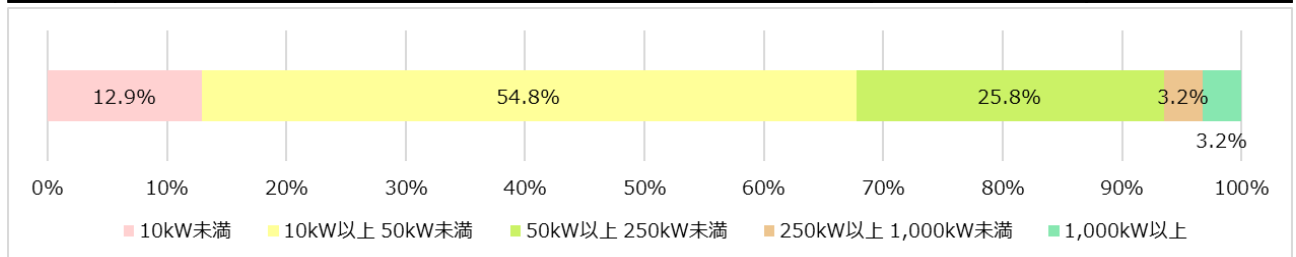


表 1-21 屋根置き設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	3件	42.9%
2	10kW以上 50kW未満	2件	28.6%
3	50kW以上 250kW未満	1件	14.3%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	14.3%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	7件	-

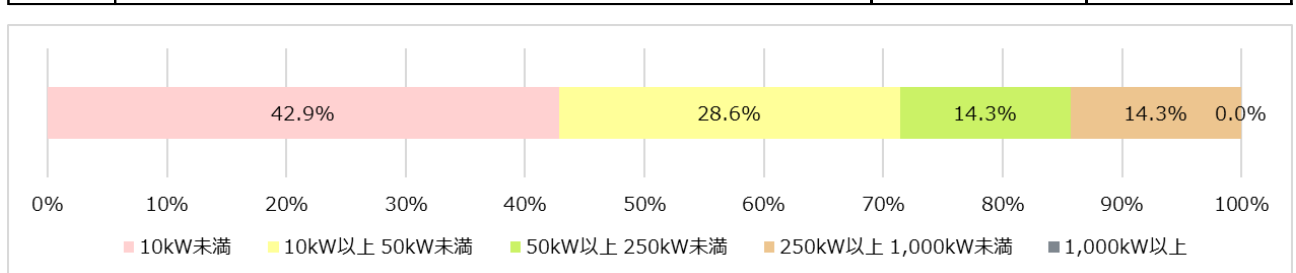
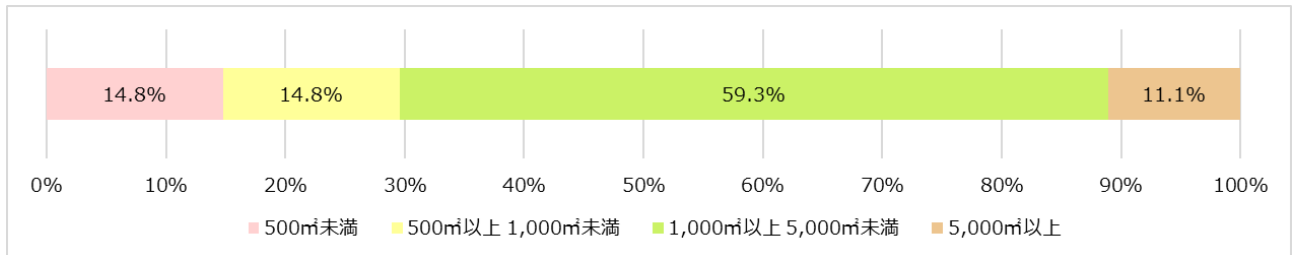


表 1-22 屋根置き設備の敷地面積 (下限) の要件 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	4件	14.8%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	4件	14.8%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	16件	59.3%
4	5,000㎡以上	3件	11.1%
	n (%ベース)	27件	-

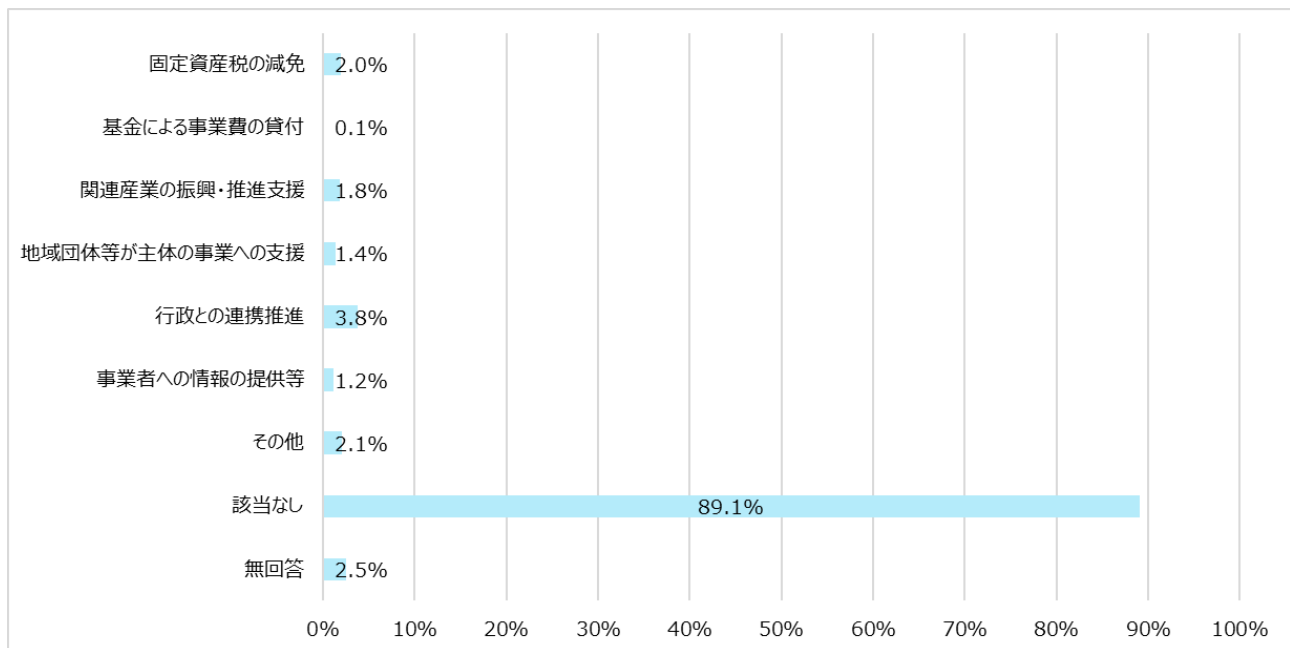


⑦ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が 89.1%で最も多く、「行政との連携推進」が 3.8%と続いた。

表 1-23 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	15件	2.0%	2.0%
2	基金による事業費の貸付	1件	0.1%	0.1%
3	関連産業の振興・推進支援	14件	1.8%	1.9%
4	地域団体等が主体の事業への支援	11件	1.4%	1.5%
5	行政との連携推進	29件	3.8%	3.9%
6	事業者への情報の提供等	9件	1.2%	1.2%
7	その他	16件	2.1%	2.2%
8	該当なし	679件	89.1%	91.4%
9	無回答	19件	2.5%	-
	n (%ベース)	762件	-	743件

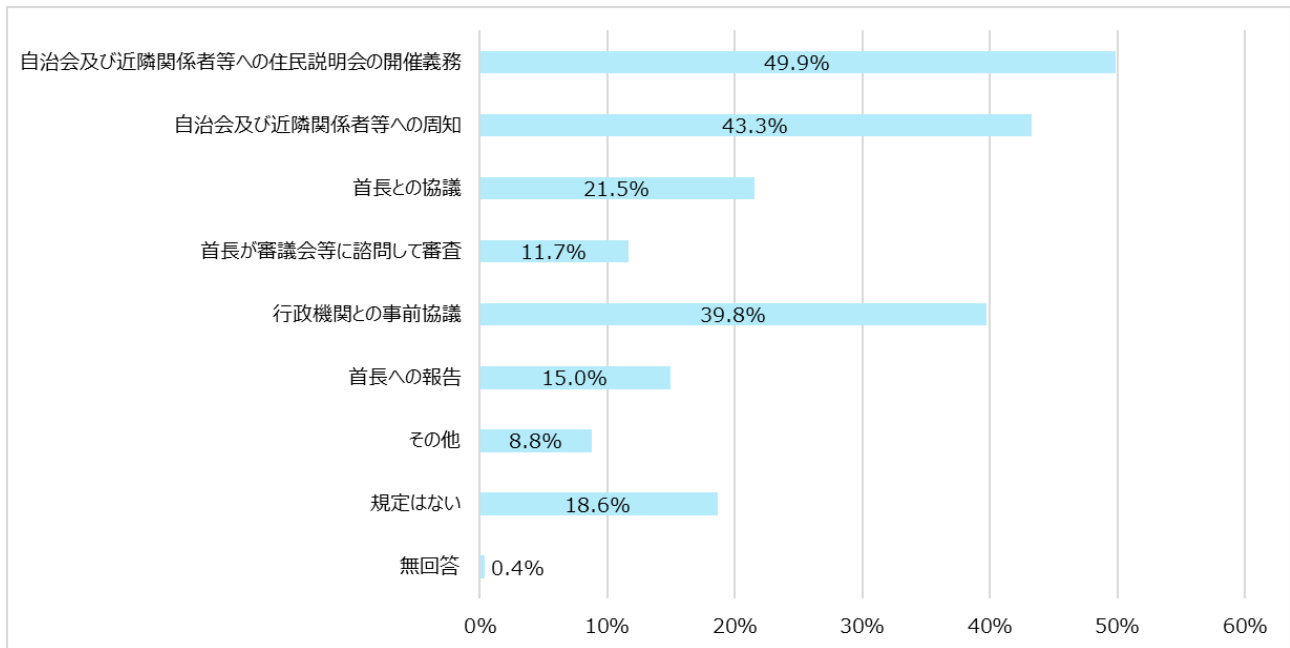


⑧ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が49.9%で最も多く、「自治会及び近隣関係者等への周知」が43.3%、「行政機関との事前協議」が39.8%と続いた。

表 1-24 手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	380件	49.9%	50.1%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	330件	43.3%	43.5%
3	首長との協議	164件	21.5%	21.6%
4	首長が審議会等に諮問して審査	89件	11.7%	11.7%
5	行政機関との事前協議	303件	39.8%	39.9%
6	首長への報告	114件	15.0%	15.0%
7	その他	67件	8.8%	8.8%
8	規定はない	142件	18.6%	18.7%
9	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件



(その他の回答例)

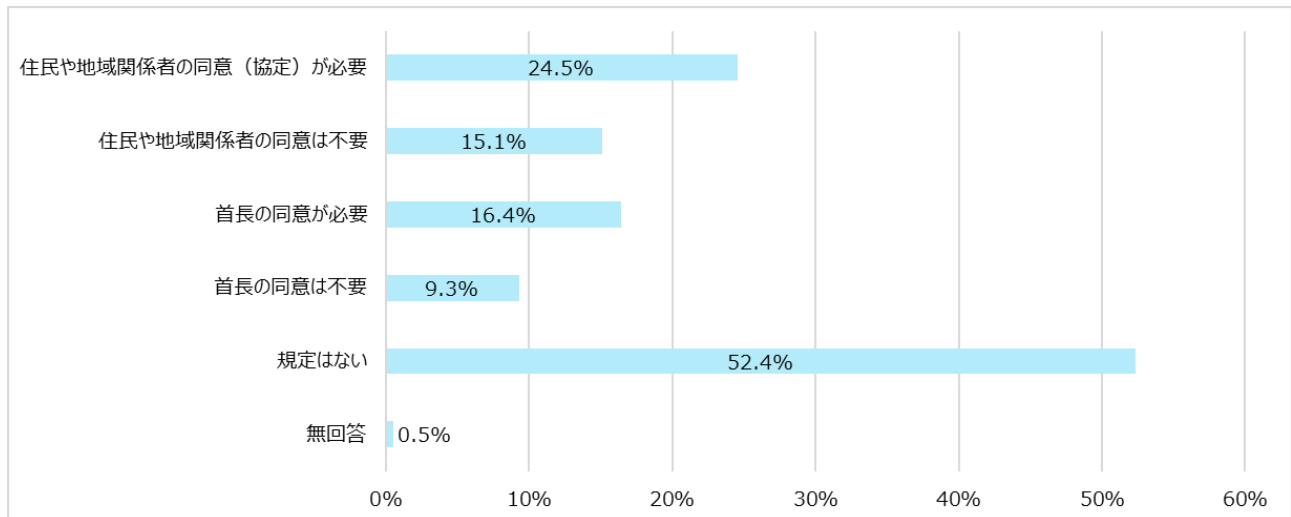
- ・ 認定された施設について都市計画法に基づく開発審査会にて内容を審議し建物の建築を許可
- ・ 発電事業者と地域住民で組織する懇談会の設置
- ・ 市町長からの意見聴取
- ・ 標識設置による近隣関係者への事業計画の周知
- ・ 知事が市町村長へ意見を照会
- ・ 有識者、市民および関連団体で組織する協議会の設置
- ・ 方法書説明会、準備書説明会の実施
- ・ 景観アドバイザーへの意見聴取

⑨ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」が52.4%で最も多く、「住民や地域関係者の同意（協定）が必要」が24.5%、「首長の同意が必要」が16.4%と続いた。

表 1-25 設置に関する同意に係る規定の内容（複数回答）

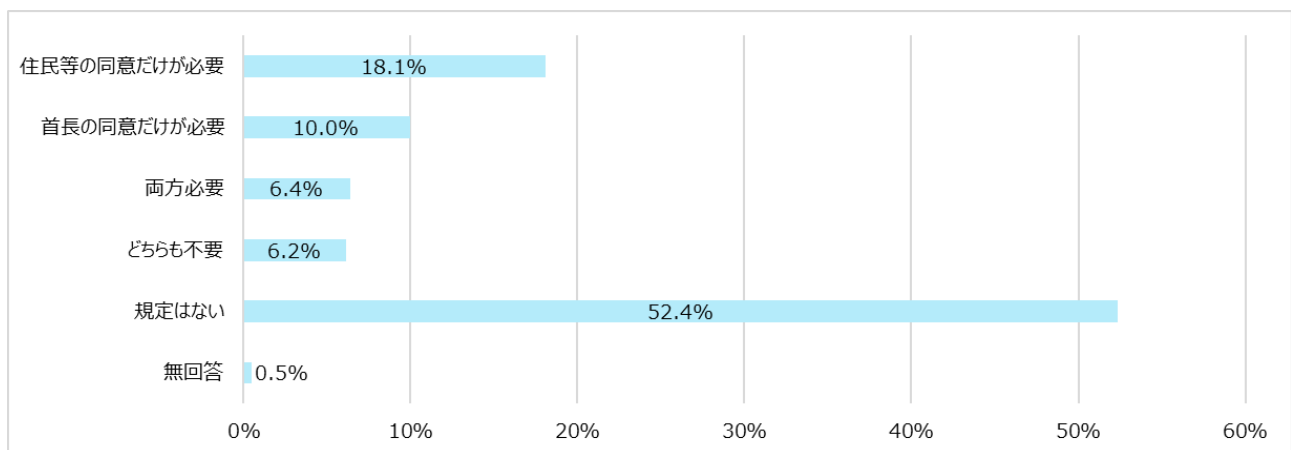
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意（協定）が必要	187件	24.5%	24.5%
2	住民や地域関係者の同意は不要	115件	15.1%	15.1%
3	首長の同意が必要	125件	16.4%	16.4%
4	首長の同意は不要	71件	9.3%	9.3%
5	規定はない	399件	52.4%	52.4%
6	無回答	4件	0.5%	-
	n (%ベース)	762件	-	758件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が18.1%、「首長の同意だけが必要」が10.0%、「両方必要」が6.4%、「どちらも不要」が6.2%となっている。

表 1-26 設置に関する同意に係る規定の内容(クロス集計)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	138件	18.1%	18.2%
2	首長の同意だけが必要	76件	10.0%	10.0%
3	両方必要	49件	6.4%	6.5%
4	どちらも不要	47件	6.2%	6.2%
5	規定はない	399件	52.4%	52.6%
6	無回答	4件	0.5%	-
	n (%ベース)	762件	-	758件

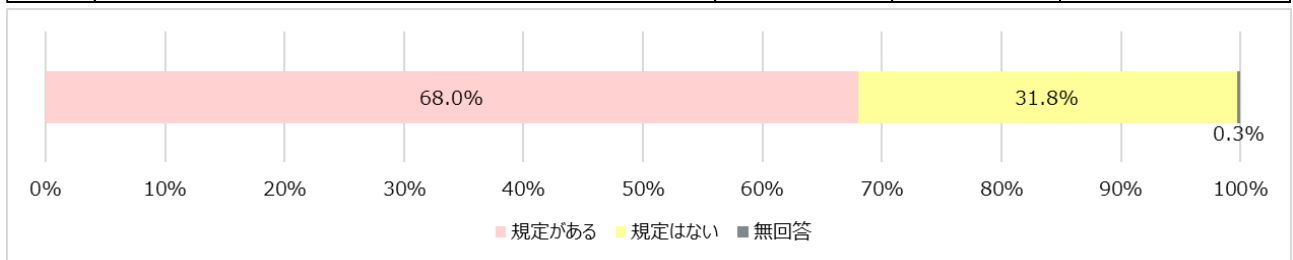


⑪ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は68.0%で、「規定はない」は31.8%であった。

表 1-27 指導や助言等の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	518件	68.0%	68.2%
2	規定はない	242件	31.8%	31.8%
3	無回答	2件	0.3%	-
	n (%ベース)	762件	-	760件

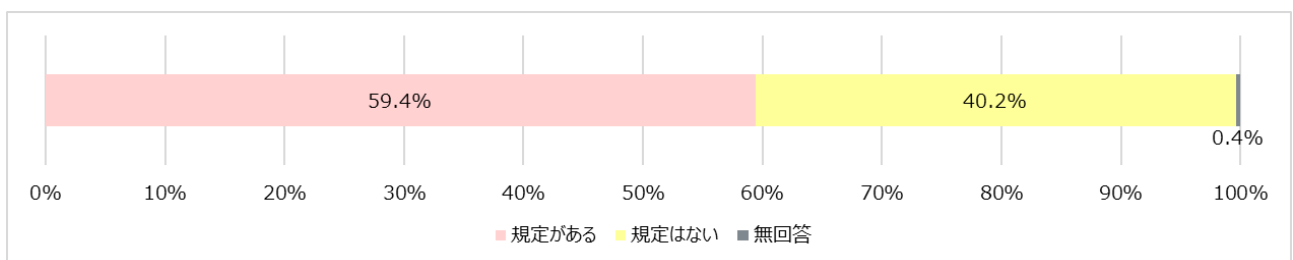


⑫ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は59.4%で、「規定はない」が40.2%であった。

表 1-28 勧告、命令の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	453件	59.4%	59.7%
2	規定はない	306件	40.2%	40.3%
3	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件

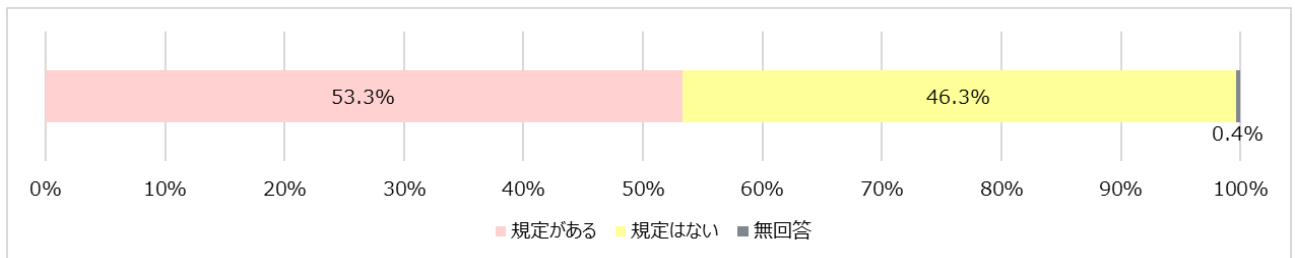


⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は53.3%で、「規定はない」が46.3%であった。

表 1-29 報告徴収に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	406件	53.3%	53.5%
2	規定はない	353件	46.3%	46.5%
3	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件

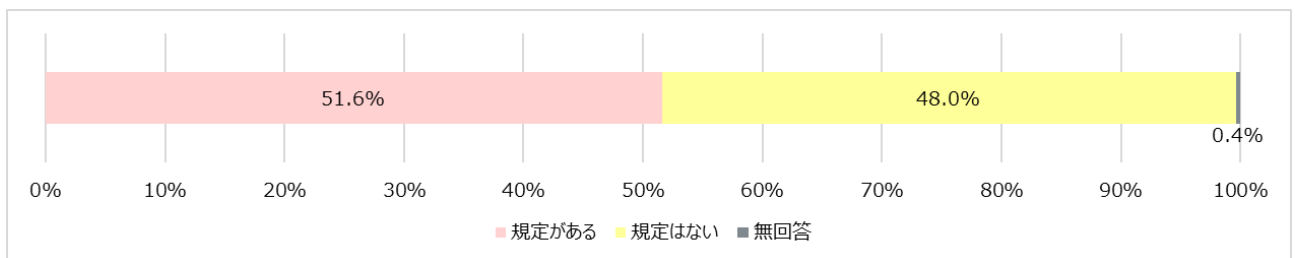


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は51.6%で、「規定はない」が48.0%であった。

表 1-30 立入調査に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	393件	51.6%	51.8%
2	規定はない	366件	48.0%	48.2%
3	無回答	3件	0.4%	-
	n (%ベース)	762件	-	759件

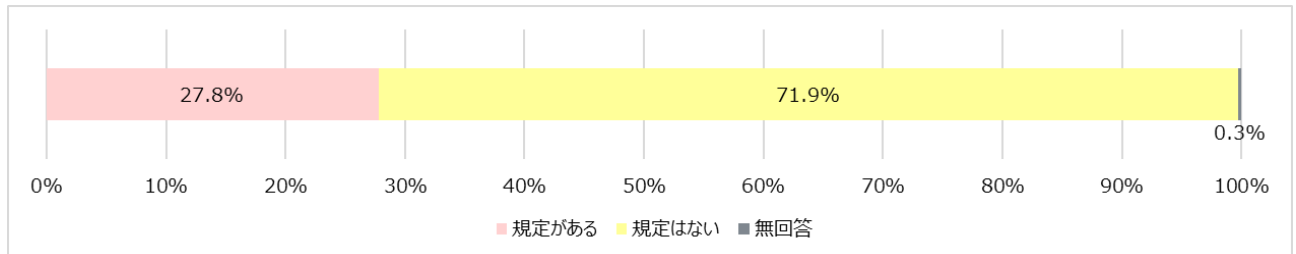


⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は27.8%で、「規定はない」が71.9%であった。

表 1-31 罰則に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	212件	27.8%	27.9%
2	規定はない	548件	71.9%	72.1%
3	無回答	2件	0.3%	-
	n (%ベース)	762件	-	760件

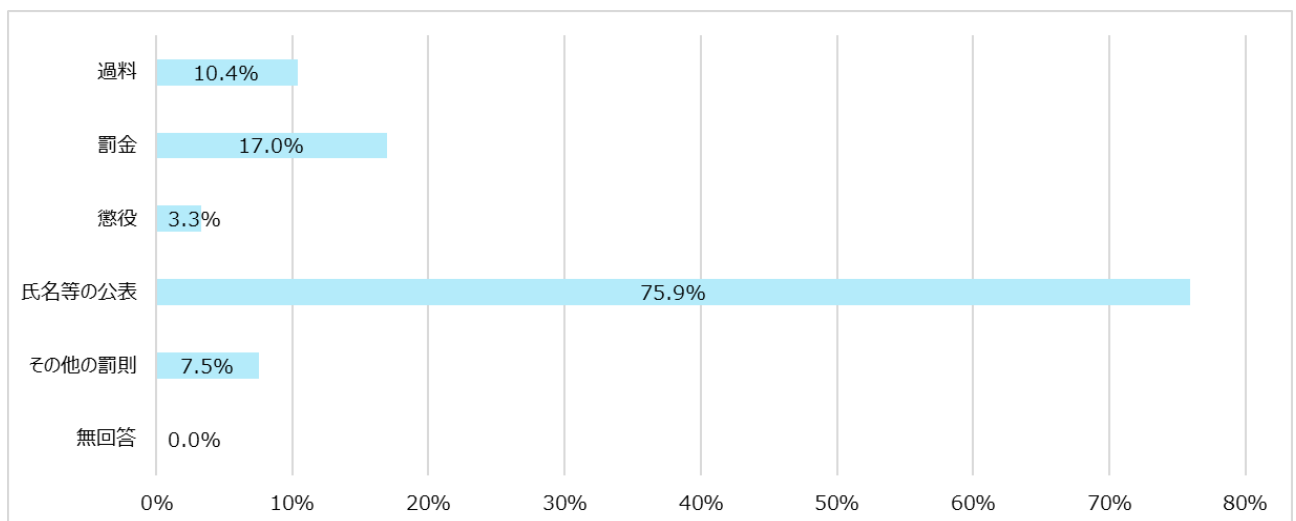


⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が 75.9%で最も多く、「罰金」が 17.0%、「過料」が 10.4%と続いた。

表 1-32 罰則の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	22件	10.4%	10.4%
2	罰金	36件	17.0%	17.0%
3	懲役	7件	3.3%	3.3%
4	氏名等の公表	161件	75.9%	75.9%
5	その他の罰則	16件	7.5%	7.5%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	212件	-	212件



(その他の回答)

損害賠償、国または県への通知、関係機関との情報共有、補助金の返還

(7) 再エネ条例等における特徴的な規定

再エネ条例等の規定において地域の実情をふまえた工夫について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 1-33 地域の実情をふまえた工夫

領域		地域の実情をふまえた工夫 (抜粋)
対象となる事業	認定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● FIT/FIP 事業に係るトラブルが多いため FIT/FIP 事業を対象とした規定が多い ● 条例を改訂し非 FIT/FIP 事業も対象に含めることとした ● 発電設備の設置、増設の目的で行う木竹の伐採や土地の造成も「事業」と定義して、条例の適用対象とした ● 条例施行規則で定める出力以上の再エネ事業について、発電事業者は市民又は事業者が自ら出資することで事業に参加できる仕組みの構築に努めるものと規定
	出力規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然や景観の保護の観点から太陽電池モジュールの総面積が 12,000 m²以上 (2MW 相当) の設置には同意しない ● 低圧設備においても不適切な事業が見られたため届出の対象を 10kW 以上とした ● 出力が 20kW 以下の設備も対象
設備の設置	区域	<ul style="list-style-type: none"> ● オオワシ・オジロワシ等の希少猛禽類への影響を考慮に入れてゾーニングを行っている環境の保全について特に配慮が必要な地域 (国立公園、国定公園、県立自然公園等) を特別配慮地域に設定 ● 町のシンボルである山麓地域における設備の設置には同意しない
	距離	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音に係る苦情の発生を防止するため、住宅等から 200m 以上離して設置することを規定 ● 高さ 13m 以上の風力発電設備は、海岸から 300m 以上離すことを規定 ● 防災行政無線設備の送受信への影響を防ぐため設備からの距離を 250m 以上確保することを規定
	他産業等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 村が実施する天体観測等に影響しないよう必要な対策を講じるよう求めている ● 海上自衛隊の航空機運用に影響しないよう留意することを規定
	景観配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲と調和した設備の高さ、形状、色彩等を求めている ● 公共空間・施設から設備を視認できる場合には植栽や格子等で目隠しを行うことを規定 ● 敷地境界からの後退や植栽での修景など、周辺景観との調和を求めている
説明会の実施	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画区域の境界から 50m 範囲の居住者及び土地所有者を説明対象とする ● 設備が設置された区のみならず関係する区も対象に説明会を実施することを規定
	実施報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会を実施したことを確認するため、出席者の署名・押印付の記録、出席者名簿、配布資料の提出を求めている

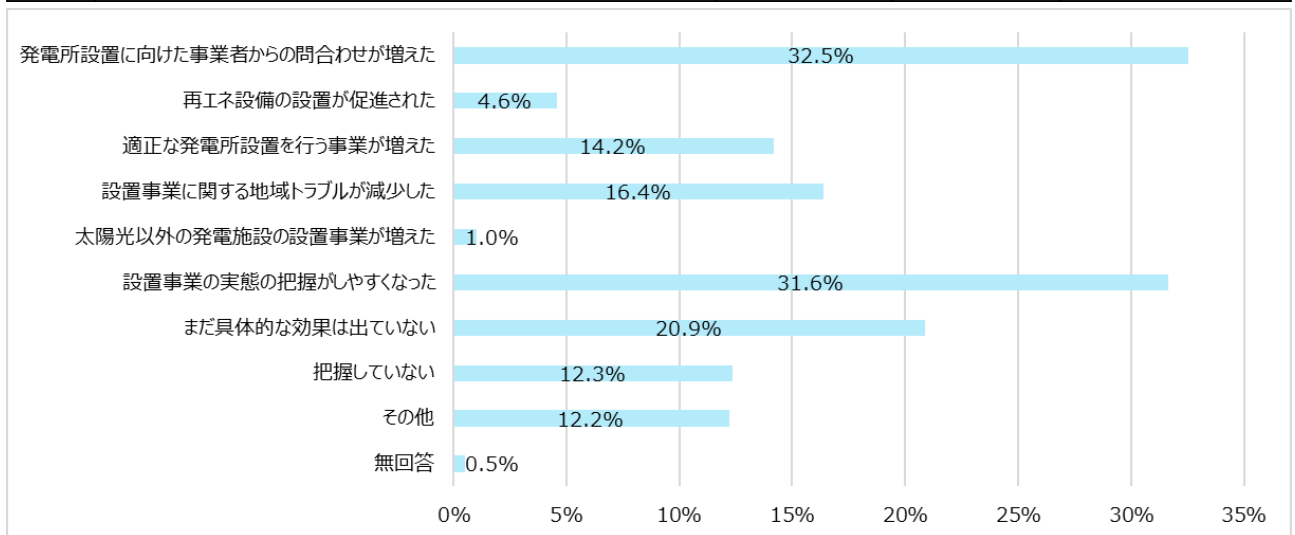
		<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会に地方公共団体職員が同席することとしている
	定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 年に1回の定期報告を義務付け
事業の実施状況の把握		<ul style="list-style-type: none"> ● 中間検査を導入している ● 管理状況等の報告を義務付け
地域への裨益		<ul style="list-style-type: none"> ● 発電設備を設置する地域への貢献に努め、環境学習関連の見学等の積極的な協力を求める ● 市及び住民等が実施する環境行事等に積極的に協力し地域振興に努めることを規定 ● 地域と共生した事業を非課税とすることで事業者による地域との共生を見据えた諸取組の推進を促している ● 事業者による再生可能エネルギー設備の活用による地域の活性化に資する取組の提案及び実現を努力義務としている ● 発電事業者は市民又は事業者が自ら出資することで事業に参加できる仕組みの構築に努めるものと規定
災害発生時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害による被害または異常が発生した際の早急な対処及び、市への報告と地元関係者への周知を義務付け ● 有事の際に備えた電源プラグの設置や災害時の地域への電力供給を求めている ● 災害発生時の現地確認・異常への対応、緊急連絡先の表示を規定
事業終了後の設備の撤去・廃棄		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業終了後の発電設備の撤去、跡地の有効活用または原状回復を規定 ● 太陽光パネルの廃棄への対応として、「廃棄等費用積立計画書」の提出を求めている

(8) 再エネ条例等の制定の効果

再エネ条例等の制定の効果を尋ねたところ、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が32.5%で最も多く、「設置事業の実態の把握がしやすくなった」が31.6%と続いた。

表 1-34 再エネ条例等の制定の効果 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	248件	32.5%	32.7%
2	再エネ設備の設置が促進された	35件	4.6%	4.6%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	108件	14.2%	14.2%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	125件	16.4%	16.5%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	8件	1.0%	1.1%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	241件	31.6%	31.8%
7	まだ具体的な効果は出ていない	159件	20.9%	21.0%
8	把握していない	94件	12.3%	12.4%
9	その他	93件	12.2%	12.3%
10	無回答	4件	0.5%	-
	n (%ベース)	762件	-	758件



(その他の回答例)

- 乱開発を抑制することができている
- 早い段階で住民説明会の実施等を呼びかけることが可能になった
- 事業者との情報共有が容易になった
- 特別保全地区内での設置件数が減少した
- 太陽光発電設備の設置が進んだ
- 条例制定(改正)を予定している地方公共団体からの問い合わせが増えた
- 発電事業に対して住民が問題意識を持つようになった
- 庁内の連携がスムーズになった

(9) 再エネ条例等の執行上の課題や見直しの予定等

再エネ条例等を執行するにあたっての懸念点や課題、及び課題に対しての見直しの予定等について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 1-35 執行上の課題や見直しの予定等

領域		執行上の課題や見直しの予定等 (抜粋)
再エネ事業に係る方針		<ul style="list-style-type: none"> ● 当市の再エネ条例は発電事業を抑制する色が強いいため、再エネを推進する昨今の国の情勢と乖離してしまわないか懸念 ● 脱炭素社会の実現に向けて再エネを推進したい一方で、地域を守るためには一定程度の規制を設ける必要もあり、今後の対応方針について苦慮
再エネ条例等の規定	条例対象外の事業への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例対象外の設備に係る地域住民と事業者間のトラブルが発生 ● 急増している非 FIT/FIP 設備については把握が困難であることに課題を感じており、条例の改訂も検討 ● 現条例では 1,000 m²を超えない開発行為については事前協議が不要となるため、町としてガイドライン等の策定検討が必要 ● 分割案件の規制強化
	法的拘束力の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインを制定しているものの法的拘束力がないため、条例化することを検討
	地域住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例において届出や住民説明会の開催等に係る規定を設けていないため、町民からの十分な理解が得られず発電事業への反対の声が上がる事案が生じている ● 住民等から地元からの同意や市の許可取得に関する規定を設けてほしいという要望がある。現状においては条例の見直しの予定はないものの、他地方公共団体等の動向をふまえ検討を続ける ● 事前説明に応じない地域住民等が見受けられる
	廃棄・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業廃止の際の設備の廃棄処分に関して懸念を抱いている ● 発電設備の処理費用が積み立てられる前に放置された場合の対処をどのようにするか決まっていない
	維持管理の不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切に管理されていない設備が一部見られる ● 維持管理の義務化を検討
	罰則規定の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状において罰則規定がなく、実効性が非常に弱いことを課題視 ● 罰則等がない条例であるため、発電事業者がどこまで遵守するかが不透明
	事業継承に係る新規事業者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備の設置後に事業者が変更になった場合にどのように把握するかが課題 ● 事業継承時に旧事業者の事業計画を新規事業者に引き継ぐため誓約書の提出を求めることとした

	知事の意向	<ul style="list-style-type: none"> ● 知事意見が事業計画に適切に反映されないため、地域特性を踏まえた風力発電事業のアセス調査、予測及び評価等を定めた指針等の策定を検討
	事後調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後調査報告書の提出義務がなく、環境保全措置のモニタリングが不十分なため、事後調査手続への県の関与を定めた指針の策定を検討
再エネ条例等の運用		<ul style="list-style-type: none"> ● 条例に基づく許可申請や届出を処理する職員数が不足 ● 適正な設置が可能か審査する上で専門的な見地がないため適切な指導・助言等ができるか懸念 ● 景観法は、工作物の形態や意匠などの条件付きの規制ができるものであって、設置の可否の規制はできない。よって、景観上支障がある太陽光パネル等の設置計画が申請された場合に「設置を認めない」と指導しきれない ● 事業者への周知が不足 ● 庁内関係部署との情報共有が不足

1.2.3 制定済みの「再エネ規制条例」について

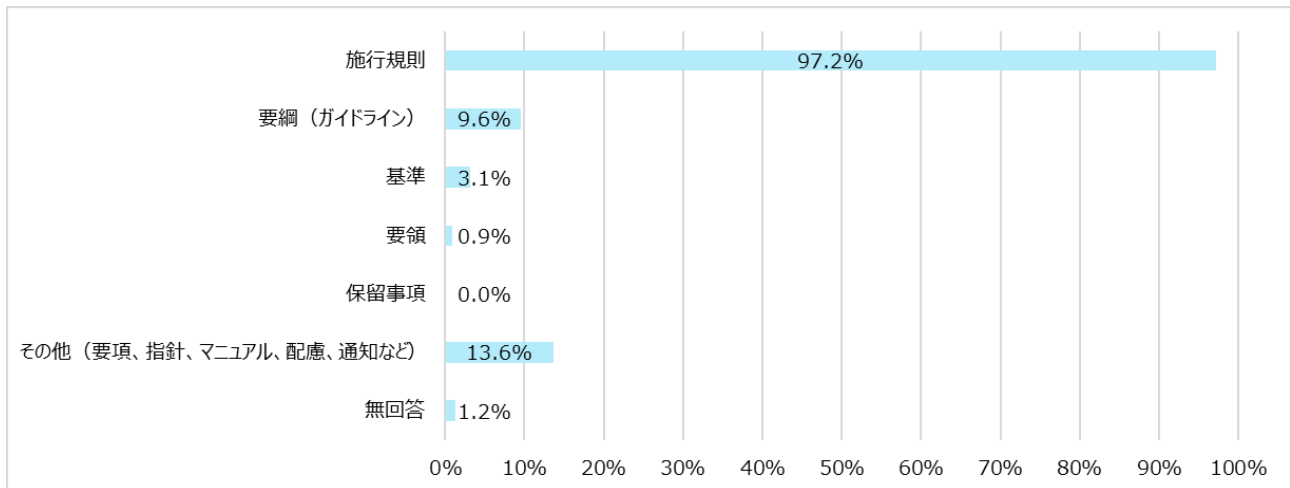
制定済みの「再エネ条例等」のうち、「再エネ規制条例」に限定して集計を行ったところ、結果は以下の通りであった。なお、制定済みの再エネ規制条例は323件であった。

(1) 再エネ規制条例に紐づけられている規則等

再エネ規制条例に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が97.2%で最も多く、「その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)」が13.6%、「要綱(ガイドライン)」が9.6%と続いた。

表 1-36 再エネ規制条例に紐づけられている規則等(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	314件	97.2%	98.4%
2	要綱(ガイドライン)	31件	9.6%	9.7%
3	基準	10件	3.1%	3.1%
4	要領	3件	0.9%	0.9%
5	保留事項	0件	0.0%	0.0%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	44件	13.6%	13.8%
7	無回答	4件	1.2%	-
	n(%ベース)	323件	-	319件

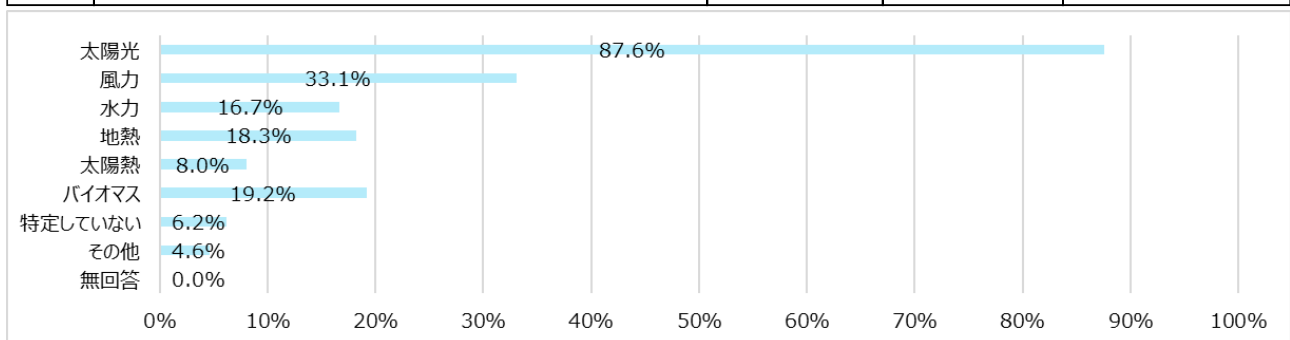


(2) 再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類

再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が87.6%で最も多く、「風力」が33.1%、「バイオマス」が19.2%、「地熱」が18.3%、「水力」が16.7%と続いた。

表 1-37 再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	283件	87.6%	87.6%
2	風力	107件	33.1%	33.1%
3	水力	54件	16.7%	16.7%
4	地熱	59件	18.3%	18.3%
5	太陽熱	26件	8.0%	8.0%
6	バイオマス	62件	19.2%	19.2%
7	特定していない	20件	6.2%	6.2%
8	その他	15件	4.6%	4.6%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	323件	-	323件

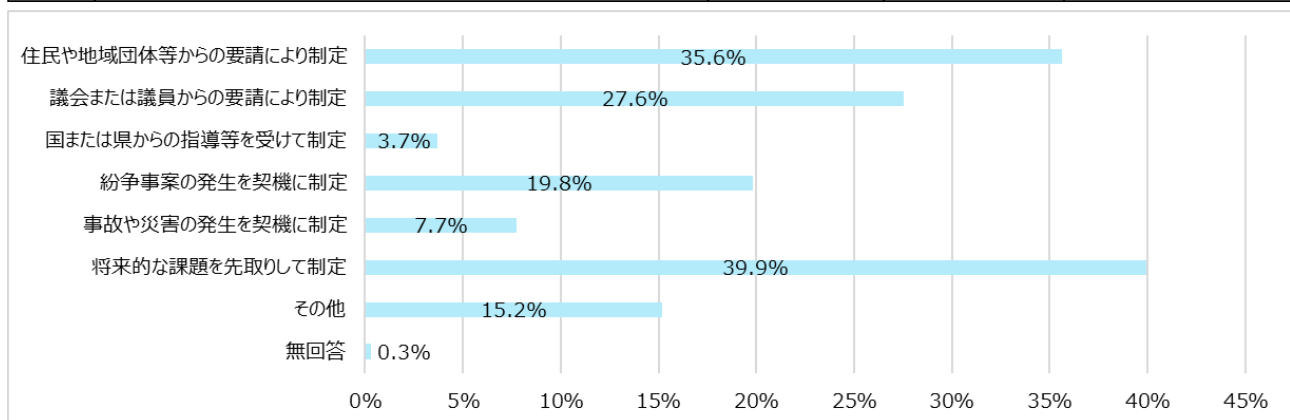


(3) 再エネ規制条例の制定の経緯

再エネ規制条例の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が39.9%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が35.6%、「議会または議員からの要請により制定」が27.6%と続いた。

表 1-38 再エネ規制条例の制定の経緯 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	115件	35.6%	35.7%
2	議会または議員からの要請により制定	89件	27.6%	27.6%
3	国または県からの指導等を受けて制定	12件	3.7%	3.7%
4	紛争事案の発生を契機に制定	64件	19.8%	19.9%
5	事故や災害の発生を契機に制定	25件	7.7%	7.8%
6	将来的な課題を先取りして制定	129件	39.9%	40.1%
7	その他	49件	15.2%	15.2%
8	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件

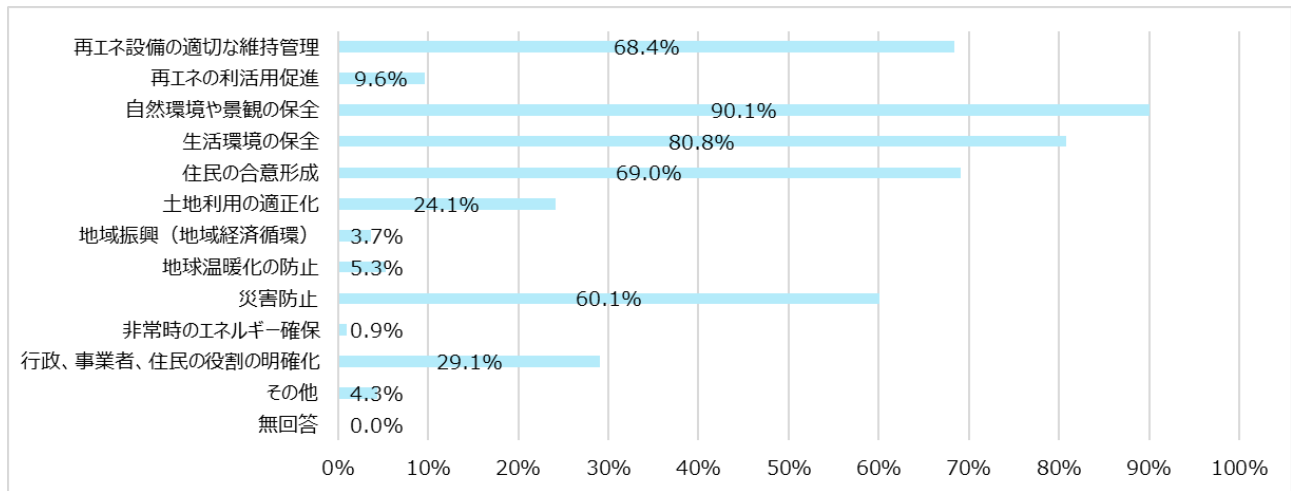


(4) 再エネ規制条例の制定目的

再エネ規制条例の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が 90.1%で最も多く、「生活環境の保全」が 80.8%、「住民の合意形成」が 69.0%、「再エネ設備の適切な維持管理」が 68.4%、「災害防止」が 60.1%と続いた。

表 1-39 再エネ規制条例の制定目的 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	221件	68.4%	68.4%
2	再エネの利活用促進	31件	9.6%	9.6%
3	自然環境や景観の保全	291件	90.1%	90.1%
4	生活環境の保全	261件	80.8%	80.8%
5	住民の合意形成	223件	69.0%	69.0%
6	土地利用の適正化	78件	24.1%	24.1%
7	地域振興 (地域経済循環)	12件	3.7%	3.7%
8	地球温暖化の防止	17件	5.3%	5.3%
9	災害防止	194件	60.1%	60.1%
10	非常時のエネルギー確保	3件	0.9%	0.9%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	94件	29.1%	29.1%
12	その他	14件	4.3%	4.3%
13	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	323件	-	323件

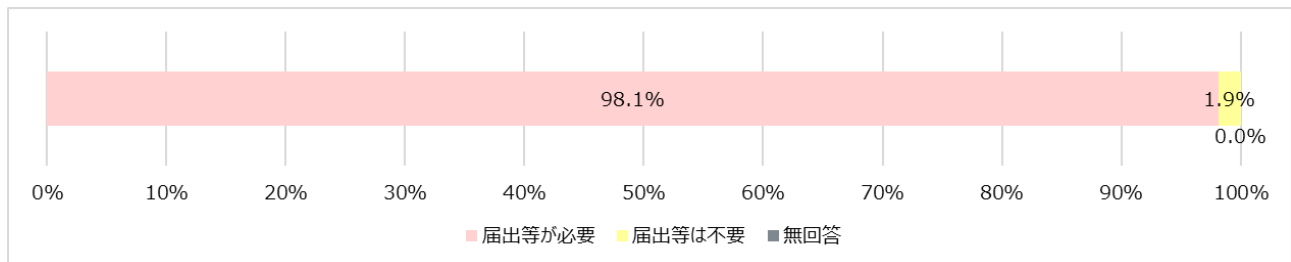


① 届出又は申請の要否

届出等の要否については、「届出等が必要」が98.1%を占め、「届出等は不要」は1.9%であった。

表 1-40 再エネ規制条例における届出又は申請の要否(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	317件	98.1%	98.1%
2	届出等は不要	6件	1.9%	1.9%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	323件	-	323件

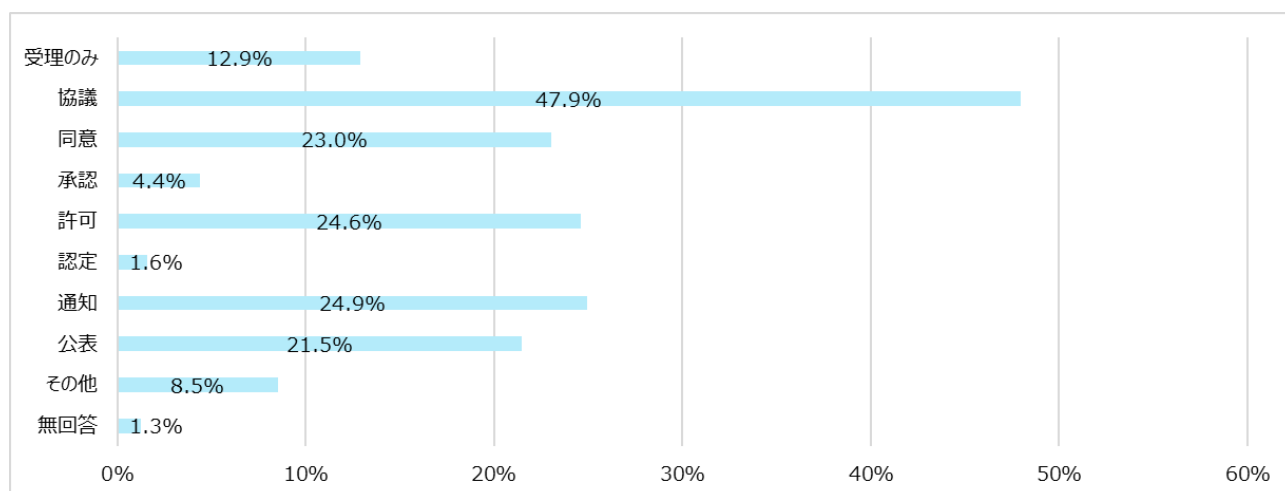


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が47.9%で最も多く、「通知」が24.9%、「許可」が24.6%、「同意」が23.0%と続いた。

表 1-41 再エネ規制条例における届出等に対する対応の種別 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	41件	12.9%	13.1%
2	協議	152件	47.9%	48.6%
3	同意	73件	23.0%	23.3%
4	承認	14件	4.4%	4.5%
5	許可	78件	24.6%	24.9%
6	認定	5件	1.6%	1.6%
7	通知	79件	24.9%	25.2%
8	公表	68件	21.5%	21.7%
9	その他	27件	8.5%	8.6%
10	無回答	4件	1.3%	-
	n (%ベース)	317件	-	313件



③ 規制エリアの設定状況

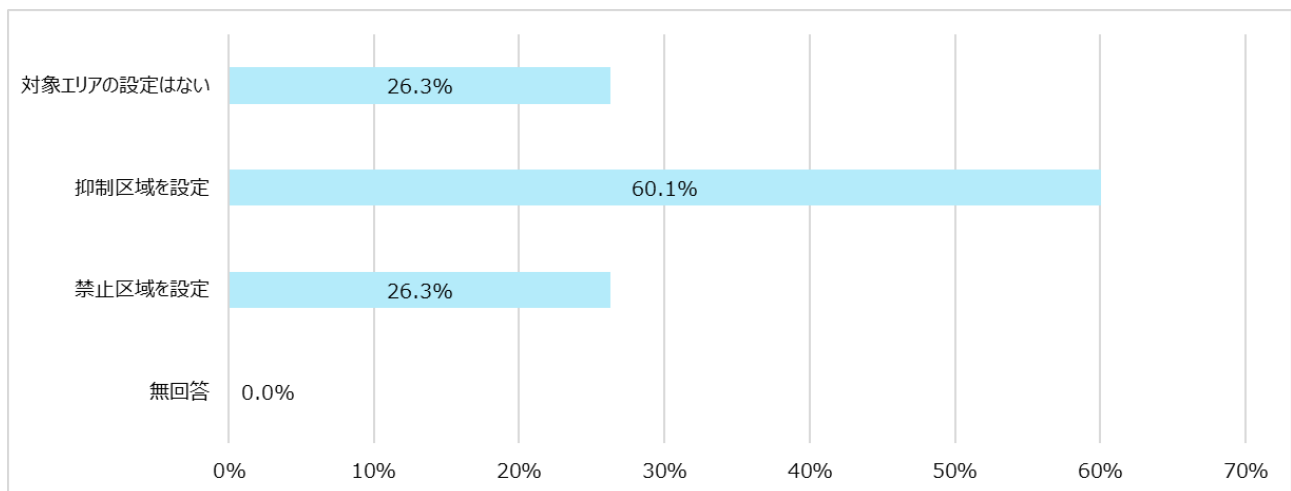
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「抑制区域を設定」が60.1%、「禁止区域を設定」が26.3%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが高いたして、事業の実施を禁止する区域

表 1-42 再エネ規制条例における規制エリアの設定状況 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	85件	26.3%	26.3%
2	抑制区域を設定	194件	60.1%	60.1%
3	禁止区域を設定	85件	26.3%	26.3%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	323件	-	323件

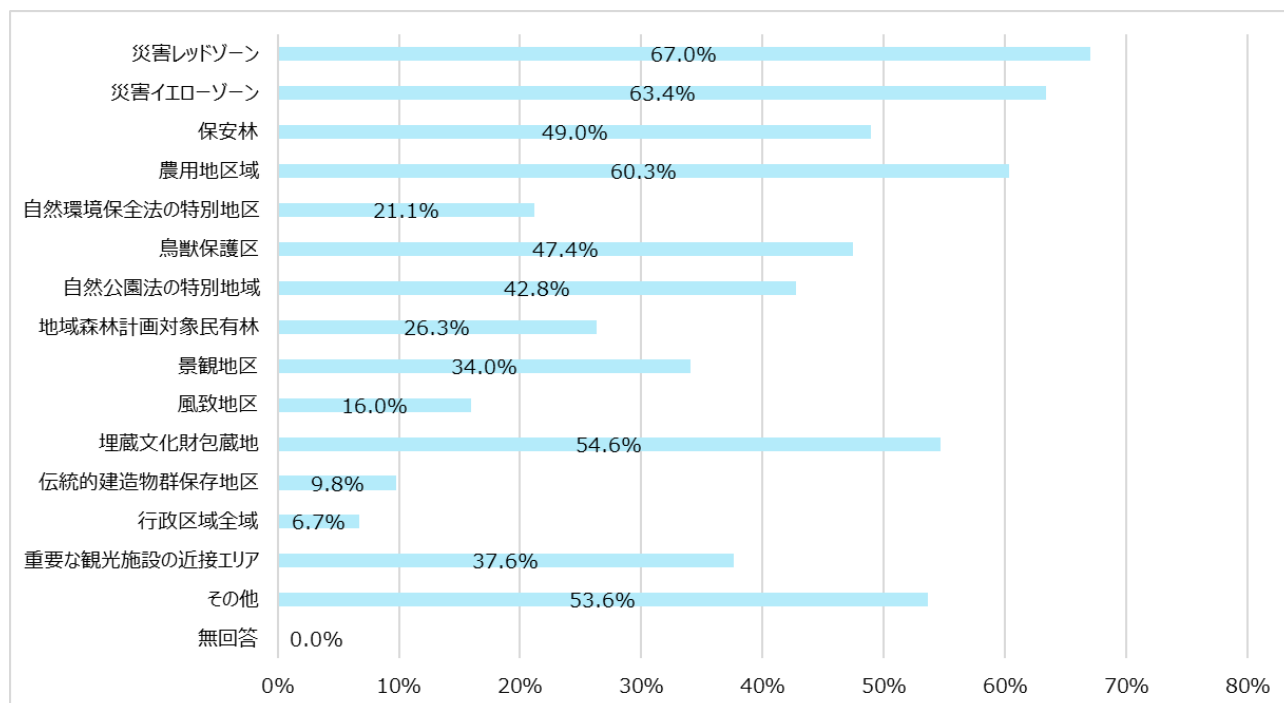


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が67.0%で最も多く、「災害イエローゾーン」が63.4%、「農用地区域」が60.3%と続いた。

表 1-43 再エネ規制条例における抑制区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	130件	67.0%	67.0%
2	災害イエローゾーン	123件	63.4%	63.4%
3	保安林	95件	49.0%	49.0%
4	農用地区域	117件	60.3%	60.3%
5	自然環境保全法の特別地区	41件	21.1%	21.1%
6	鳥獣保護区	92件	47.4%	47.4%
7	自然公園法の特別地域	83件	42.8%	42.8%
8	地域森林計画対象民有林	51件	26.3%	26.3%
9	景観地区	66件	34.0%	34.0%
10	風致地区	31件	16.0%	16.0%
11	埋蔵文化財包蔵地	106件	54.6%	54.6%
12	伝統的建造物群保存地区	19件	9.8%	9.8%
13	行政区域全域	13件	6.7%	6.7%
14	重要な観光施設の近接エリア	73件	37.6%	37.6%
15	その他	104件	53.6%	53.6%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	194件	-	194件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

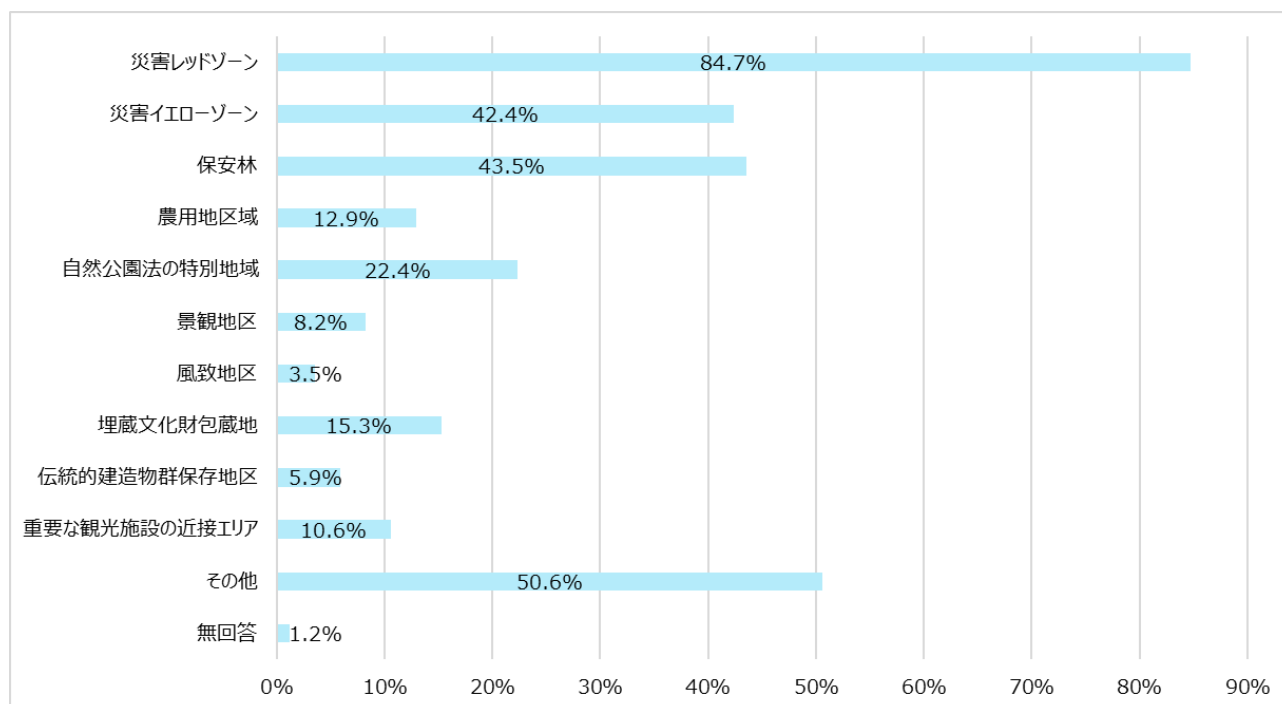
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が84.7%で最も多く、「保安林」が43.5%、「災害イエローゾーン」が42.4%と続いた。

表 1-44 再エネ規制条例における禁止区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	72件	84.7%	85.7%
2	災害イエローゾーン	36件	42.4%	42.9%
3	保安林	37件	43.5%	44.0%
4	農用地区域	11件	12.9%	13.1%
5	自然公園法の特別地域	19件	22.4%	22.6%
6	景観地区	7件	8.2%	8.3%
7	風致地区	3件	3.5%	3.6%
8	埋蔵文化財包蔵地	13件	15.3%	15.5%
9	伝統的建造物群保存地区	5件	5.9%	6.0%
10	重要な観光施設の近接エリア	9件	10.6%	10.7%
11	その他	43件	50.6%	51.2%
12	無回答	1件	1.2%	-
	n (%ベース)	85件	-	84件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

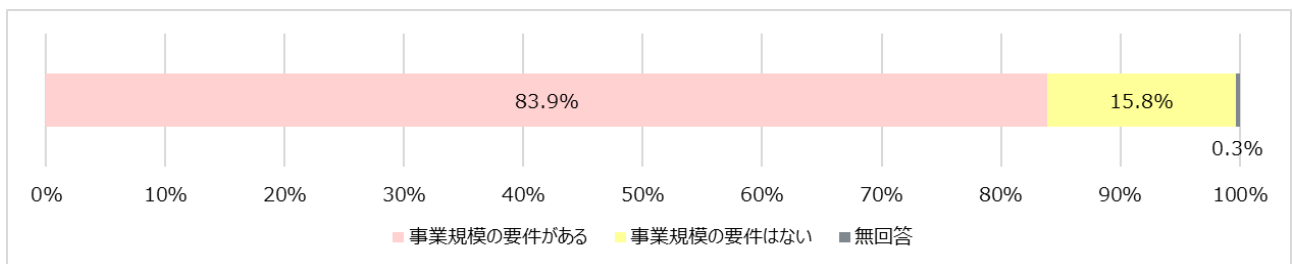
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が83.9%を占め、「事業規模の要件はない」が15.8%であった。

表 1-45 再エネ規制条例における事業規模に関する要件の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	271件	83.9%	84.2%
2	事業規模の要件はない	51件	15.8%	15.8%
3	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件



⑦ 事業規模に関する要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備やその他の発電設備の要件

野立て設備の出力(下限)の要件は、「10kW以上 50kW未満」が72.3%を占め、「50kW以上 250kW未満」が23.1%、「1,000kW以上」が2.3%、「250kW以上 1,000kW未満」が1.7%、「10kW未満」が0.6%であった。

野立て設備の出力(上限)の要件は、設定している再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「50kW以上 250kW未満」が84.6%、「10kW以上 50kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」が同率で7.7%であった。

野立て設備の敷地面積(下限)の要件は、「1,000㎡以上 5,000㎡未満」が54.1%、「500㎡以上 1,000㎡未満」18.8%、「5,000㎡以上」が15.3%、「500㎡未満」11.8%であった。

野立て設備の高さ(下限)の要件は、設定している再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「13m以上 20m未満」が40.0%、「10m以上 13m未満」が35.0%、「10m未満」が15.0%、「20m以上」が10.0%であった。

表 1-46 再エネ規制条例における野立て設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	1件	0.6%
2	10kW以上 50kW未満	125件	72.3%
3	50kW以上 250kW未満	40件	23.1%
4	250kW以上 1,000kW未満	3件	1.7%
5	1,000kW以上	4件	2.3%
	n (%ベース)	173件	-

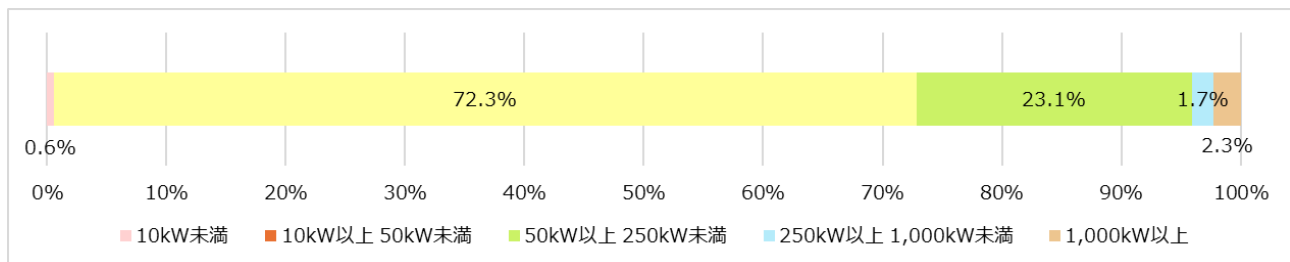


表 1-47 再エネ規制条例における野立て設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	1件	7.7%
3	50kW以上 250kW未満	11件	84.6%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	7.7%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	13件	-

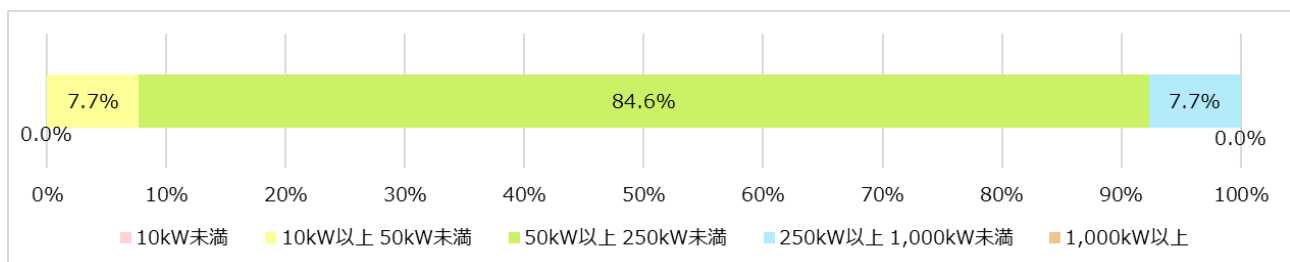


表 1-48 再エネ規制条例における野立て設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	10件	11.8%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	16件	18.8%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	46件	54.1%
4	5,000㎡以上	13件	15.3%
	n (%ベース)	85件	-

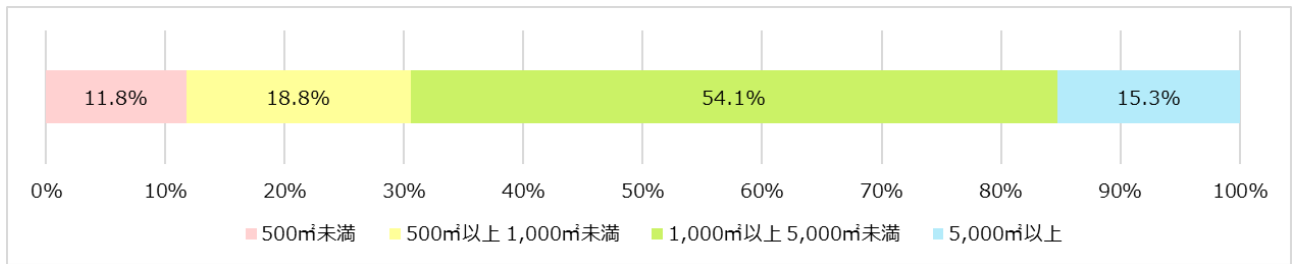
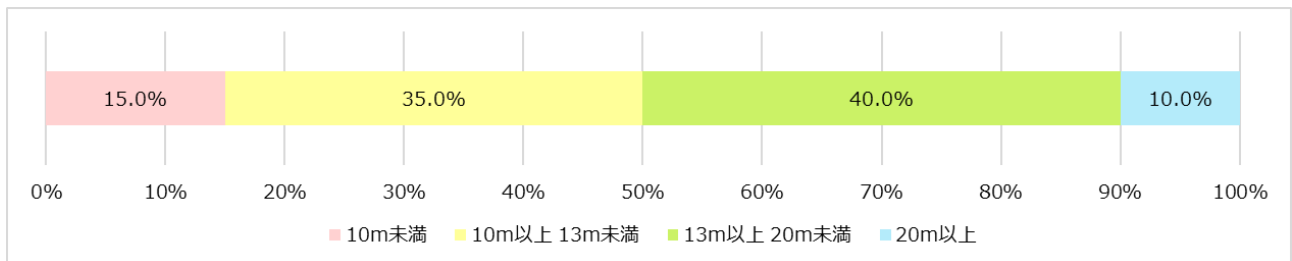


表 1-49 再エネ規制条例における野立て設備の高さ(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10m未満	3件	15.0%
2	10m以上 13m未満	7件	35.0%
3	13m以上 20m未満	8件	40.0%
4	20m以上	2件	10.0%
	n (%ベース)	20件	-



2) 対象とする屋根置き発電設備やその他の発電設備の要件

屋根設備の出力(下限)の要件は、設定している再エネ規制条例は少ない状況ではあるが、「10kW以上 50kW未満」が53.8%、「50kW以上 250kW未満」が30.8%、「1,000kW以上」「250kW以上 1,000kW未満」が7.7%で同率であった。

屋根設備の出力(上限)の要件は、設定している再エネ規制条例は2件のみであり、「10kW未満」「250kW以上 1,000kW未満」がそれぞれ1件ずつであった。

敷地面積(下限)の要件は、設定している再エネ規制条例は少ない状況ではあるが、「1,000 m²以上 5,000 m²未満」が45.5%、「500 m²未満」「500 m²以上 1,000 m²未満」「5,000 m²以上」が同率で18.2%であった。

表 1-50 再エネ規制条例における屋根置き設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	7件	53.8%
3	50kW以上 250kW未満	4件	30.8%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	7.7%
5	1,000kW以上	1件	7.7%
	n (%ベース)	13件	-

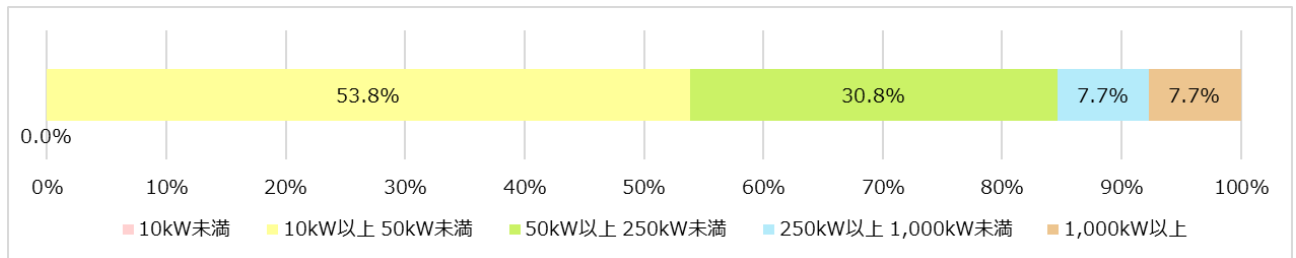


表 1-51 再エネ規制条例における屋根置き設備の出力(上限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	1件	50.0%
2	10kW以上 50kW未満	0件	0.0%
3	50kW以上 250kW未満	0件	0.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	50.0%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	2件	-

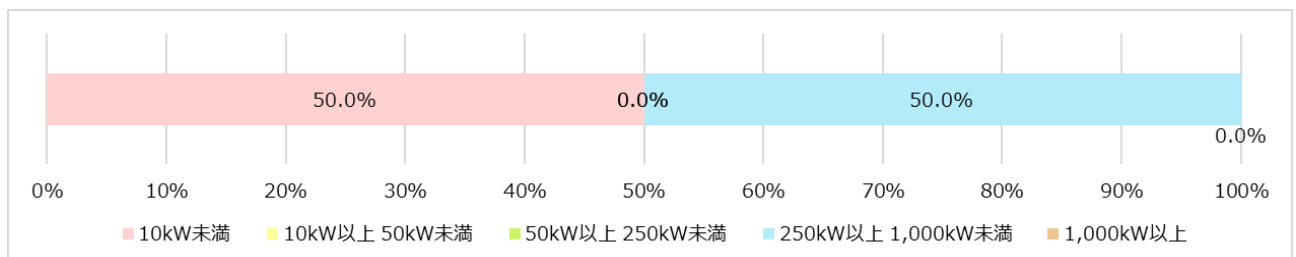
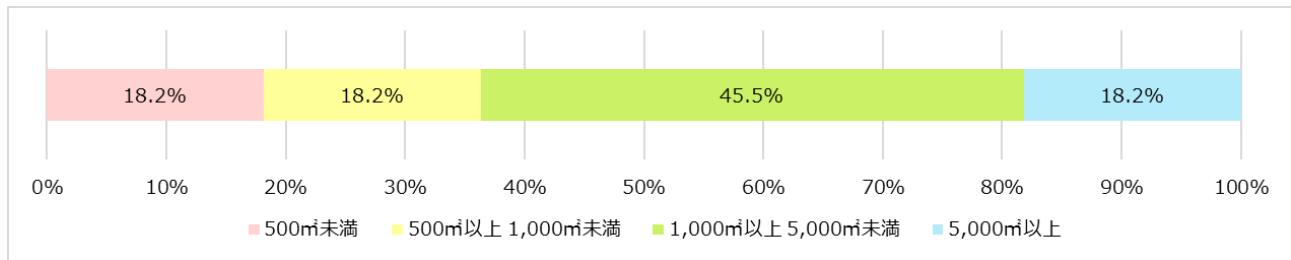


表 1-52 再エネ規制条例における屋根置き設備の敷地面積(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	2件	18.2%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	2件	18.2%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	5件	45.5%
4	5,000㎡以上	2件	18.2%
	n (%ベース)	11件	-

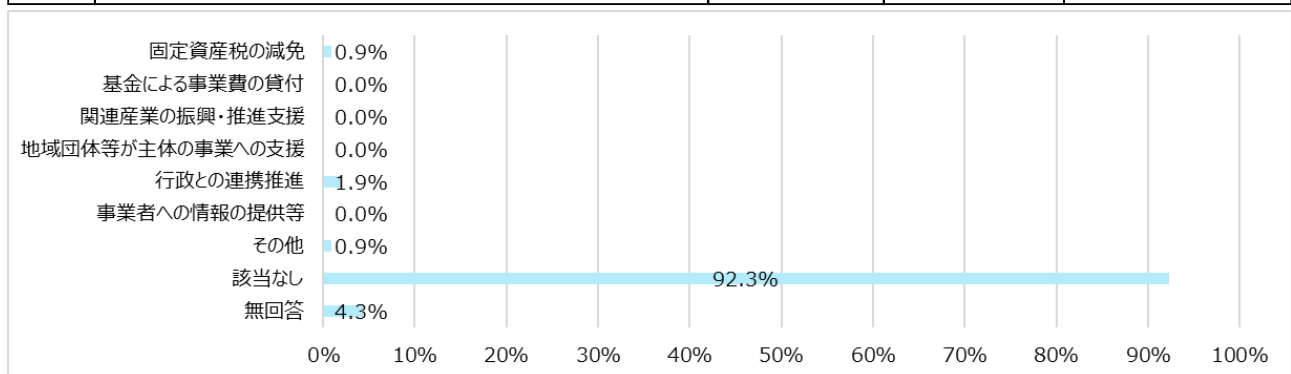


⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関する規定の内容としては、「該当なし」が92.3%で、「行政との連携推進」が1.9%であった。

表 1-53 再エネ規制条例における再生可能エネルギーの利活用促進に関する規定の内容
 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	3件	0.9%	1.0%
2	基金による事業費の貸付	0件	0.0%	0.0%
3	関連産業の振興・推進支援	0件	0.0%	0.0%
4	地域団体等が主体の事業への支援	0件	0.0%	0.0%
5	行政との連携推進	6件	1.9%	1.9%
6	事業者への情報の提供等	0件	0.0%	0.0%
7	その他	3件	0.9%	1.0%
8	該当なし	298件	92.3%	96.4%
9	無回答	14件	4.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	309件

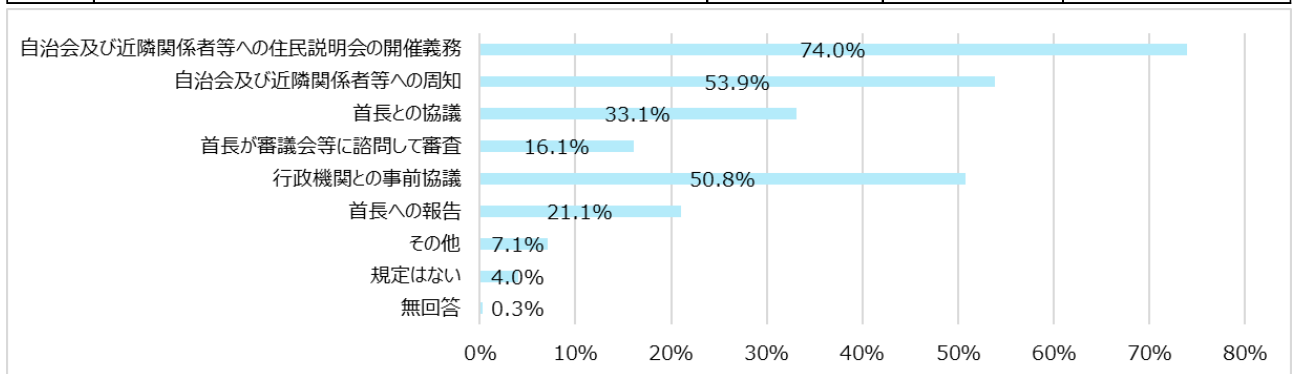


⑩ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が74.0%で最も多く、「自治会及び近隣関係者等への周知」が53.9%、「行政機関との事前協議」が50.8%、「首長との協議」が33.1%と続いた。

表 1-54 再エネ規制条例における手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	239件	74.0%	74.2%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	174件	53.9%	54.0%
3	首長との協議	107件	33.1%	33.2%
4	首長が審議会等に諮問して審査	52件	16.1%	16.1%
5	行政機関との事前協議	164件	50.8%	50.9%
6	首長への報告	68件	21.1%	21.1%
7	その他	23件	7.1%	7.1%
8	規定はない	13件	4.0%	4.0%
9	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件

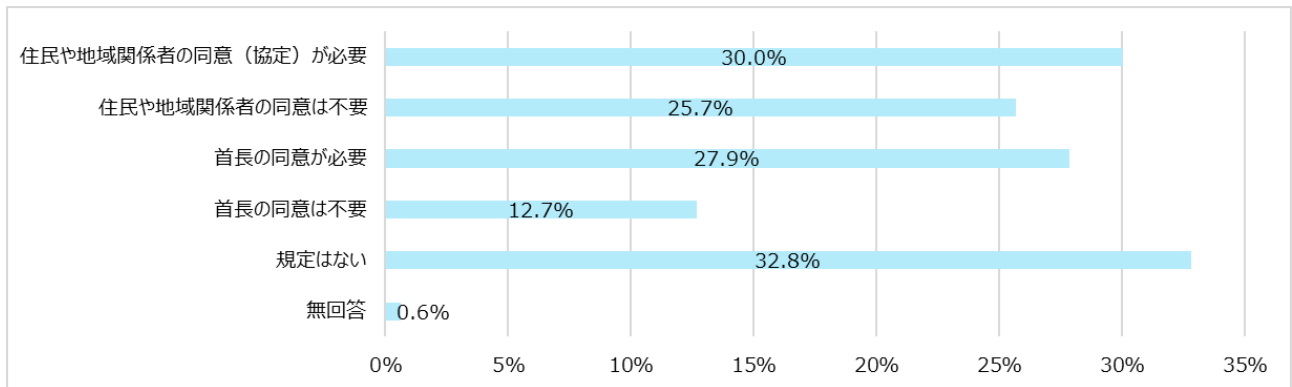


⑪ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」が32.8%で最も多く、「住民や地域関係者の同意は必要」が30.0%、「首長の同意が必要」が27.9%で続いた。

表 1-55 再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容 (複数回答)

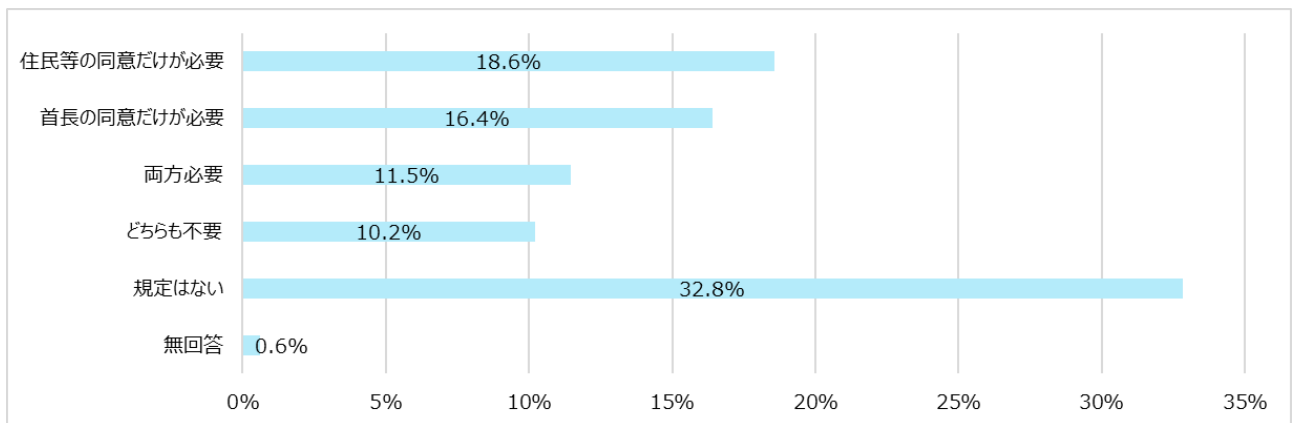
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意 (協定) が必要	97件	30.0%	30.2%
2	住民や地域関係者の同意は不要	83件	25.7%	25.9%
3	首長の同意が必要	90件	27.9%	28.0%
4	首長の同意は不要	41件	12.7%	12.8%
5	規定はない	106件	32.8%	33.0%
6	無回答	2件	0.6%	-
	n (%ベース)	323件	-	321件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が18.6%、「首長の同意だけが必要」が16.4%、「両方必要」が11.5%、「どちらも不要」は10.2%となっている。

表 1-56 再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容 (クロス集計)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	60件	18.6%	18.7%
2	首長の同意だけが必要	53件	16.4%	16.5%
3	両方必要	37件	11.5%	11.5%
4	どちらも不要	33件	10.2%	10.3%
5	規定はない	106件	32.8%	33.0%
6	無回答	2件	0.6%	-
	n (%ベース)	323件	-	321件

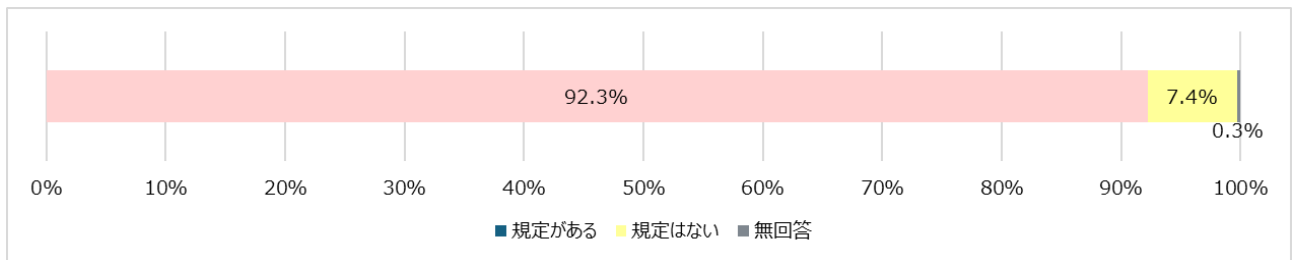


⑫ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は92.3%で、「規定はない」が7.4%であった。

表 1-57 再エネ規制条例における指導や助言等の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	298件	92.3%	92.5%
2	規定はない	24件	7.4%	7.5%
3	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件

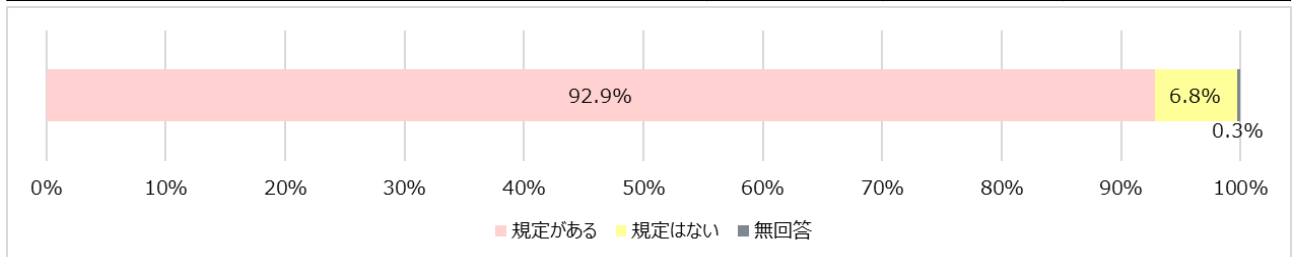


⑬ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は92.9%で、「規定はない」が6.8%であった。

表 1-58 再エネ規制条例における勧告、命令の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	300件	92.9%	93.2%
2	規定はない	22件	6.8%	6.8%
3	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件

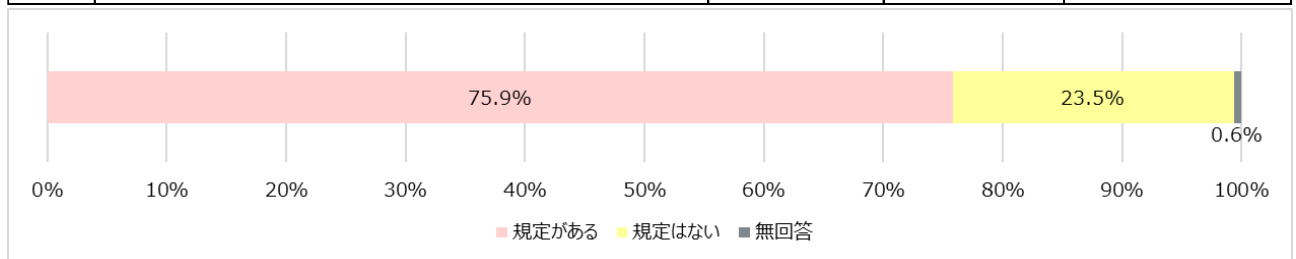


⑭ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は75.9%で、「規定はない」が23.5%であった。

表 1-59 再エネ規制条例における報告徴収に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	245件	75.9%	76.3%
2	規定はない	76件	23.5%	23.7%
3	無回答	2件	0.6%	-
	n (%ベース)	323件	-	321件

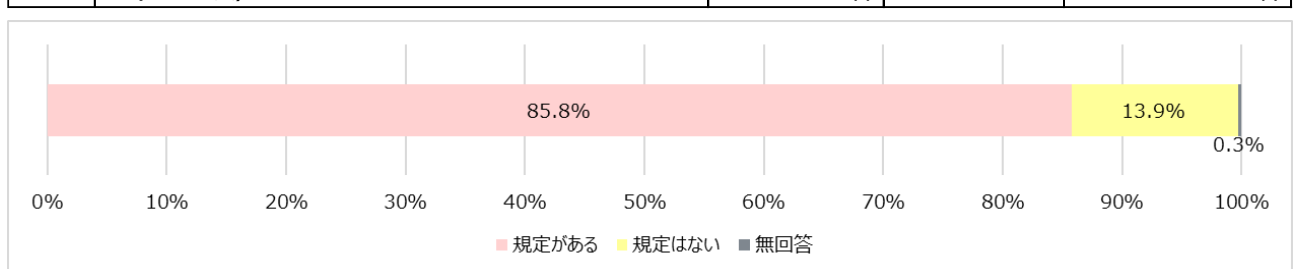


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は85.8%で、「規定はない」が13.9%であった。

表 1-60 再エネ規制条例における立入調査に関する規定の有無 (単数回答)

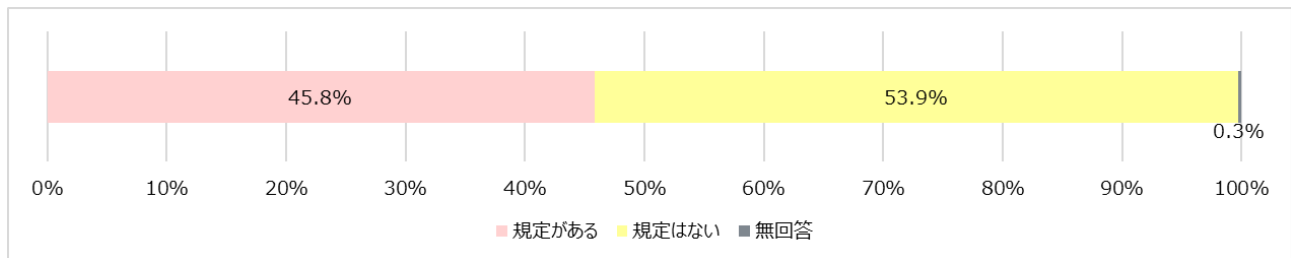
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	277件	85.8%	86.0%
2	規定はない	45件	13.9%	14.0%
3	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件



⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は45.8%で、「規定はない」が53.9%であった。

表 1-61 再エネ規制条例における罰則に関する規定の有無 (単数回答)



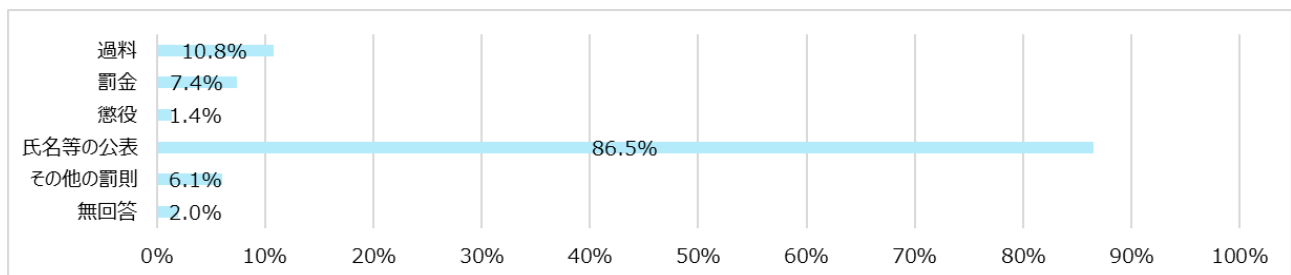
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	148件	45.8%	46.0%
2	規定はない	174件	53.9%	54.0%
3	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件

⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が86.5%で最も多く、「過料」が10.8%、「罰金」が7.4%と続いた。

表 1-62 再エネ規制条例における罰則の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	16件	10.8%	11.0%
2	罰金	11件	7.4%	7.6%
3	懲役	2件	1.4%	1.4%
4	氏名等の公表	128件	86.5%	88.3%
5	その他の罰則	9件	6.1%	6.2%
6	無回答	3件	2.0%	2.1%
	n (%ベース)	148件	-	145件

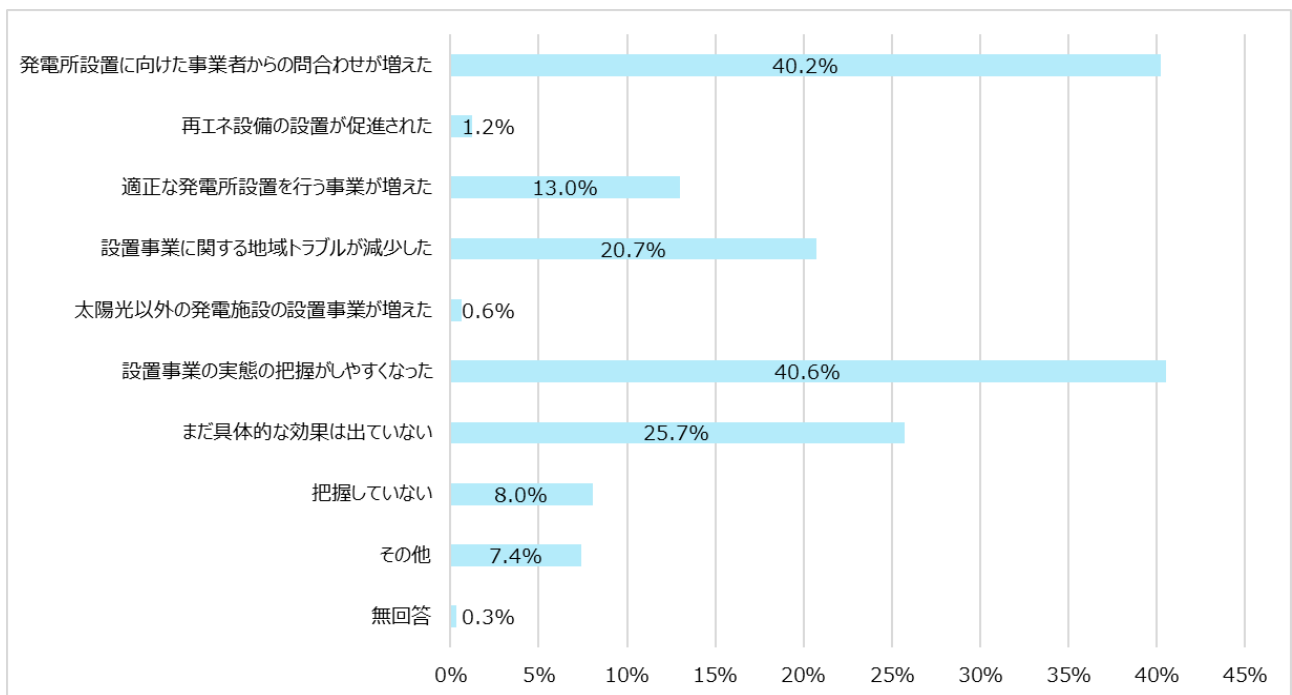


(6) 再エネ規制条例の制定の効果

再エネ規制条例の制定の効果を尋ねたところ、「設置事業の実態の把握がしやすくなった」が40.6%で最も多く、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が40.2%と続いた。

表 1-63 再エネ規制条例の制定の効果 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	130件	40.2%	40.4%
2	再エネ設備の設置が促進された	4件	1.2%	1.2%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	42件	13.0%	13.0%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	67件	20.7%	20.8%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	2件	0.6%	0.6%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	131件	40.6%	40.7%
7	まだ具体的な効果は出ていない	83件	25.7%	25.8%
8	把握していない	26件	8.0%	8.1%
9	その他	24件	7.4%	7.5%
10	無回答	1件	0.3%	-
	n (%ベース)	323件	-	322件



1.2.4 新たに制定された再エネ規制条例について

制定済みの「再エネ条例等」のうち、2024年1月1日以降に施行された、または同日以降に施行が予定されている「再エネ規制条例」に限定して集計を行ったところ、結果は以下の通りであった。なお、2024年1月1日以降に施行された再エネ規制条例（以下「新たな再エネ規制条例」）は32件であった。

都道府県別の新たな再エネ規制条例の制定数としては、茨城県と長野県が4件、北海道で3件と続いた。

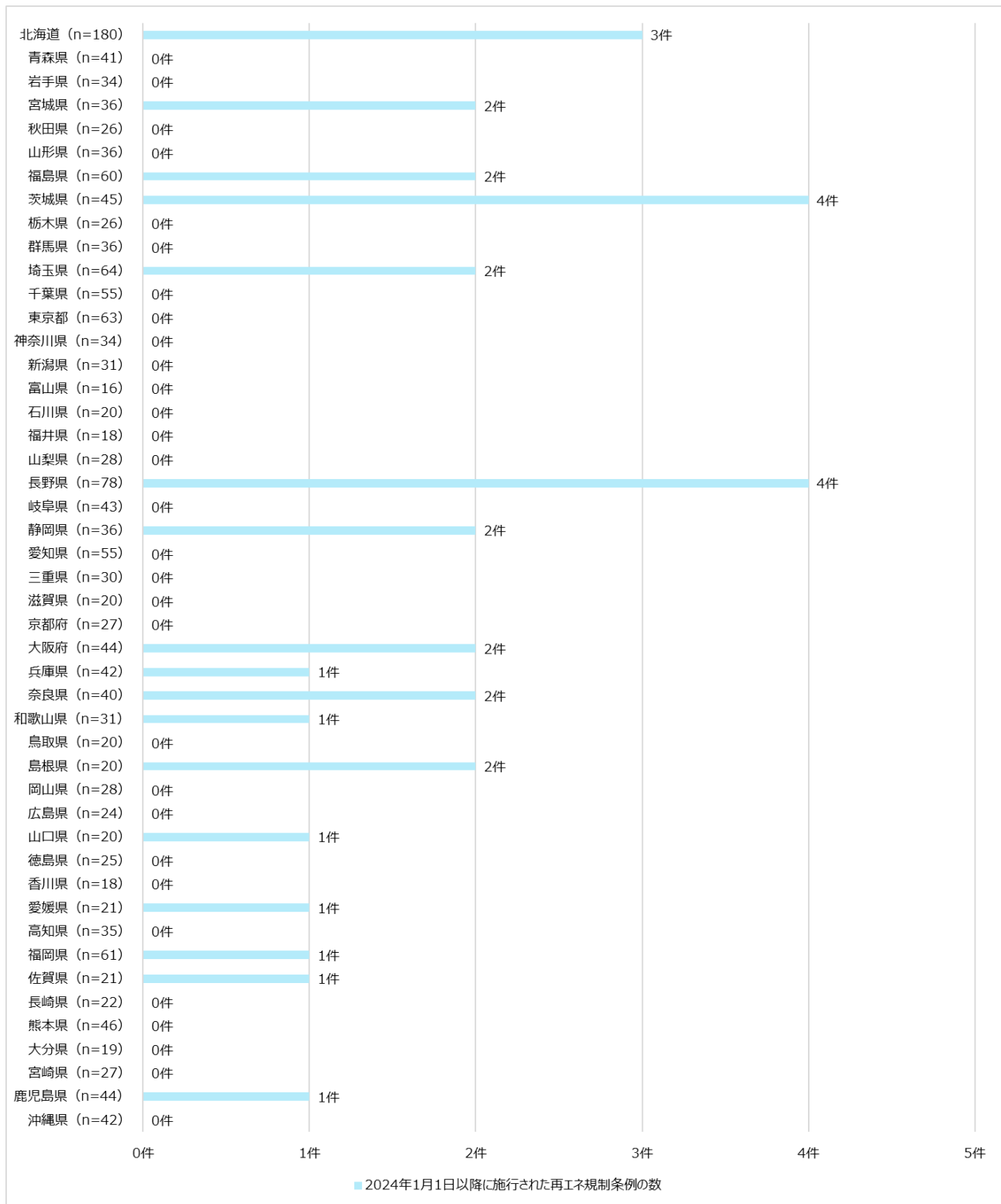


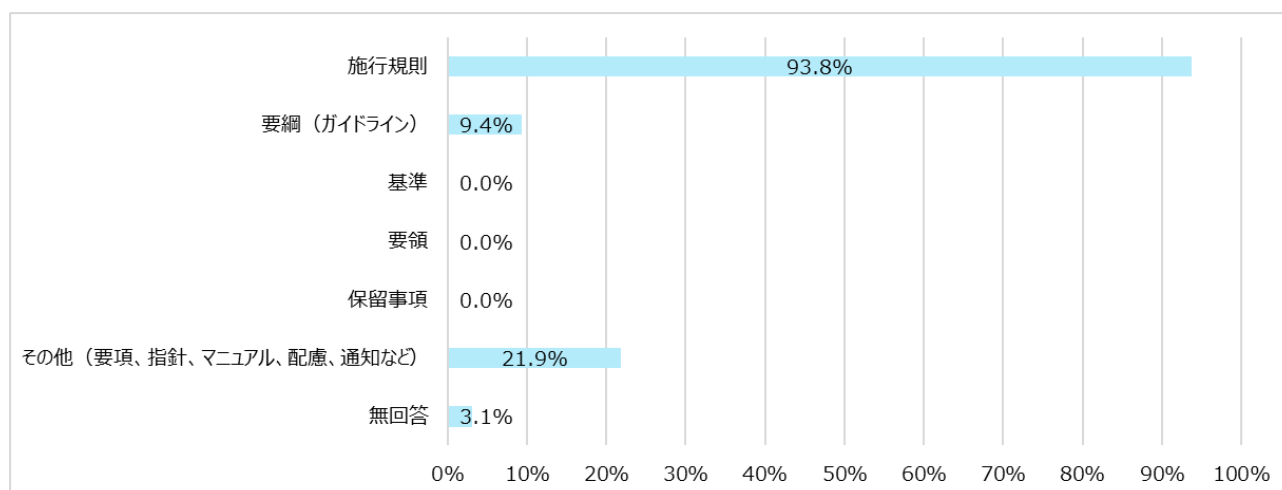
図 1-1 2024 年 1 月 1 日以降に施行された再エネ規制条例の数 (都道府県別)

(1) 新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等

新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が93.8%で最も多く、「その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)」が21.9%、「要綱(ガイドライン)」が9.4%と続いた。

表 1-64 新たな再エネ規制条例に紐づけられている規則等(複数回答)

No	カテゴリ	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	施行規則	30件	93.8%	96.8%
2	要綱(ガイドライン)	3件	9.4%	9.7%
3	基準	0件	0.0%	0.0%
4	要領	0件	0.0%	0.0%
5	保留事項	0件	0.0%	0.0%
6	その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)	7件	21.9%	22.6%
7	無回答	1件	3.1%	-
	n(%ベース)	32件	-	31件

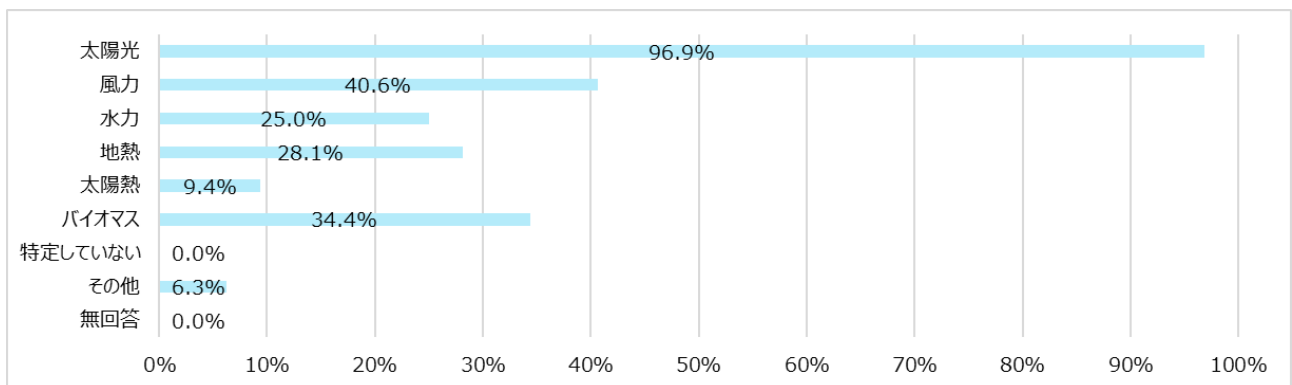


(2) 新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類

新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が96.9%で最も多く、「風力」が40.6%、「バイオマス」が34.4%、「地熱」が28.1%、「水力」が25.0%と続いた。

表 1-65 新たな再エネ規制条例が対象とする再生可能エネルギーの種類 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	31件	96.9%	96.9%
2	風力	13件	40.6%	40.6%
3	水力	8件	25.0%	25.0%
4	地熱	9件	28.1%	28.1%
5	太陽熱	3件	9.4%	9.4%
6	バイオマス	11件	34.4%	34.4%
7	特定していない	0件	0.0%	0.0%
8	その他	2件	6.3%	6.3%
9	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件

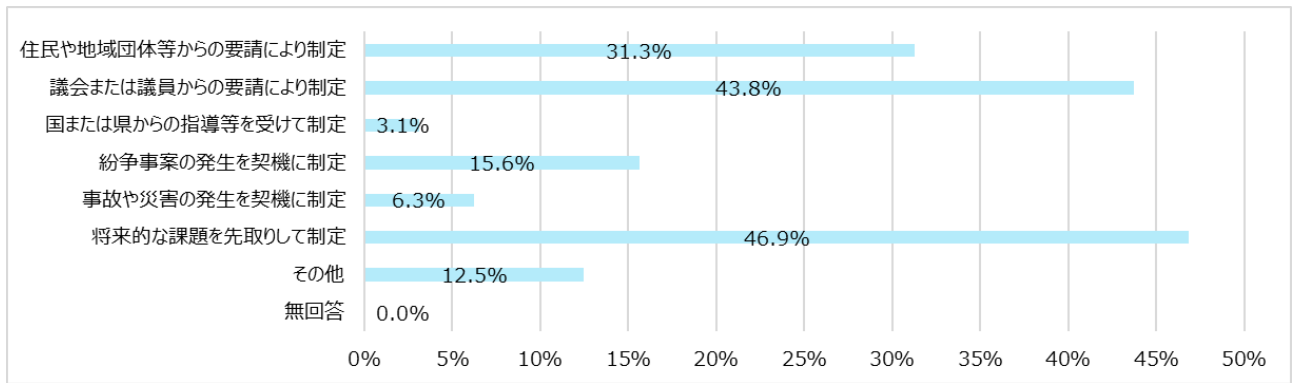


(3) 新たな再エネ規制条例の制定の経緯

新たな再エネ規制条例の制定の経緯としては、「将来的な課題を先取りして制定」が 46.9%で最も多く、「議会または議員からの要請により制定」が 43.8%、「住民や地域団体等からの要請により制定」が 31.3%、「紛争事案の発生を契機に制定」が 15.6%と続いた。

表 1-66 新たな再エネ規制条例の制定の経緯 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	10件	31.3%	31.3%
2	議会または議員からの要請により制定	14件	43.8%	43.8%
3	国または県からの指導等を受けて制定	1件	3.1%	3.1%
4	紛争事案の発生を契機に制定	5件	15.6%	15.6%
5	事故や災害の発生を契機に制定	2件	6.3%	6.3%
6	将来的な課題を先取りして制定	15件	46.9%	46.9%
7	その他	4件	12.5%	12.5%
8	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件

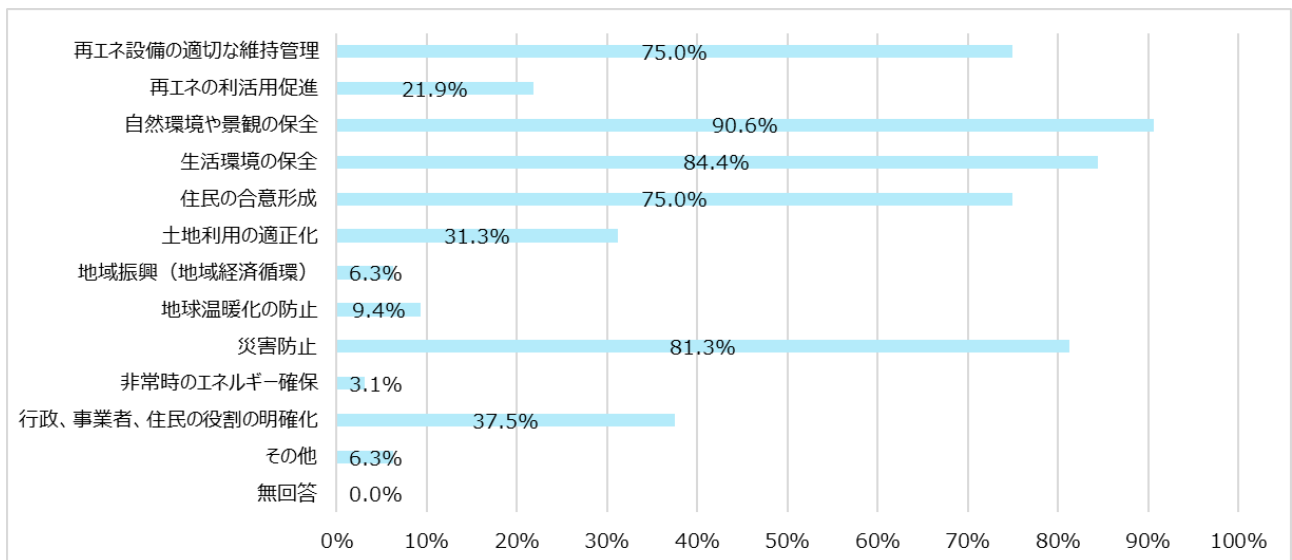


(4) 新たな再エネ規制条例の制定目的

新たな再エネ規制条例の制定目的としては「自然環境や景観の保全」が90.6%で最も多く、「生活環境の保全」が84.4%、「災害防止」が81.3%と続いた。

表 1-67 新たな再エネ規制条例の制定目的 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備の適切な維持管理	24件	75.0%	75.0%
2	再エネの利活用促進	7件	21.9%	21.9%
3	自然環境や景観の保全	29件	90.6%	90.6%
4	生活環境の保全	27件	84.4%	84.4%
5	住民の合意形成	24件	75.0%	75.0%
6	土地利用の適正化	10件	31.3%	31.3%
7	地域振興 (地域経済循環)	2件	6.3%	6.3%
8	地球温暖化の防止	3件	9.4%	9.4%
9	災害防止	26件	81.3%	81.3%
10	非常時のエネルギー確保	1件	3.1%	3.1%
11	行政、事業者、住民の役割の明確化	12件	37.5%	37.5%
12	その他	2件	6.3%	6.3%
13	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件



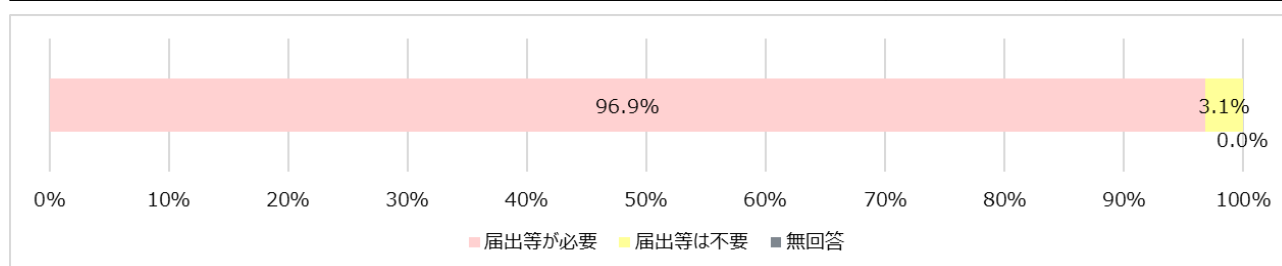
(5) 新たな再エネ規制条例の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出等の要否については、「届出等が必要」が96.9%を占め、「届出等は不要」は3.1%であった。

表 1-68 新たな再エネ規制条例における届出又は申請の要否 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	届出等が必要	31件	96.9%	96.9%
2	届出等は不要	1件	3.1%	3.1%
3	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件

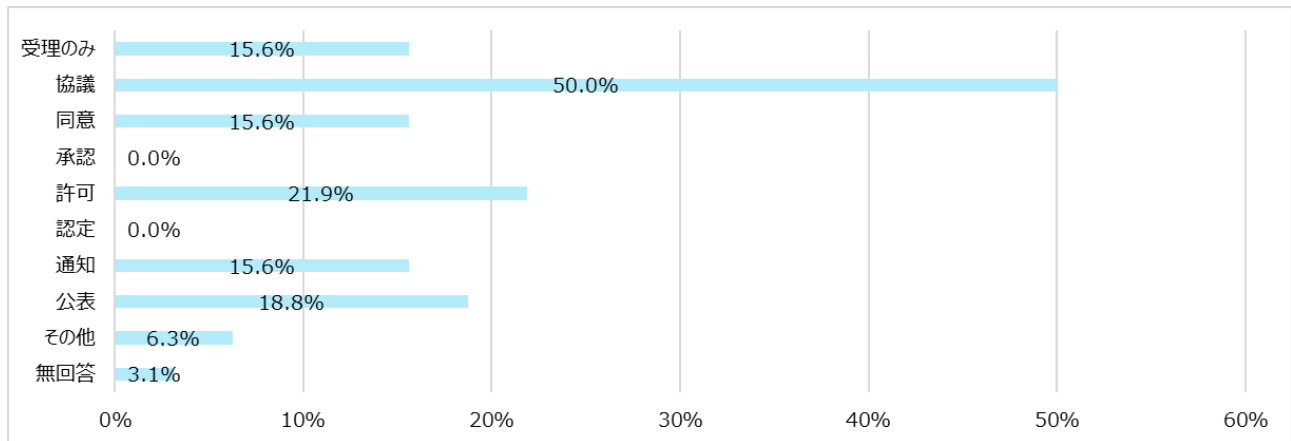


② 届出等に対する対応の種別

届出等に対する対応の種別としては、「協議」が50.0%で最も多く、「許可」が21.9%、「公表」が18.8%、「同意」「通知」が15.6%で同率と続いた。

表 1-69 新たな再エネ規制条例における届出等に対する対応の種別 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	受理のみ	5件	15.6%	16.1%
2	協議	16件	50.0%	51.6%
3	同意	5件	15.6%	16.1%
4	承認	0件	0.0%	0.0%
5	許可	7件	21.9%	22.6%
6	認定	0件	0.0%	0.0%
7	通知	5件	15.6%	16.1%
8	公表	6件	18.8%	19.4%
9	その他	2件	6.3%	6.5%
10	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件



③ 規制エリアの設定状況

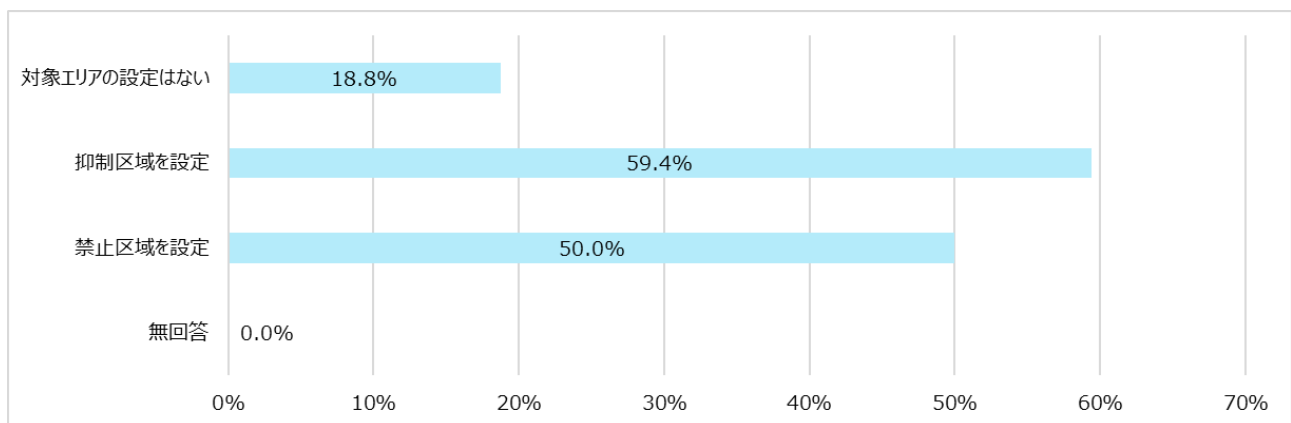
再エネ設備の設置にあたり規制を設けているエリアの設定状況としては、「抑制区域を設定」が59.4%、「禁止区域を設定」が50.0%であった。

なお、抑制区域、禁止区域の定義は次の通りである。

- ・ 抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域
- ・ 禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域

表 1-70 新たな再エネ規制条例における規制エリアの設定状況（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	対象エリアの設定はない	6件	18.8%	18.8%
2	抑制区域を設定	19件	59.4%	59.4%
3	禁止区域を設定	16件	50.0%	50.0%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件

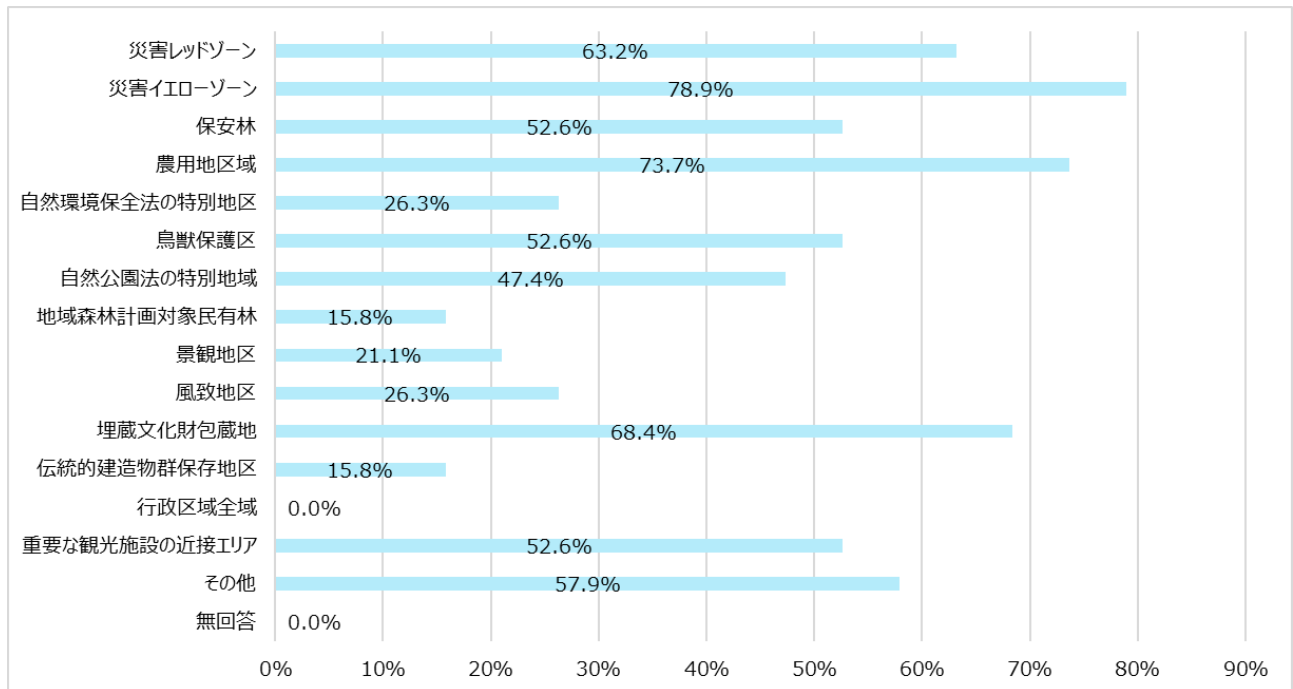


④ 抑制区域の内容

設定している抑制区域の内容を尋ねたところ、「災害イエローゾーン」が78.9%で最も多く、「農用地区域」が73.7%、「埋蔵文化財包蔵地」が68.4%と続いた。

表 1-71 新たな再エネ規制条例における抑制区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリ	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	12件	63.2%	63.2%
2	災害イエローゾーン	15件	78.9%	78.9%
3	保安林	10件	52.6%	52.6%
4	農用地区域	14件	73.7%	73.7%
5	自然環境保全法の特別地区	5件	26.3%	26.3%
6	鳥獣保護区	10件	52.6%	52.6%
7	自然公園法の特別地域	9件	47.4%	47.4%
8	地域森林計画対象民有林	3件	15.8%	15.8%
9	景観地区	4件	21.1%	21.1%
10	風致地区	5件	26.3%	26.3%
11	埋蔵文化財包蔵地	13件	68.4%	68.4%
12	伝統的建造物群保存地区	3件	15.8%	15.8%
13	行政区域全域	0件	0.0%	0.0%
14	重要な観光施設の近接エリア	10件	52.6%	52.6%
15	その他	11件	57.9%	57.9%
16	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	19件	-	19件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

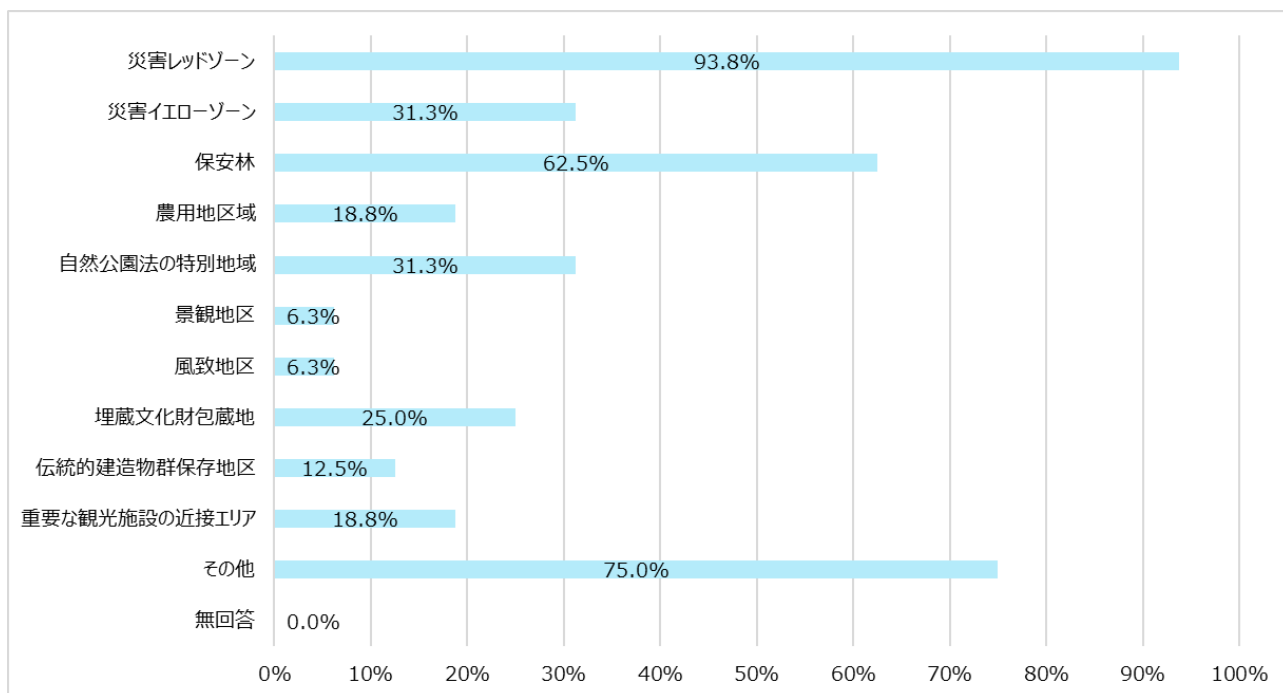
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑤ 禁止区域の内容

設定している禁止区域の内容を尋ねたところ、「災害レッドゾーン」が93.8%で最も多く、「保安林」62.5%、「災害イエローゾーン」「自然公園法の特別地域」が31.3%と続いた。

表 1-72 新たな再エネ規制条例における禁止区域の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	災害レッドゾーン	15件	93.8%	93.8%
2	災害イエローゾーン	5件	31.3%	31.3%
3	保安林	10件	62.5%	62.5%
4	農用地区域	3件	18.8%	18.8%
5	自然公園法の特別地域	5件	31.3%	31.3%
6	景観地区	1件	6.3%	6.3%
7	風致地区	1件	6.3%	6.3%
8	埋蔵文化財包蔵地	4件	25.0%	25.0%
9	伝統的建造物群保存地区	2件	12.5%	12.5%
10	重要な観光施設の近接エリア	3件	18.8%	18.8%
11	その他	12件	75.0%	75.0%
12	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	16件	-	16件



※災害レッドゾーン：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域

※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

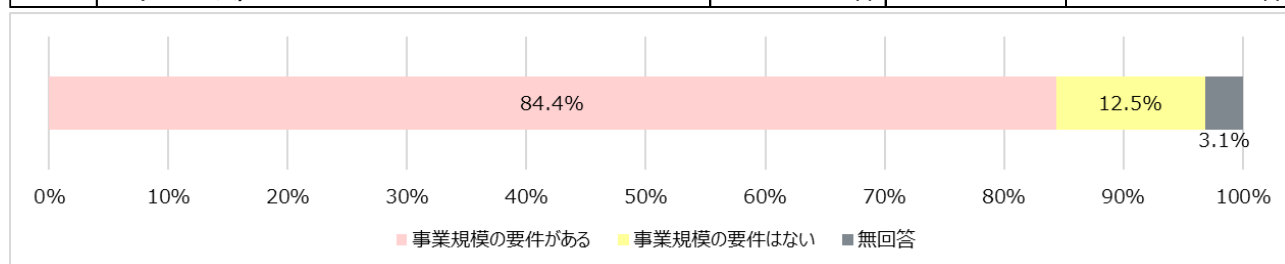
※重要な観光施設の近接エリア：世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺

⑥ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が84.4%を占め、「事業規模の要件はない」が12.5%であった。

表 1-73 新たな再エネ規制条例における事業規模に関する要件の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	事業規模の要件がある	27件	84.4%	87.1%
2	事業規模の要件はない	4件	12.5%	12.9%
3	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件



⑦ 事業規模に関する要件の内容

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下の通りであった。

1) 対象とする野立て発電設備やその他の発電設備の要件

野立て設備の出力(下限)の要件は、設定している新たな再エネ規制条例が少ない状況ではあるが、「10kW以上 50kW未満」が61.9%を占め、「50 kW以上 250kW未満」が33.3%、「250kW以上 1,000kW未満」が4.8%であった。

野立て設備の出力(上限)の設定している新たな再エネ規制条例は1件のみであり、「50kW以上 250kW未満」であった。

野立て設備の敷地面積(下限)の要件は、設定している新たな再エネ規制条例が少ない状況であるが、「1,000 m²以上 5,000 m²未満」が60.0%、「500 m²未満」「5,000 m²以上」が同率で20.0%であった。

野立て設備の高さ(下限)の要件を設定している新たな再エネ規制条例はなかった。

表 1-74 新たな再エネ規制条例における野立て設備の出力(下限)の要件 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	13件	61.9%
3	50kW以上 250kW未満	7件	33.3%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	4.8%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	21件	-

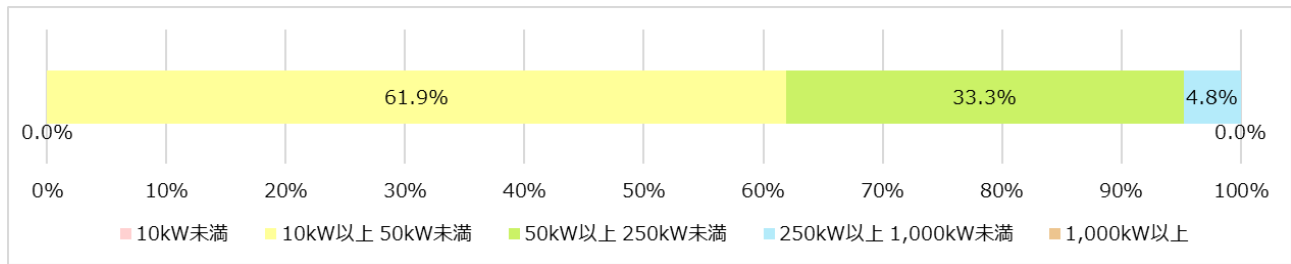


表 1-75 新たな再エネ規制条例における野立て設備の出力（上限）の要件（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	0件	0.0%
3	50kW以上 250kW未満	1件	100.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	0件	0.0%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	1件	-

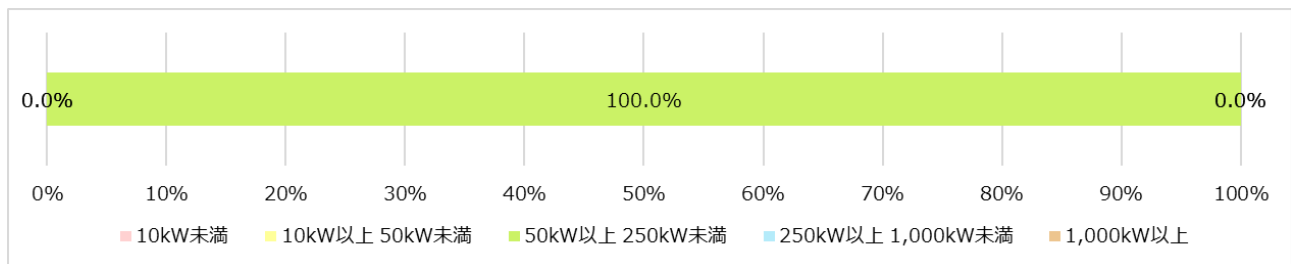
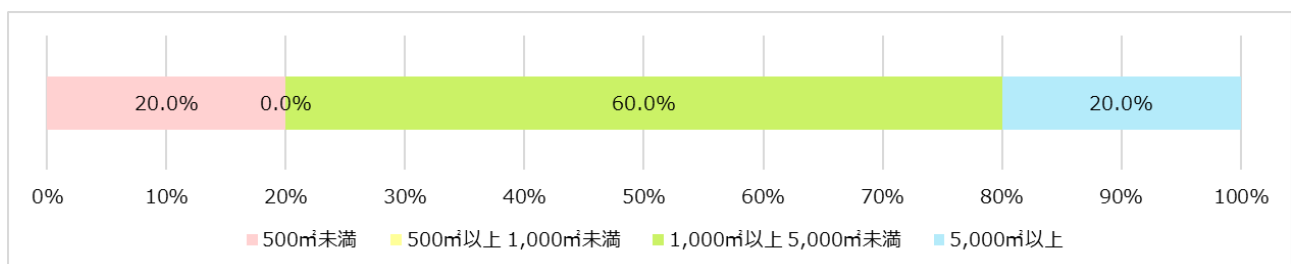


表 1-76 新たな再エネ規制条例における野立て設備の敷地面積（下限）の要件（単数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	500㎡未満	1件	20.0%
2	500㎡以上 1,000㎡未満	0件	0.0%
3	1,000㎡以上 5,000㎡未満	3件	60.0%
4	5,000㎡以上	1件	20.0%
	n (%ベース)	5件	-



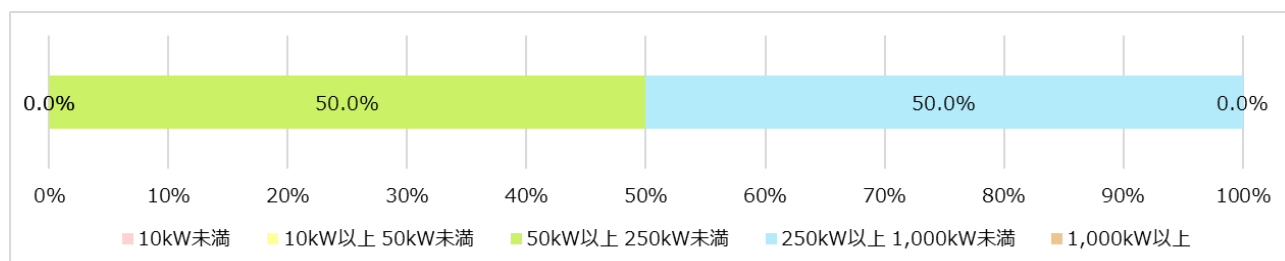
2) 対象とする屋根置き発電設備やその他の発電設備の要件

屋根設備の出力(下限)の要件は、設定している新たな再エネ規制条例は2件のみであり、「50kW以上250kW未満」、「250kW以上1,000kW未満」が1件ずつだった。

屋根設備の出力(上限)の設定している新たな再エネ規制条例、及び敷地面積(下限)の要件を設定している新たな再エネ規制条例はなかった。

表 1-77 新たな再エネ規制条例における屋根置き設備の出力(下限)の要件(単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)
1	10kW未満	0件	0.0%
2	10kW以上 50kW未満	0件	0.0%
3	50kW以上 250kW未満	1件	50.0%
4	250kW以上 1,000kW未満	1件	50.0%
5	1,000kW以上	0件	0.0%
	n (%ベース)	2件	-

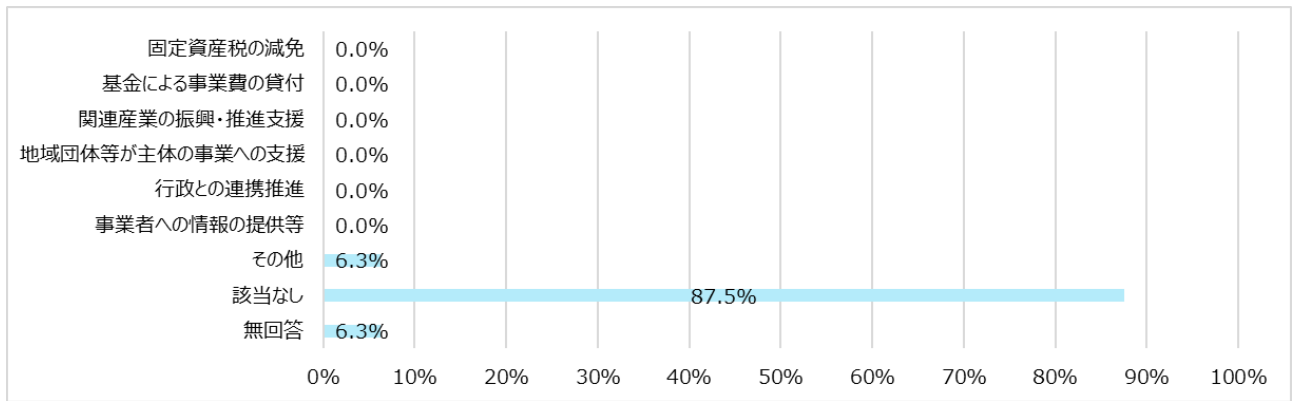


⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が87.5%で最も多かった。

表 1-78 新たな再エネ規制条例における再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容
(複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	固定資産税の減免	0件	0.0%	0.0%
2	基金による事業費の貸付	0件	0.0%	0.0%
3	関連産業の振興・推進支援	0件	0.0%	0.0%
4	地域団体等が主体の事業への支援	0件	0.0%	0.0%
5	行政との連携推進	0件	0.0%	0.0%
6	事業者への情報の提供等	0件	0.0%	0.0%
7	その他	2件	6.3%	6.7%
8	該当なし	28件	87.5%	93.3%
9	無回答	2件	6.3%	-
	n (%ベース)	32件	-	30件

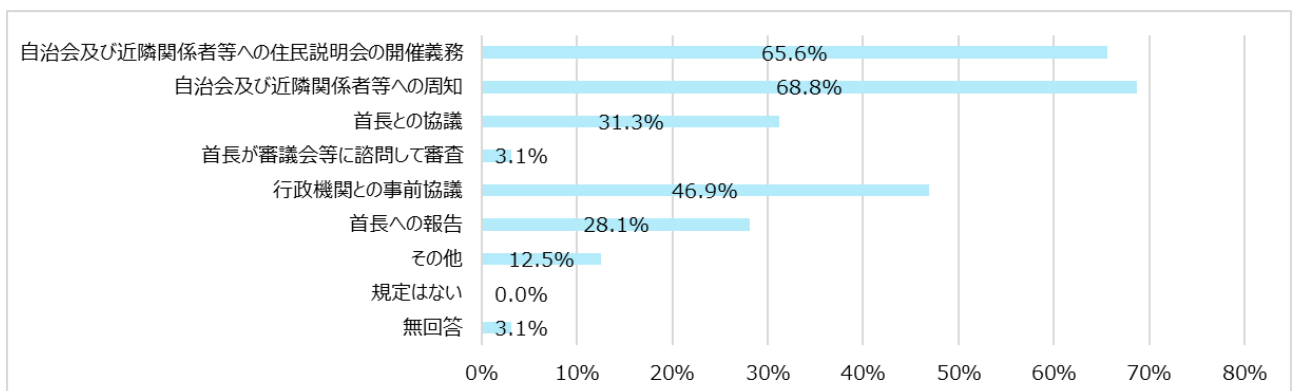


⑨ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への周知」が68.8%で最も多く、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が65.6%、「行政機関との事前協議」が46.9%、「首長との協議」が31.3%と続いた。

表 1-79 新たな再エネ規制条例における手続きにおける合意形成に関する規定の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	21件	65.6%	67.7%
2	自治会及び近隣関係者等への周知	22件	68.8%	71.0%
3	首長との協議	10件	31.3%	32.3%
4	首長が審議会等に諮問して審査	1件	3.1%	3.2%
5	行政機関との事前協議	15件	46.9%	48.4%
6	首長への報告	9件	28.1%	29.0%
7	その他	4件	12.5%	12.9%
8	規定はない	0件	0.0%	0.0%
9	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

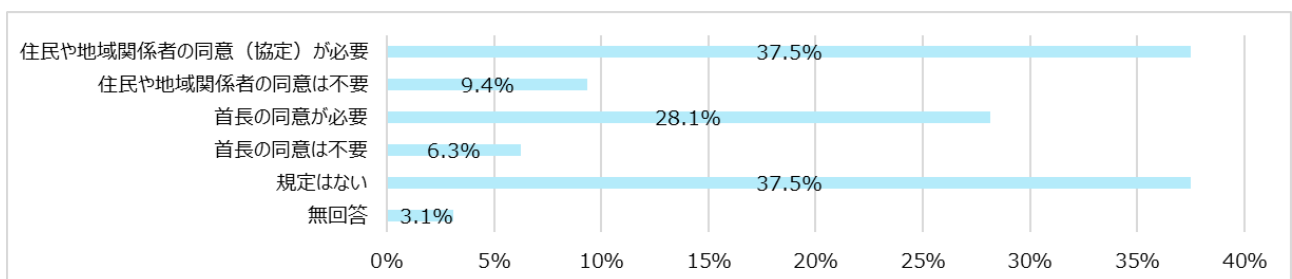


⑩ 再エネ設備の設置に関する同意に係る規定の内容

設置に関する同意に係る規定の内容としては、「規定はない」「住民や地域関係者の同意(協議)が必要」が同率37.5%で最も多く、「首長の同意が必要」が28.1%で続いた。

表 1-80 新たな再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容(複数回答)

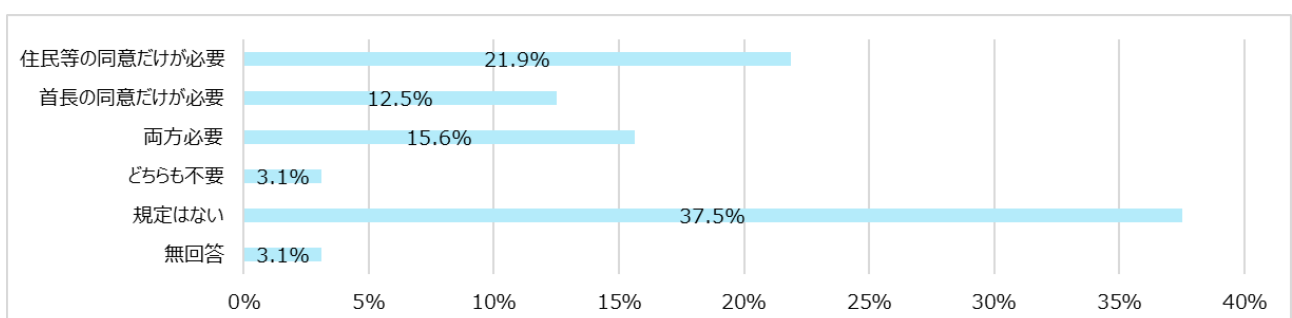
No	カテゴリ	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民や地域関係者の同意(協定)が必要	12件	37.5%	38.7%
2	住民や地域関係者の同意は不要	3件	9.4%	9.7%
3	首長の同意が必要	9件	28.1%	29.0%
4	首長の同意は不要	2件	6.3%	6.5%
5	規定はない	12件	37.5%	38.7%
6	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件



上記の結果を元に、同意パターン4つに分けクロス集計をした結果、「住民等の同意だけが必要」が21.9%、「首長の同意だけが必要」が12.5%、「両方必要」が15.6%、「どちらも不要」は3.1%となっている。

表 1-81 新たな再エネ規制条例における設置に関する同意に係る規定の内容(クロス集計)

No	カテゴリ	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	住民等の同意だけが必要	7件	21.9%	22.6%
2	首長の同意だけが必要	4件	12.5%	12.9%
3	両方必要	5件	15.6%	16.1%
4	どちらも不要	1件	3.1%	3.2%
5	規定はない	12件	37.5%	38.7%
6	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

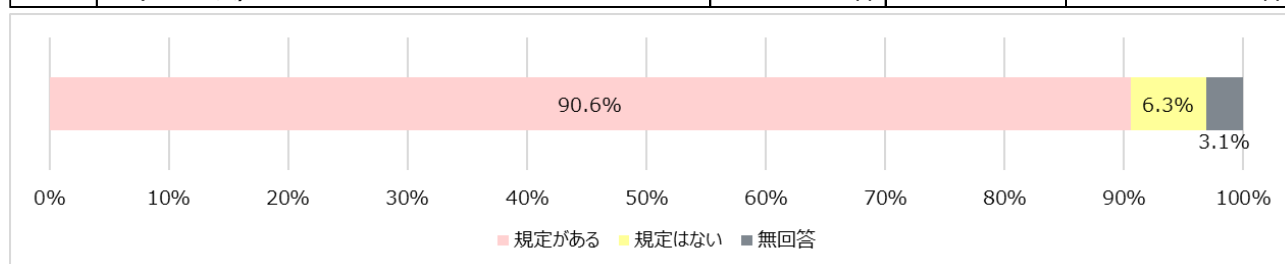


⑪ 指導や助言等の規定の有無

指導や助言等の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は90.6%で、「規定はない」が6.3%であった。

表 1-82 新たな再エネ規制条例における指導や助言等の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	29件	90.6%	93.5%
2	規定はない	2件	6.3%	6.5%
3	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

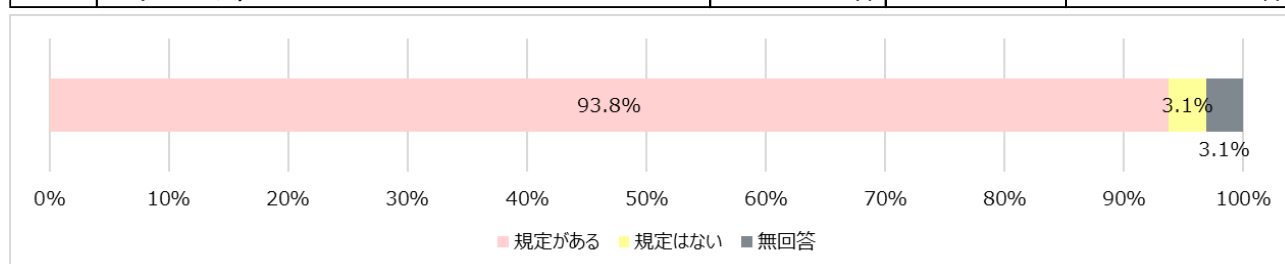


⑫ 勧告、命令の規定の有無

勧告、命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は93.8%で、「規定はない」が3.1%であった。

表 1-83 新たな再エネ規制条例における勧告、命令の規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	30件	93.8%	96.8%
2	規定はない	1件	3.1%	3.2%
3	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

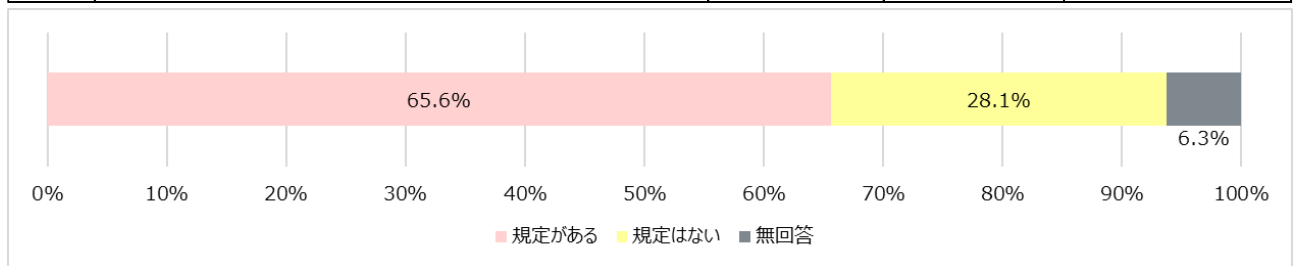


⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は65.6%で、「規定はない」が28.1%であった。

表 1-84 新たな再エネ規制条例における報告徴収に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	21件	65.6%	70.0%
2	規定はない	9件	28.1%	30.0%
3	無回答	2件	6.3%	-
	n (%ベース)	32件	-	30件

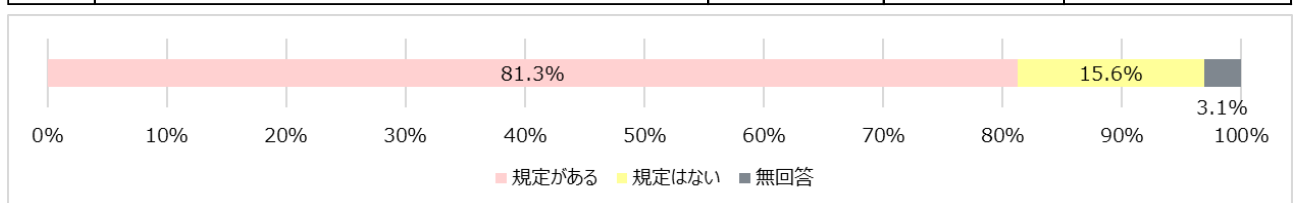


⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は81.3%で、「規定はない」が15.6%であった。

表 1-85 新たな再エネ規制条例における立入調査に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	26件	81.3%	83.9%
2	規定はない	5件	15.6%	16.1%
3	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

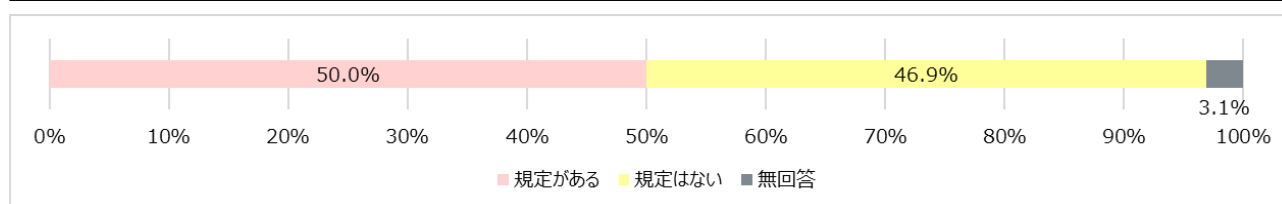


⑮ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は50.0%で、「規定はない」が46.9%であった。

表 1-86 新たな再エネ規制条例における罰則に関する規定の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	16件	50.0%	51.6%
2	規定はない	15件	46.9%	48.4%
3	無回答	1件	3.1%	-
	n (%ベース)	32件	-	31件

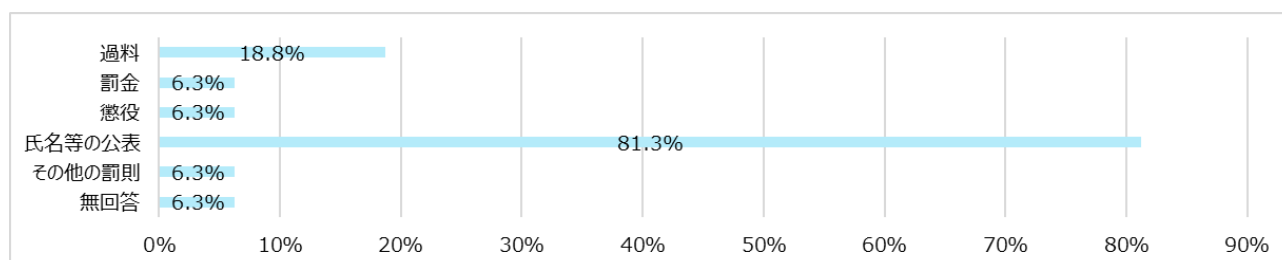


⑯ 罰則の内容

罰則がある場合の内容としては、「氏名等の公表」が81.3%で最も多く、「過料」が18.8%と続いた。

表 1-87 新たな再エネ規制条例における罰則の内容 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	3件	18.8%	20.0%
2	罰金	1件	6.3%	6.7%
3	懲役	1件	6.3%	6.7%
4	氏名等の公表	13件	81.3%	86.7%
5	その他の罰則	1件	6.3%	6.7%
6	無回答	1件	6.3%	-
	n (%ベース)	16件	-	15件

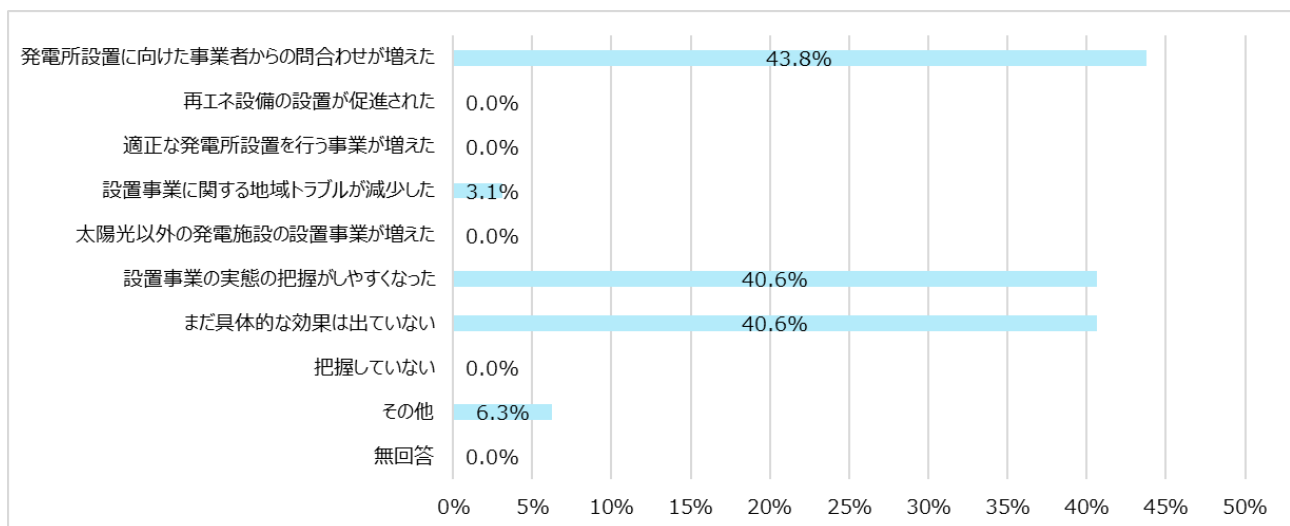


(6) 新たな再エネ規制条例の制定の効果

新たな再エネ規制条例の制定の効果を尋ねたところ、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた」が43.8%と最も多く、「設置事業の実態の把握がしやすくなった」「まだ具体的な効果は出ていない」が同率で40.6%と続いた。

表 1-88 新たな再エネ規制条例の制定の効果 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた	14件	43.8%	43.8%
2	再エネ設備の設置が促進された	0件	0.0%	0.0%
3	適正な発電所設置を行う事業が増えた	0件	0.0%	0.0%
4	設置事業に関する地域トラブルが減少した	1件	3.1%	3.1%
5	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	0件	0.0%	0.0%
6	設置事業の実態の把握がしやすくなった	13件	40.6%	40.6%
7	まだ具体的な効果は出ていない	13件	40.6%	40.6%
8	把握していない	0件	0.0%	0.0%
9	その他	2件	6.3%	6.3%
10	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	32件	-	32件



1.2.5 制定にあたっての経緯や課題、必要な情報等の要望や意見等

「現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している」地方公共団体に対し、検討に至った経緯、制定するにあたっての主な論点、参考となった他の地方公共団体の条例や参考となった情報、その他要望や意見等を尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 1-89 再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯

領域	再エネ条例等の制定を予定するに至った経緯 (主な回答)
回答部署外からの要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地・山林への設置に関し、市議会等で条例制定による規制の必要性が議論されるようになったため ● 森林部局や農業部局より太陽光発電施設の開発による森林や農地の減少に対処してほしいとの要望があったため ● 太陽光発電事業者より事業の実施に係るため相談が増加し、町としての対応方針を明確化する必要があるため ● 町民から不安視する声があったため
再エネ発電に係る地域トラブルの発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨による太陽光発電所からの土砂の流出や草の繁茂による市民からの問い合わせ等の案件が発生したため ● ガイドラインの対象外になるケースもあり、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足等に伴うトラブルが増加したため ● 山間部等を中心に乱開発が散見されたため
非 FIT/FIP 設備への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 非 FIT/FIP 制度の太陽光発電設備について事前に周囲の住民に説明がない等トラブルが生じているため ● 再エネ特措法での FIT 認定停止は、非 FIT/FIP が対象外であり、非 FIT/FIP の適正運用の推進には別の制度が必要なため
将来的なリスクへ備える必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内における再生可能エネルギー発電に係る開発の増加に伴う市民等の意識の高まりとトラブル等の発生のため ● 景観および自然環境の悪化、地域住民との関係悪化等のトラブルが懸念されるため ● 土砂災害の発生、騒音、反射光による近隣及び景観への影響が懸念されるため
他条例等との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成中のゾーニングマップをもとに規制に係るガイドラインの策定を予定 ● 設計士による再エネ設備の説明義務付けの実効性を高めるため
再エネの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラルの推進先進地の選定を受けたため
事業者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ発電事業者と地域との合意形成をより円滑に進めていくため
近隣地方公共団体における再エ	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の開発状況や全国の条例の制定状況を鑑みながら検討したい

ネ条例等の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 他地方公共団体の条例を参考とし、地域特性に応じた内容を検討中
---------	--

表 1-90 再エネ条例等の制定にあたっての課題や要望・意見等

領域	再エネ条例等の制定にあたっての課題や要望・意見等 (主な回答)
規制と推進のバランス	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロカーボンシティ宣言をしており、再エネ推進に向けて検討しているが、再エネ施設導入のため森林開発をするなど本末転倒な事例があるため、制限についても検討していきたい ● 促進区域の指定を計画している一方で、大規模な山林開発を伴う太陽光発電施設の整備などによる災害の懸念もあり、調和が必要
規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 罰則規定をどの程度設ければよいか、国及び町のガイドラインで規定しているものから外れている設備に対してどのように対応していくべきかが課題
行政内部の問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 他課との連携、事務の煩雑化、人員の不足など様々な問題を抱えている ● 専門的な知識を持った者がおらず、まだ検討段階 ● 何から取り組めばよいか分からない

1.2.6 再エネ条例等を制定する予定がない理由

「現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない」地方公共団体に対し、現在、再エネ条例等がなく、制定する予定もない理由を尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 1-91 再エネ条例等を制定する予定がない理由

領域	再エネ条例等を制定する予定がない理由 (主な回答)
他の規制等に基づいて対応	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインを運用中であり、今後の運用状況によりガイドラインで対応が難しくければ要綱や条例等を検討する ● 県条例が制定されている ● 他条例に基づき対応可能 ● 再エネ特措法における FIT/FIP 案件への事前相談制度が施行され、独自の条例がなくても一定無秩序な開発を抑止する環境ができている ● 環境省のガイドライン順守を求めている ● 住民説明会等の制度が創設され、通報等相談窓口も整備されている ● 再エネ事業者と協定書を締結している ● 地方公共団体ごとのルールや規制が適用されることは望ましくなく、より広く県や国単位での対応が適切 ● 計画がある事業について随時ヒアリングのうえ対応している
トラブル等の発生なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点において問題が発生していない ● 再エネ発電設備を設置している業者と地域間で協議がなされている ● 住民や地域団体等からの要請がない

再エネ設備の設置予定なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 活用資源が限定的かつ気象環境も適していないため、必要性が低い ● 再エネ発電設備を設置する予定がない ● 本市の地勢や市域も狭く、広範囲での開発の可能性は低い
地方公共団体としての方針が未定	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の将来的な土地利用を踏まえた、再エネに関する方針が定まっていない
検討段階に至っていない	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な規制よりもさらに強い規制を敷くことは考えていない一方で、要件緩和等により導入を積極的に推進するための下地が整っていない ● 個人の財産権や経済活動に一定の制約を加えることになる条例の制定については引き続き慎重な議論を行っていく必要がある ● 脱炭素に向けた導入促進と、自然環境保全との課題整理が不十分 ● 他都市の状況や国の動向に注視している状況 ● 再生可能エネルギー設備の普及を目指していかなければならない中で、どこまでの規制なら普及に影響がでないか等の把握ができていない
再エネ動向の不明瞭さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電の技術革新が見込まれること、また、廃棄パネルのリサイクル技術が確立していない現状では、条例による規制は難しい ● 「地域の利益・不利益」等を詳細に検討する必要性があり、現在の情勢を注視
人員・ノウハウの不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 人手不足や情報収集不足 ● 小規模地方公共団体のため個別に取り組む余裕がない ● 専門課がない

1.2.7 課題解決の方策や工夫した点等

再エネ発電設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために実施した課題解決の方策や工夫した点等について尋ねたところ、主な回答は以下の通りであった。

表 1-92 課題解決の方策や工夫した点等

領域	課題解決の方策や工夫した点等 (主な回答)
行政内での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内にワンストップ窓口を設け、民間事業者等が再生可能エネルギーの導入にあたり必要となる法令による規制や制度情報等を取りまとめ、提供するとともに相談対応に取り組んでいる ● 土砂災害ハザードマップ上に再エネ発電設備の位置情報をプロットし、それらを庁内の関係部署間で共有し情報把握
部署外との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省との連携 ● FIT/FIP 認定されている事業で不適切な事業を発見した場合は、中部再エネ発電設備地域サポート窓口へ報告
住民説明会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等説明会の実施を義務付け

	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電調査地点の地権者への説明周りに同行 ● 太陽光発電協会による太陽光発電設置の基礎講座を市民向けに開催 ● 行政区長への説明を義務付け ● 説明会の開催にあたり、市から自治会長・町内会長へ事業概要等に関する事前連絡を行うこととしている ● 事業者が周辺住民への説明を円滑に進めることができるよう、区長と事業者をつなげる役割をしている ● 地域住民等は事業計画について意見を申し出ることができるものとした
協議会・審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会を設け協定書を締結 ● 外部委員による審議会での答申を受けたくうえで許可不許可を判断 ● 環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審査する環境影響評価技術審査会を実施
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路からのセットバック、雨水流出対策を求めている ● 学校と調整して登校日以外に工事を行うなど、仕様書で安全確保を定め児童・生徒の安全確保に努めた ● 火災への対応として発電事業者あてに消防局と連携し注意喚起を実施
事業者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観や文化財、自然公園等、届出や許可が必要な案件について、連絡窓口や対応の範囲についてまとめた文書を事業者に共有 ● 事業者が手続きしやすいよう申請の手引きを作成 ● 地域貢献策について検討することを定めている ● 防災面や雨水排水処理に関しての技術的な計画説明を求めている ● 競争入札ではなく、プロポーザル審査による業者選定 ● 地域関係者の同意を得るとともに市・開発局が「開発協定」を締結 ● 「再生可能エネルギーサポートデスク」において、相談対応 ● 太陽光パネルの設置業者に協議指示書を発送
定期的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の安全性の確認、現地状況の把握等を目的に、県と共同し安全パトロールを実施 ● 発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況の報告を義務付け ● 現地調査を実施し、指導権限のある経済産業省に情報提供

1.2.8 地域住民等からの苦情やトラブル

再エネ設備の設置に係る苦情・トラブル事例について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。集計は、令和6年度調査で得られた1,545件の回答に加え、令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において「苦情・トラブル・訴訟が発生したが解決に至った事例がある」と回答した23団体をあわせた1,568件で行った。

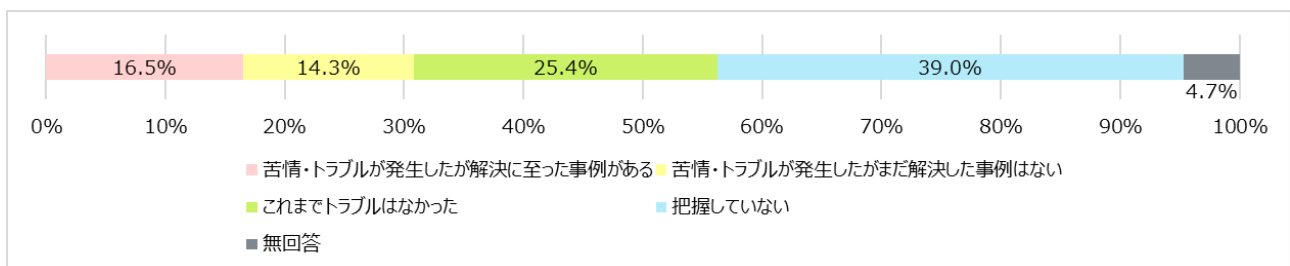
※「(1) 再エネ設備の設置をめぐる苦情・トラブル事例の有無」のみ令和6年度調査で得られた1,545件の回答を集計している。

(1) 再エネ設備の設置をめぐる苦情・トラブル事例の有無

全地方公共団体に再エネ設備の設置をめぐる苦情・トラブル事例の有無について尋ねたところ、「把握していない」が39.0%と最も多く、「これまでトラブルはなかった」が25.4%、「苦情・トラブルが発生したが解決に至った事例がある」が16.5%、「苦情・トラブルが発生したがまだ解決した事例はない」が14.3%であった。

表 1-93 苦情・トラブル事例の有無 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	苦情・トラブルが発生したが解決に至った事例がある	255件	16.5%	17.3%
2	苦情・トラブルが発生したがまだ解決した事例はない	221件	14.3%	15.0%
3	これまでトラブルはなかった	393件	25.4%	26.7%
4	把握していない	603件	39.0%	41.0%
5	無回答	73件	4.7%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1472件

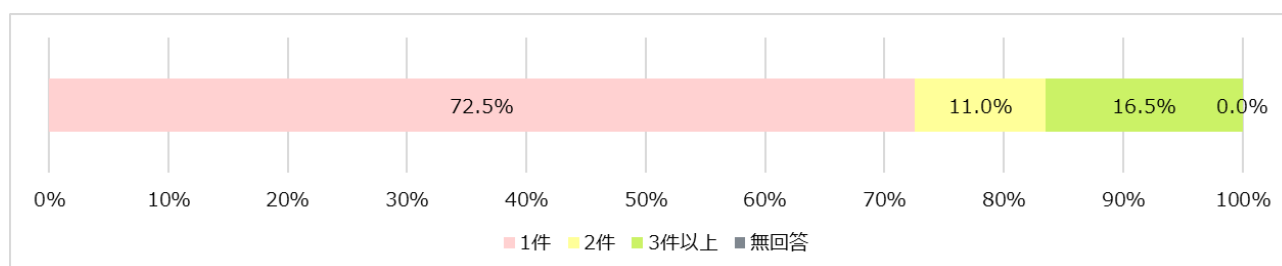


(2) 苦情・トラブル事例の件数

苦情・トラブル事例の件数としては、「1件」が72.5%で最も多く、「3件以上」が16.5%、「2件」が11.0%であった。

表 1-94 苦情・トラブル事例の件数 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1件	185件	72.5%	72.5%
2	2件	28件	11.0%	11.0%
3	3件以上	42件	16.5%	16.5%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	255件	-	255件

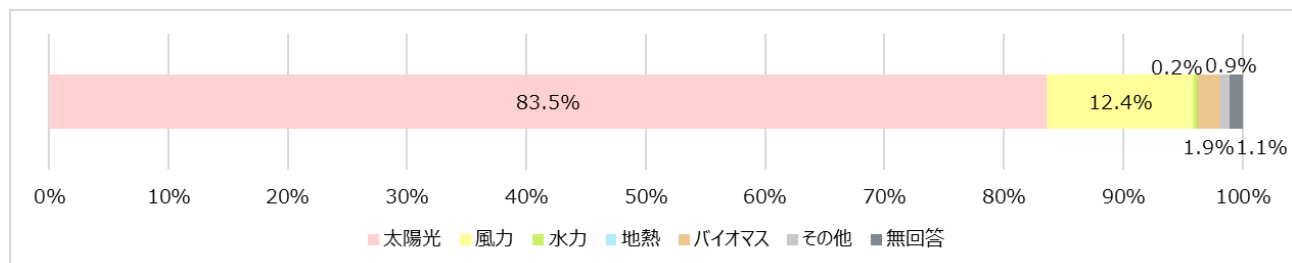


(3) 苦情・トラブル事例の電源種

苦情・トラブル事例の電源種としては、「太陽光」が83.5%で最も多く、「風力」が12.4%と続いた。

表 1-95 苦情・トラブル事例の電源種 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	391件	83.5%	84.4%
2	風力	58件	12.4%	12.5%
3	水力	1件	0.2%	0.2%
4	地熱	0件	0.0%	0.0%
5	バイオマス	9件	1.9%	1.9%
6	その他	4件	0.9%	0.9%
7	無回答	5件	1.1%	-
	n (%ベース)	468件	-	463件

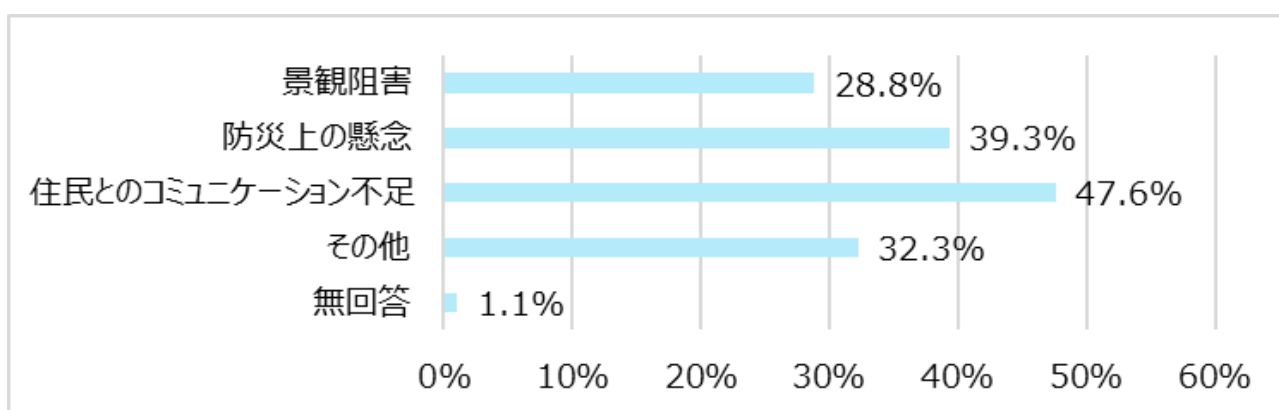


(4) 苦情・トラブル事例の原因

苦情・トラブル事例の原因としては、「住民とのコミュニケーション不足」が47.6%で最も多く、「防災上の懸念」が39.3%、「景観阻害」が28.8%と続いた。

表 1-96 苦情・トラブル事例の原因 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	景観阻害	135件	28.8%	29.2%
2	防災上の懸念	184件	39.3%	39.7%
3	住民とのコミュニケーション不足	223件	47.6%	48.2%
4	その他	151件	32.3%	32.6%
5	無回答	5件	1.1%	-
	n (%ベース)	468件	-	463件



(その他の回答例)

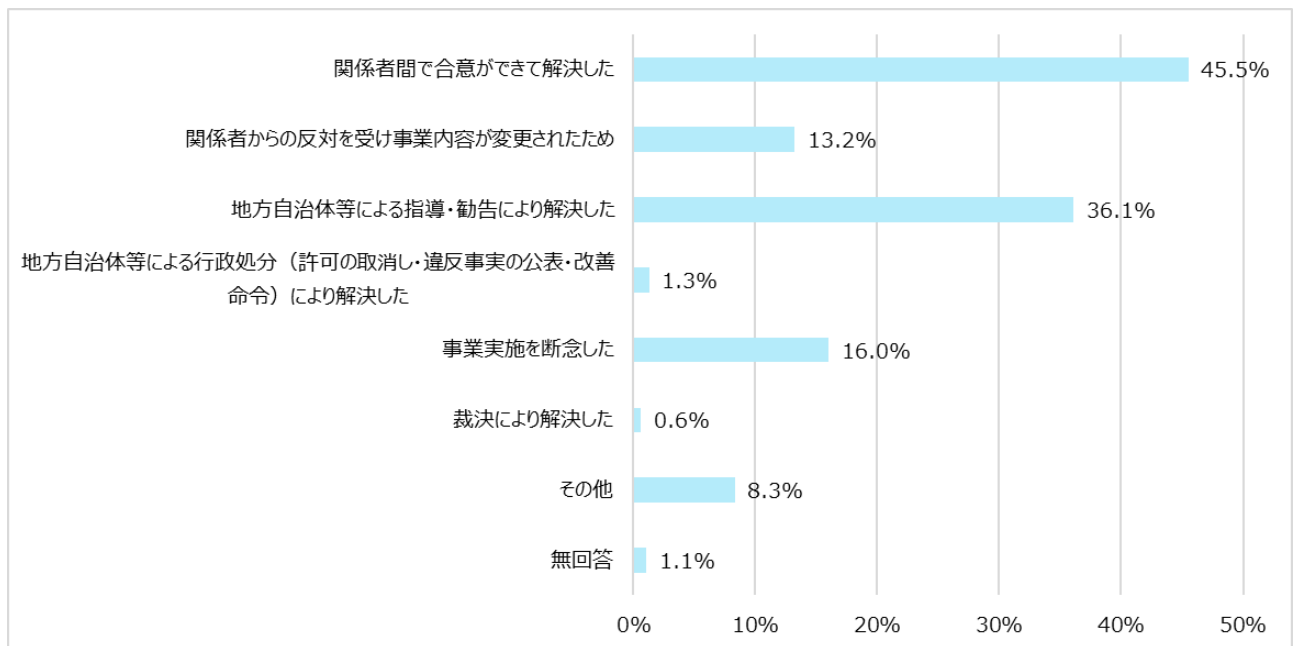
生態系への影響に係る懸念、低周波被害への懸念、反射光への苦情、雑草の繁茂、騒音への懸念、土壌汚染への懸念、臭気、雨水・土砂の流出、町条例の申請をしないまま工事着手、事業計画における標識の未掲示、事業区域の管理不全

(5) 苦情・トラブルの解決に至った理由

苦情・トラブルの解決に至った理由としては、「関係者間で合意ができて解決した」が45.5%で最も多く、「地方自治体等による指導・勧告により解決した」が36.1%、「事業実施を断念した」が16.0%と続いた。

表 1-97 苦情・トラブルの解決に至った理由 (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	関係者間で合意ができて解決した	213件	45.5%	46.0%
2	関係者からの反対を受け事業内容が変更されたため	62件	13.2%	13.4%
3	地方自治体等による指導・勧告により解決した	169件	36.1%	36.5%
4	地方自治体等による行政処分 (許可の取消し・違反事実の公表・改善命令) により解決した	6件	1.3%	1.3%
5	事業実施を断念した	75件	16.0%	16.2%
6	裁決により解決した	3件	0.6%	0.6%
7	その他	39件	8.3%	8.4%
8	無回答	7件	1.1%	-
	n (%ベース)	468件	-	461件



1.2.9 優良事例について

再エネ設備が上手く導入できた事例について尋ねたところ、結果は以下の通りであった。集計は、令和6年度調査で得られた1,545件の回答に加え、令和6年度調査において未回答だった地方公共団体のうち過年度調査において「再エネ設備が上手く導入できた事例がある」と回答した11団体をあわせた1,556件で行った。

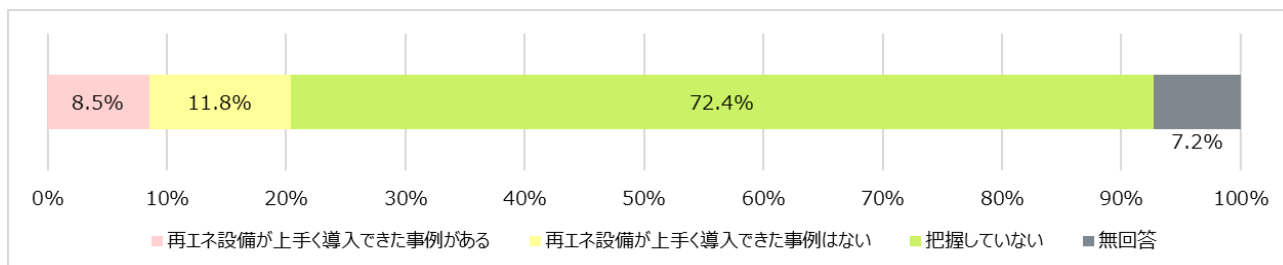
※「(1) 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無」のみ令和6年度調査で得られた1,545件の回答を集計している。

(1) 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無

全地方公共団体に地域との共生の観点で再エネ設備が上手く導入できた事例の有無について尋ねたところ、「把握していない」が72.4%と最も多く、「再エネ設備が上手く導入できた事例はない」が11.8%、「再エネ設備が上手く導入できた事例がある」が8.5%であった。

表 1-98 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無 (単数回答)

No	カテゴリ	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	再エネ設備が上手く導入できた事例がある	132件	8.5%	9.2%
2	再エネ設備が上手く導入できた事例はない	183件	11.8%	12.8%
3	把握していない	1118件	72.4%	78.0%
4	無回答	112件	7.2%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1433件

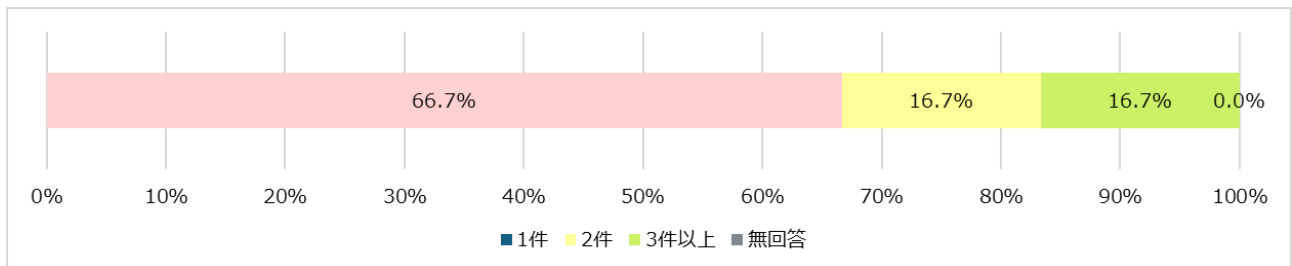


(2) 上手く導入できた事例の件数

再エネ設備が上手く導入できた事例の件数としては、「1件」が66.7%で最も多く、「2件」「3件以上」が同率で16.7%と続いた。

表 1-99 上手く導入できた事例の件数 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	1件	88件	66.7%	66.7%
2	2件	22件	16.7%	16.7%
3	3件以上	22件	16.7%	16.7%
4	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	132件	-	132件

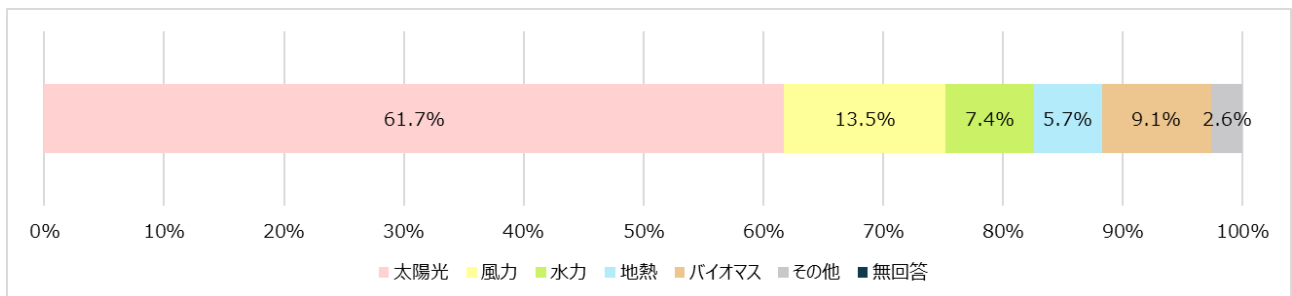


(3) 上手く導入できた事例の電源種

上手く導入できた事例の電源種としては、「太陽光」が61.7%で最も多く、「風力」が13.5%と続いた。

表 1-100 上手く導入できた事例の電源種 (単数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	太陽光	142件	61.7%	61.7%
2	風力	31件	13.5%	13.5%
3	水力	17件	7.4%	7.4%
4	地熱	13件	5.7%	5.7%
5	バイオマス	21件	9.1%	9.1%
6	その他	6件	2.6%	2.6%
7	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	230件	-	230件

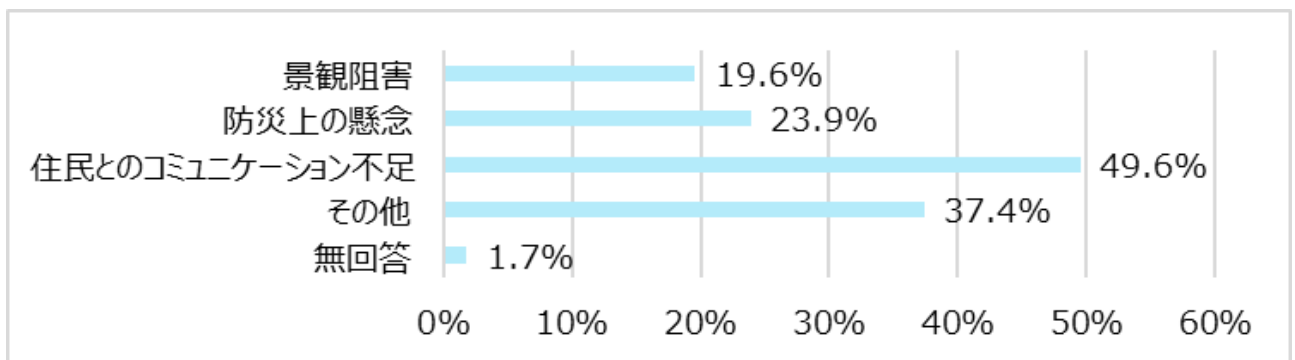


(4) 上手く導入するために解消したボトルネック

上手く導入するために解消したボトルネックとしては、「住民とのコミュニケーション不足」が49.6%で最も多く、「防災上の懸念」が23.9%、「景観阻害」が19.6%と続いた。

表 1-101 上手く導入するために解消したボトルネック (複数回答)

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	景観阻害	45件	19.6%	19.9%
2	防災上の懸念	55件	23.9%	24.3%
3	住民とのコミュニケーション不足	114件	49.6%	50.4%
4	その他	86件	37.4%	38.1%
5	無回答	4件	1.7%	1.8%
	n (%ベース)	230件	-	226件



(その他の回答例)

地域に貢献する取組の実施、財源の確保、トラブルが生じえない土地への設置、地元電力会社との連携、設備更新のタイミング、公民連携で民間事業者の技術力等の活用

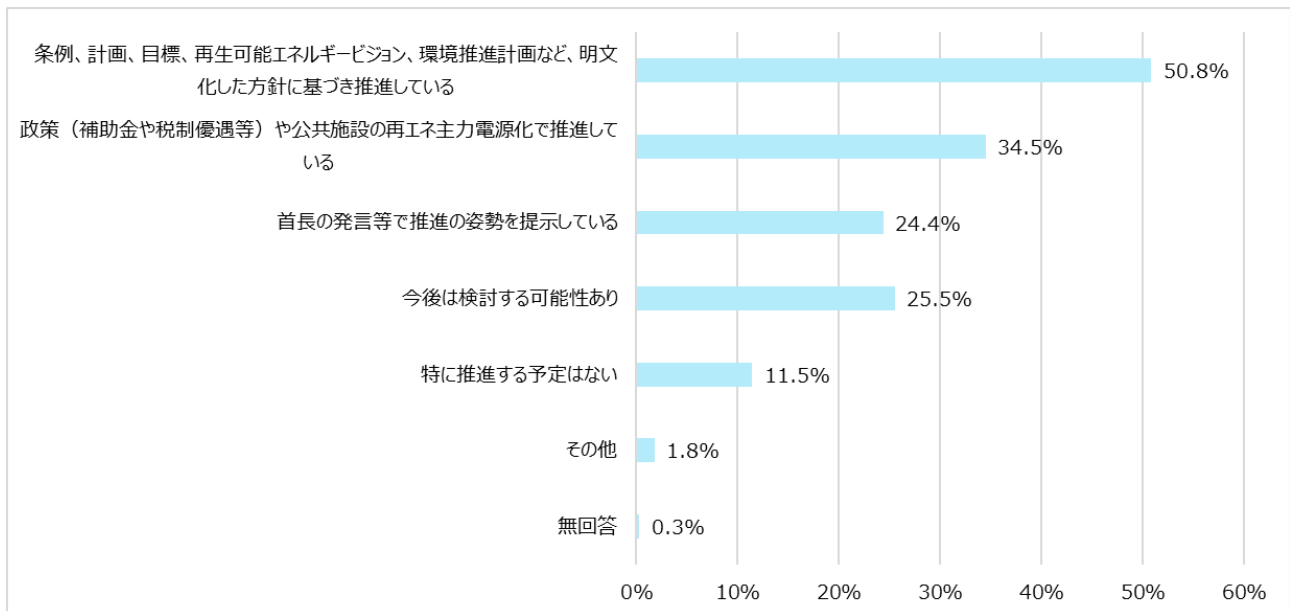
1.2.10 再生可能エネルギーの利活用推進について

(1) 再生可能エネルギーの利用推進状況

再生可能エネルギーの利活用推進状況としては、「条例、計画、目標、再生可能エネルギービジョン、環境推進計画など、明文化した方針に基づき推進している」が50.8%で最も多く、「政策や公共施設の再エネ主力電源化で推進している」が34.5%、「今後は検討する可能性あり」が25.5%と続いた。

表 1-102 再生可能エネルギーの利用推進状況

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	条例、計画、目標、再生可能エネルギービジョン、環境推進計画など、明文化した方針に基づき推進している	785件	50.8%	51.0%
2	政策（補助金や税制優遇等）や公共施設の再エネ主力電源化で推進している	533件	34.5%	34.6%
3	首長の発言等で推進の姿勢を提示している	377件	24.4%	24.5%
4	今後は検討する可能性あり	394件	25.5%	25.6%
5	特に推進する予定はない	177件	11.5%	11.5%
6	その他	28件	1.8%	1.8%
7	無回答	5件	0.3%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1540件

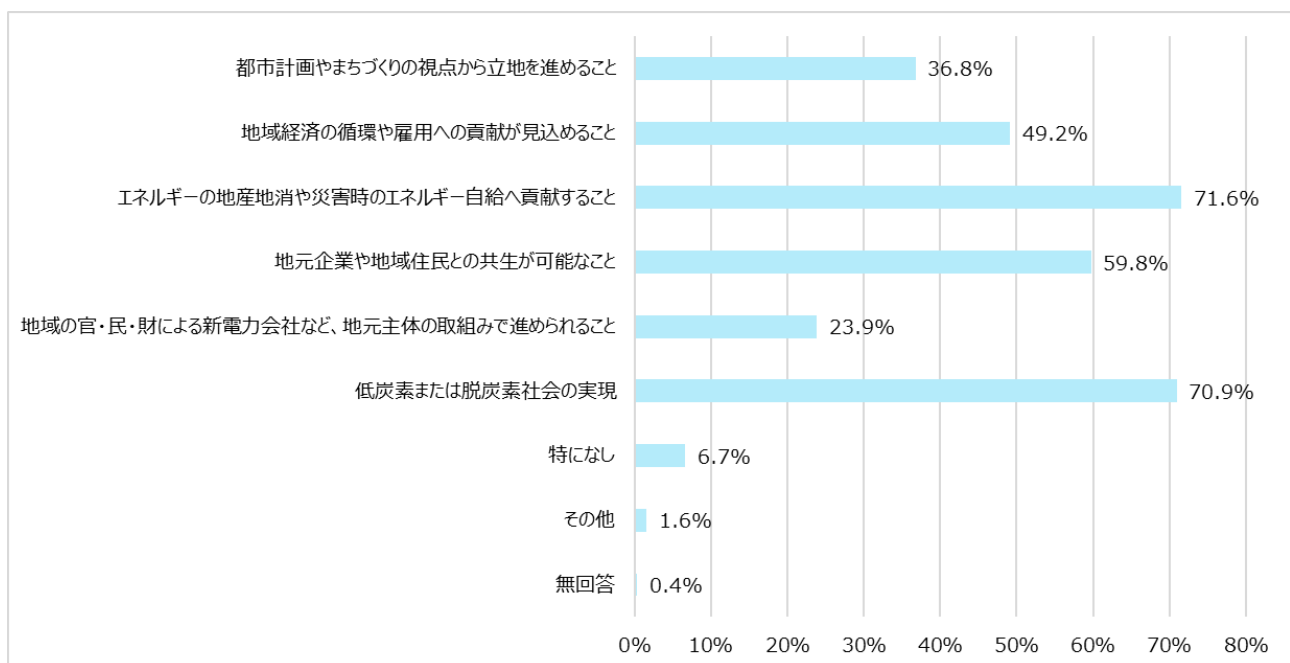


(2) 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

再生可能エネルギーの利活用推進の地域として望ましい姿としては、「エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー自給へ貢献すること」が71.6%で最も多く、「低炭素または脱炭素社会の実現」が70.9%、「地元企業や地域住民との共生が可能なこと」が59.8%、「地域経済の循環や雇用への貢献が見込めること」が49.2%と続いた。

表 1-103 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	都市計画やまちづくりの視点から立地を進めること	569件	36.8%	37.0%
2	地域経済の循環や雇用への貢献が見込めること	760件	49.2%	49.4%
3	エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー自給へ貢献すること	1106件	71.6%	71.9%
4	地元企業や地域住民との共生が可能なこと	924件	59.8%	60.0%
5	地域の官・民・財による新電力会社など、地元主体の取組みで進められること	369件	23.9%	24.0%
6	低炭素または脱炭素社会の実現	1096件	70.9%	71.2%
7	特になし	103件	6.7%	6.7%
8	その他	25件	1.6%	1.6%
9	無回答	6件	0.4%	-
	n (%ベース)	1545件	-	1539件



1.3 個別事例調査(特徴的な条例)

地域と共生した再エネ発電事業を推進すべく、既に制定されている再エネ条例等の中から特徴的な条例の事例に関する詳細を把握するとともに、それらの共通項となる部分を体系的に整理することを目的に調査を実施した。

1.3.1 対象事例の選定について

全国の地方公共団体が地域と共生した再エネ事業を推進するにあたって、第一に選定のための軸となる観点を2つ定めた。全国的に調査事例が少なく情報把握が不十分であるが、調査すべき意義があると考えられる条例(観点Ⅰ)と、今後の再エネ情勢を見据えると、重点的に調査すべきであると考えられる条例(観点Ⅱ)である。このうえで、それぞれの観点に照らし、抽出すべき条例のカテゴリをそれぞれ5つずつ特定した。条例の抽出に際しては、観点Ⅰと観点Ⅱの条例カテゴリの要素を併せ持つ条例を中心に選定した。なお、上述の通り調査の前提として定めた観点の概要については下表1-104の通りである。

表 1-104 : 特徴的な条例の選定に係る観点の概要

観点		条例カテゴリ
観点Ⅰ	全国的に調査事例が少なく情報把握が不十分であるが、調査すべき意義があると考えられる条例	1. 事業者のモニタリングに関する規定を含む条例
		2. 撤退時の形状回復に関する規定を含む条例
		3. 地域共生によるシナジー発揮に関する規定を含む条例
		4. 事業者への地域情報提供に関する規定を含む条例
		5. 撤退時の事業者経過観察に関する規定を含む条例
観点Ⅱ	今後の再エネ情勢を見据えると、重点的に調査すべきであると考えられる条例	6. 推進と規制のバランスを工夫している条例
		7. 地域賦存電力として活用されるための工夫を講じている条例
		8. 過去に発生したトラブルの再発を防止するための工夫がみられる条例
		9. トラブルの火種を早期に摘む工夫を講じている条例
		10. トラブル防止に向けて独自に強い規制を設けている条例

1.3.2 調査対象地方公共団体一覧

アンケートの回答結果等に基づき、上述の観点Ⅰおよび観点Ⅱの要素を合わせ持つ条例を抽出した結

果、5事例が選定された。なお、各事例の概要は下表1-105の通りである。

表1-105：調査の対象となる地方公共団体／条例一覧

地方公共団体名	条例名	施行年 (最終改定年)	選定理由
A 町	a 条例	2022 年	事業者に対して、有事の際は直ちに必要措置を講じるとともに、再発防止策を立てたうえで町長へ報告する義務を課している条例
B 市	b 条例	2014 年 (2021 年)	市民の出資を募るなど、市民の参画が可能な条例であり、また市民の参加を促す事業者には独自の認定制度を定める条例
C 市	c 条例	2020 年 (2022 年)	行政が積極的に事業者を監視することを定め、また手続き上も複数の段階を設けて事業規律を高める条例
D 市	d 条例	2022 年	事業実施状況の報告を義務づける一方、報告期間を5年に一度と、他条例と比較し広く設定することで事業推進と規制のバランスを工夫する条例
E 町	e 条例	2024 年	町民・町・事業者による協議会設置の義務を課すとともに、その設置責務を町長が担う条例

1.3.3 特徴的な条例等調査結果

調査対象となった5事例の詳細を把握するべく、各条例を施行する地方公共団体を対象に令和6年11月にヒアリングを実施した。ヒアリングでは、当該時点における①条例制定の背景・経緯、②特徴的条項の内容、③条例運用の状況を中心に聴取した。聴取結果を踏まえ、地域と共生した再エネ事業を推進するにあたって、他の地方公共団体にとって参考となるような施策等の共通項を整理したところ、“地域住民の安全で安心な生活”に向けて、「条例の規定内容」と「条例運用上の工夫」の2つの区分において、下表1-106の通り、合計4つの共通項が導出された。なお、それぞれの共通項に関して実際に聴取できた取組み例は下表1-107、各調査対象別のヒアリング結果については下表1-108以降の通りである。

表1-106：ヒアリングの結果導出された共通項

(1) 条例の規定内容について導出された共通項	(a) 事業着工前の申請手続きまたは申請基準を工夫することで不用意な事業参入を未然に防いでいる
	(b) 事業開始後のモニタリング規定を工夫することで住民との

	調和と、住民の不安払しょくを図っている
(2) 条例運用上の工夫について導出された共通項	(a) 再エネ事業を取り巻く複数部門の部門間連携により、多角的に事業者を監視するとともに住民の意見吸い上げを行う工夫を講じている
	(b) 住民に対して行政自ら寄り添いきめ細やかな支援を行う工夫を講じている

表 1-107 : 共通項に係る具体的な取組み例

共通項		地方公共団体名	取組み例
(1) 条例の規定内容について導出された共通項	(a) 事業着工前の申請手続きまたは申請基準を工夫することで不用意な事業参入を未然に防いでいる	A 町	・ 条例による規律が難しい事業者の素性調査等を運用面で補完している
		B 市	・ 要件に合致した優良事業者を、独自の認定制度にて認定・税制面で優遇している
		C 市	・ 事業着工までに①事業抑制区域の確認、②事業概要の確認及び技術的審査、③説明会の開催・報告という申請手続きを定める
		D 市	・ 事前の申請手続きの厳正化により、不用意な事業参入を抑止
		E 町	・ 事前の申請手続きの厳正化により、不用意な事業参入を抑止
	(b) 事業開始後のモニタリング規定を工夫することで住民との調和と、住民の不安払しょくを図っている	A 町	・ 事業者に対して、有事の際は直ちに必要措置を講じるとともに、町長への報告を義務化 ・ 事業者に対して、有事の際は再発防止策を講じることが義務化
		B 市	・ 市民出資の仕組みにより市民および事業者が相互に協力して再生可能エネルギーの利用等に努める等、関係者の当事者意識と情報共有を促進
		C 市	・ 工事着手時、市長が市職員等の中から監視員を指名し現場確認を実施
		D 市	・ 報告義務は許可を受けた日から5年経過後とし、それ以降、前回報告日から5年経過後に報告するものとしている条例であり、推進と抑止のバランスを工夫
		E 町	・ 事業者、町民、町が参加する協議会設置を条例で規定し情報連携を仕組化 ・ 協議会の設置責務は町長となっており、町自ら

			運営責務を担う
(2) 条例運用 上の工夫 について 導出され た共通項	(a) 再エネ事業を取り 巻く複数部門の部 門間連携により、 多角的に事業者を 監視するとともに 住民の意見吸い上 げを行う工夫を講 じている	A 町	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等を管轄し再エネ推進を行う係と本条例に基づき事業規律を担う係で役割を分担 条例制定時は関連法統括各所と連携（農地転用や道路、土砂災害対策等）
		B 市	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化を推進する部署を新設し、課内の2係で補助事業等を管轄し、再エネ推進を行う係と本条例に基づき事業規律を担う係で役割を分担するほか、旗振り役として防災部署等と連携
		C 市	<ul style="list-style-type: none"> 2つの課で補助事業等を管轄し再エネ推進を行う係と本条例に基づき事業規律を担う係で役割を分担するほか、旗振り役となり複数部署合同で現地立合調査を実施
		D 市	<ul style="list-style-type: none"> 新設した環境政策課が、脱炭素関連の旗振り役として、営農型太陽光発電の管理を担う農業部署等の各所と連携
		E 町	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連部署が旗振り役として7課横断で連携 町の顧問弁護士や専門知識をもつ職員の助言を得ながら町役場全体で連携
	(b) 住民に対して行政 自ら寄り添いきめ 細やかな支援を行 う工夫を講じてい る	A 町	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな事情や心境を抱える住民を意識し個々人への丁寧な説明個別フォローを実施 再エネ建設計画がある際は町として個別訪問とフォローを実施
		B 市	<ul style="list-style-type: none"> 民間が主体となった再エネ事業推進を意識しつつ、市は事業連携協定を締結して個別に近隣住民をフォロー
		C 市	<ul style="list-style-type: none"> 工事着工時および完了時の立会い検査の中で、地方公共団体職員が地域住民および事業者と連携
		D 市	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域づくり事業と連動した促進区域内の事業規律管理を重点的に行うことできめ細やかな状況把握とサポートを実施
		E 町	<ul style="list-style-type: none"> 定期モニタリング（年2回）にて町自らが中心となって町、事業者、地域住民などが相互の情報交換を行う場（協議会）を運営 双方顔の見える関係づくりと情報伝達を実施し地域住民の不安払しょくの役割を担う

表 1-108 : A 町 (a 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		A 町
条例の概要	条例名	a 条例
	施行日	2022 年 4 月 1 日
	改定日	なし
	対象事業	太陽光、風力、バイオマス
条例制定の背景・経緯		<ul style="list-style-type: none"> 隣接する地方公共団体で建設された風力発電の越境トラブル協議の中で、具体的に感じた課題に対応することを想定して条例を制定 事業者・町民が共生できるよう地域と調和しながら再エネ設備を導入していくことを目的として制定
特徴的条項の内容	制度設計のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 上述した越境トラブルの被害状況等、住民によって異なる事情・心境を考慮したうえ、条文を運用面で補完し、地域住民の納得を得ること
	条項の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 有事の際は、直ちに必要措置を講じるとともに町長への報告、および再発防止策を講じることを義務化
	特徴的条項の運用面での補完	<ul style="list-style-type: none"> 説明会は事業者と住民で実施することが条例で定めるところであるが、町の担当職員も同席する運用を実施 説明会以外にも建設予定地の近隣住民に対しては事業者からの個別訪問を促しつつ、町としても事業者とは別で個別訪問と説明、自治会長や行政区長と認識を共有
条例運用の状況	運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ推進と抑制で役割分担 (政策推進課 2 係) 農地転用や、土砂災害対策等は、関連法令を所掌する他部署と連携
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と住民の間に入り共生に向け立ち回る町の姿勢に対しては住民からの評価あり 住民が大規模発電事業に抵抗感を抱いていることから、特に大規模発電事業に対しては本条例を厳格に運用するよう心掛けている
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 持ち主の分からない発電設備が町内に存在しており、撤去時対応について住民からの懸念が依然として残る

表 1-109 : B 市 (b 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		B 市
条例の概要	条例名	b 条例
	施行日	2014 年 4 月 1 日
	改定日	2021 年 7 月 13 日
	対象事業	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス
条例制定の背景・経緯		<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災時に市外の大規模発電所事故により計画停電が断続的に実施された経験を踏まえて、エネルギーの地産地消によるまちづくり推進を地元企業、市民、および行政で協議 レジリエンス強化や地域資源の循環を目的とした条例として制定
特徴的条項の内容	制度設計のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 市の内部協議や資産取得手続きを経ず、必要な事業を主体的かつ機動的に実施していただくため、市の直接出資でなく市民ファンド等の民間主導で、市は支援に専念
	条項の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加型の条例であり、また事業者には独自の認定制度（市民参加型再生可能エネルギー事業者）を定めている <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの申請および市民参加型認定制度により奨励金（固定資産税相当）を3年間にわたり還元 事業者との連携協定を締結し、連名のプレスリリースや情報開示を実施
	特徴的条項の運用面での補完	<ul style="list-style-type: none"> 民間が主体となった再エネ事業推進を意識しつつ、市は事業連携協定を締結して個別に近隣住民をフォロー 固定価格買取制度（FIT 制度）における再エネ電力の買取価格が下落していることを受け、支援対象を自家消費や熱利用まで拡充
条例運用の状況	運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ推進と抑制で役割分担（新設したゼロカーボン推進課2係） ゼロカーボン推進課が旗振り役として防災部署等と連携
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域認定および重点対策加速化事業の採択を背景に、本条例での事業規律のほか、官民連携協定締結による個別事業者支援も増加
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金制度は継続することが想定されるものの、交付金終了後に担う役割は縮小が予想され、時代に即した効果的な条例運用を検討していく必要がある

表 1-110 : C 市 (c 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		C 市
条例の概要	条例名	c 条例
	施行日	2020 年 4 月 1 日
	改定日	2022 年 4 月 1 日
	対象事業	太陽光、その他市長が定める再エネ発電設備
条例制定の背景・経緯		<ul style="list-style-type: none"> 市内において太陽光発電の導入が進む中で、生活環境の悪化や地域周辺の景観にそぐわない等の相談・苦情が多発した 太陽光発電設備を含む再エネ事業が、市民の安全・安心を確保しながら実施されるように、市としての方針を示すことを目的に制定
特徴的条項の内容	制度設計のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市で周辺環境を考慮しない事業者が参入していたことも踏まえて、不用意に太陽光発電が導入されることで市民が危険にさらされることがないように制度を設計
	条項の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行政が積極的に事業者の管理することを定めている 事業着工までに①事業抑制区域の確認、②事業概要の確認及び技術的審査、③説明会の開催・報告という、一般的な地方公共団体と比較して多くの申請手続きを定める 工事着手時、市長が市職員等から監視員を指名し現場確認を実施
	特徴的条項の運用面での補完	<ul style="list-style-type: none"> 現場確認時は、市の職員等が電気事業関連の国のガイドライン等に則って作業を行うほか、完了検査の前に電力会社の検査状況を確認することにより対応 他法令が関係する事業については、合同で現地確認を行う等部門間で連携
条例運用の状況	運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 2つの課で補助事業等を管轄し再エネ推進を行う係と本条例に基づき事業規律を担う係での役割を分担するほか、旗振り役となり複数部署合同で現地立合調査を実施
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ条例の申請件数は、FIT 単価の下落や電力販売方式の変化、事業者のコンプラ意識の向上や森林関連法律の厳格化等により減少傾向
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在は申請件数が少ないため現人員体制で対応できるものの、複雑なプロセスであるがゆえに申請件数が増えた際に対応できるかは未知数 対象が FIT/FIP 事業であるため、近年増加傾向にある非 FIT/FIP 事業の対応ができない

表 1-111 : D 市 (d 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		D 市
条例の概要	条例名	d 条例
	施行日	2022 年 4 月 1 日
	改定日	なし
	対象事業	太陽光
条例制定の背景・経緯		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生など全国の事例を踏まえて地元住民の安心・安全を目的として制定 脱炭素先行地域としての促進区域と合わせて重点推進区域を設定
特徴的条項の内容	制度設計のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 開発指導要綱を補完させる役割として本条例を制定し、部署の人的リソースを考慮した現実的な運用により最低限の事業者管理を実施できるよう制度を設計
	条項の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事前の申請手続きの厳正化により、不用意な事業参入を抑止 経過報告義務を一般的な地方公共団体よりも長い期間である 5 年ごとと規定することで、再エネ事業の推進と抑止、および市の人的リソースとのバランスを工夫
	特徴的条項の運用面での補完	<ul style="list-style-type: none"> 県外事業者が再エネ事業を行う場合等は、各自治会長に説明会を実施するほか、自治会との折衝時に協議費を支払う等の地域還元を市が取り持つことにより、地域住民との共生を促す
条例運用の状況	運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 新設した環境政策課が脱炭素関連の旗振り役として、営農型太陽光発電を管理する農業関連部署等の関係各所と連携
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内に重点促進区域を設置しており、かつ県の林地開発許可が下りにくいといった事情から、他地域で問題となっているような林地を伐採した事業建設はみられない
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルのみを対象としているため、今後 FIT 制度改定に伴って蓄電池の導入が進む傾向が予想され、そのことによる蓄電池に関するトラブル発生を懸念 営農型太陽光発電は固定価格買取期間である 20 年の間農業を実施しなければならないため、持続性の観点から市としての関わり方は要検討

表 1-112 : E 町 (e 条例) のヒアリング結果の詳細

地方公共団体名		E 町
条例の概要	条例名	e 条例
	施行日	2023 年 7 月 1 日
	改定日	なし
	対象事業	太陽光
条例制定の背景・経緯		<ul style="list-style-type: none"> 大規模豪雨被害を経験した地区の約 500 名の住民がメガソーラー建設に反対する署名を提出するなど、町民と事業者の対立が高まったことが発端 法令等に町の条例で上乘せする規制をしても、上位法の範疇を超える規制は難しいため、太陽光発電設備の設置自体を規制するものではなく、法令の範囲内において町民の安全で安心な生活を守ることを目的として制定
特徴的条項の内容	制度設計のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 説明会について毎回同様の説明が求められる区長の負担や、自地区単独でなく近隣区と足並みそろえた対応を望む住民および区長が多かったことから、事業者の様々な声を一度に吸い上げる場として協議会を設置することとした
	条項の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設置を条例で定めており、町が協議会（町、事業者、地域住民などが定期的に相互の情報交換を行う場）を設置し、事業者に参加を義務化
	運用面での補完	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者の取り組み状況報告のほか、住民からの意見収集も行う。一例として、調整池の状況がわかる監視カメラの設置等に迅速に対応した事業者あり
条例運用の状況	運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全課が旗振り役として 7 課横断でチーム太陽光を組成 町の顧問弁護士や総務課の専門知識をもつ職員の助言を得ながら町役場全体で連携
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 地元区長からは住民までしっかり情報が展開されたことで不安払しょくにつながったとして一定評価あり 届出等も他地方公共団体の条例と比較して事業者と本町との密な連携が多く、本条例が上手く機能して事前申請時の事業者の不用意な事業参入を防ぐことができている 非 FIT/FIP 事業は条例対象外だが、トラブルになったような事例

		はない
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では課題なし ・ 将来的に条例の改定が必要になった際には、事業者、住民、町の3者間での協議を適宜開催

1.4 個別事例調査（自然保護・景観の保護を目的とした条例）

改正再エネ特措法では、地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援を目的としており、今般新たに措置された事前周知義務でも、自然保護・景観の保護を目的とした条例エリアである場合は追加的措置を講じているところである。そこで、地域との共生を目指すうえで重要なテーマのひとつに数えられる自然保護・景観の保護に関して、すでに制定されている再エネ条例等の保護エリア規定や許可届出規定等に関する情報を把握し、整理することを目的に調査を実施した。

1.4.1 対象事例の選定について

対象事例の選定にあたっては、第一にアンケート結果に基づき自然保護・景観の保護を目的として制定された条例を抽出した。そのうえで、対象条例の「電源種」「制定時期」等について全体の傾向を把握するべく分析を実施した。また、条例の制改定を検討する地方公共団体が各々の事情を考慮しつつ類似する事例を参照できるように条例を種別で類型化し、網羅的に各種別の条例を包含できるように考慮して個別事例調査先を5つ選定した。なお、対象条例の選定プロセスについては下表 1-113 の通りである。

表 1-113：対象条例の選定プロセス

プロセス	内容
(1) 自然保護・景観の保護を目的として制定された条例の抽出	アンケート調査回答の中から条例の制定目的を「自然環境や景観の保全」としている条例を抽出し、「電源種」「制定時期」等の項目ごとに整理した結果、423 条例が対象となった。
(2) 全体の傾向把握	423 条例を対象に自然保護・景観の保護を目的とする条例の傾向分析を踏まえて、より特徴的な条例の抽出を行った。なお、分析は「地方公共団体のある地域」、「施行年」、「対象事業」、「保護エリアの規定」、「許可・届出に関する規定」等を軸として網羅的にクロス分析を行った。
(3) 個別事例調査先の選定	他地方公共団体が各々の事情を考慮したうえで、自地方公共団体に類似する事例を参照できるように、条例を4つの種別に類型化し、そのうえで幅広い候補の中からバランスを考慮して5事例を選定した。

1.4.2 調査対象地方公共団体一覧

前述の(1)～(3)のプロセスを通じて選定した結果、自然保護または景観の保護を目的として制定された条例の個別事例調査先として、下表1-114に示した通り5事例を選定した。なお、以下に記載する再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等(「再エネ条例等」)の種別については、前述1.1.3に掲載の条例カテゴリ区分(再エネ規制条例/再エネ振興条例/再エネ関連条例)を採用している。

表1-114：個別事例調査先の概要および選定理由

地方公共団体名	条例名	制定条例	選定理由
F 町	f 条例	再エネ規制条例	自然保護・景観の保護を目的に制定された条例の中でも、とりわけ禁止区域および抑制区域を制定しており、かつ、条例に従わない場合は事業者・氏名の公表をする規定を設ける等、再エネ事業規制の色合いが強い条例であるため
G 市	g 条例	再エネ規制条例	保護エリアとして、景観の保護を中心に禁止区域および抑制区域を制定しており、かつ条例に従わない場合は事業者・氏名の公表をする規定を設ける等、一般的な類似条例と比べ厳格な規定を設けている条例であるため
H 市	h 条例	景観条例 (再エネ関連条例)	景観の保護を目的に市内全域を保護エリアとして定めている条例であるため
I 市	i-①条例	土地利用調整条例 (再エネ関連条例)	自然保護を目的に制定された条例の中でも、とりわけ禁止区域および抑制区域を制定しており、かつ、条例に従わない場合は事業者・氏名の公表をする規定を設ける等、再エネ事業規制の色合いが強い条例であるため。また、市として複数の条例を複合的に運用することでそれぞれの条例種の課題を補完し、管内の包括的事業管理を実施しているため
J 市	j 条例	環境影響評価条例 (再エネ関連条例)	環境の保全を目的とする条例の中では、出力規定等太陽光発電設備に関する規定を設ける等、再エネ事業規制の色合いが強い条例であるため

1.4.3 自然保護・景観の保護を目的とした条例等調査結果

調査対象となった5事例の詳細を把握すべく、各条例を施行する各地方公共団体を対象に令和7年1月にヒアリングを実施し、当該時点における①条例制定の背景・経緯、②条例制定のねらい③自然保護・景観保護における特徴、④運用面での工夫、⑤運用上の課題を中心に聴取した。聴取結果を踏まえ、保護エリアの規定や許可・届出に係る規定を整理したところ、条例種によって対象が異なることが確認できた。

とりわけH市、I市、J市では、自然または景観保護の文脈に特化した条例で再エネ事業規制を行っており、うちI市では、別に再エネ条例を制定し複合的運用を行うことで環境配慮と再エネ事業の適正導入の双方を実現している。なお、調査結果の概要は下表1-115、各個別事例調査先のヒアリング結果については下表1-116以降の通りである。

表 1-115 : 調査結果の概要

地方公共団体名	条例名	調査結果の概要
F 町	f 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の改定に伴い、地域と再エネ事業者の調和を図る条例からより事業規制志向の強い条例に転向 ・ 条例改定時には、禁止区域を設置する規定を設け、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全機能を強化
G 市	g 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抑制区域の中に伝統的な町並みが残る地域等の景観上重要な区域を追加 ・ 住民の中に根強くある地域の景観を保全するという意識を尊重しつつ、地域と共生する再エネ事業を推進
H 市	h 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の景観調和の観点から、形態意匠や色彩をエリアごとに定めることのできる景観条例にて再エネ事業を規律・管理
I 市	i-①条例 i-②条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の計画段階において、郊外部における適正な土地利用を誘導する土地利用調整条例と、施設設置前の手続きや設置後の維持管理、廃止に至るまでの事業者の義務等を定める太陽光条例を複合的に運用することで、再エネ事業の規律の強化を図る
J 市	j 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ事業の管理を効率的に行うため、環境影響評価条例（環境の保全を目的）の下で、大規模な太陽光発電設備設置に関する規律を課すよう制度を設計

表 1-116 : F 町 (f 条例) のヒアリング結果の詳細

基礎情報	地方公共団体名	F 町
	条例名	f 条例
	施行日	2020 年 5 月 1 日
	改定日	2022 年 4 月 1 日 (調和志向の条例から規制志向の強い条例へ改定)

	対象事業	太陽光、風力、水力、バイオマス ※電源問わず10kW以上(ただし、太陽光について例外規定あり)
	制定条例	再エネ規制条例
	保護エリアの規定	事業区域に含めないよう努めてもらう区域(抑制区域)と、事業区域に含めてはならない区域(禁止区域)を規定する
	許可・届出に関する規定	再エネ設備設置の際に首長の同意を要する規定を設けているほか、事業者が勧告に従わないときにはその旨及びその勧告の内容を公表することも可能とする
条例制定の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> かつて制定していた条例では地域と再エネ事業者の調和を前提としていたがゆえに再エネ事業抑制が十分でなく、トラブルも発生したことから、全面改正して制定 	
条例制定のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 町の自然環境及び生活環境の保全を目的に、禁止区域設置などより強い事業規律を意識して設計 	
自然保護・景観保護における特徴	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境、景観の維持のため、事業者からの届け出に対し、パネルの設置等の条件を町が付すことを可能とする 県が定める太陽光施設設置条例による区域設定では十分にカバーしきれないエリアについて、本条例を通じてF町が独自に抑制区域や禁止区域に設定。これにより、県の条例を補完する形で広範囲にわたる事業規律を実現している 	
運用面での工夫(複合的に運用する条例等)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の規律に関しては、本条例に加え、土地の区画形質の変更をする場合に必要となる手続きを規律した町の開発指導要綱により、設置完了届の提出を規定することで双方向から事業規制を講じている 	
運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

表 1-117 : G市 (g 条例) のヒアリング結果の詳細

基礎情報	地方公共団体名	G市
	条例名	g 条例
	施行日	2023年4月1日
	改定日	なし

	対象事業	太陽光(20kW以上)、風力(20kW以上、支持部支柱15m超)、水力(100kW超)、地熱・バイオマス(規模にかかわらずすべて)
	制定条例	再エネ規制条例
	保護エリアの規定	再エネ設備設置の際、市長の許可が必要となる地域(抑制区域)と、原則として再エネ設備を設置できない区域(禁止区域)を規定する
	許可・届出に関する規定	再エネ設備設置の際に許可を要する規定のほか、工事着手および完了時に市への届出を行うものとする
条例制定の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 過去、地元住民への説明なしに再エネ事業が開始され、長期にわたる協議の末、運用開始に至った経緯がある中、より住環境に近い建設計画が浮上し、条例による規律の必要性を感じたため制定 	
条例制定のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 市内で実際に発生した再エネ事業計画の事案を鑑み、地域住民の不安を払拭し、適正な事業誘致ができるように制度を設計 全国的な再エネ事業推進の風潮も考慮しつつ、住民の中に根付く景観保護の思いを汲み取る制度を設計 	
自然保護・景観保護における特徴	<ul style="list-style-type: none"> 抑制区域の中に、市が別で定める景観形成に関する条例(景観条例)の対象エリアを追加する 市長は、設置許可に関し、自然環境や景観、生活環境等の保全について行政機関職員、有識者等を委員とする景観審議会に意見聴取することを可能とする 	
運用面での工夫(複合的に運用する条例等)	<ul style="list-style-type: none"> 本条例と景観条例の両方への対応を事業者に求めることで規律を高めている 事業者は、市が管理する「まちづくり支援情報システム」にて照合することで、事業検討エリアで必要な条例手続きを確認することが可能 	
運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令が多く、本条例を所掌する部署のみでは迅速な対応が困難な場合もあるため、今後とも関連部署間で連携した対応が必要 国や県の脱炭素目標を達成するための“推進”と市民の安全で安心な生活環境を確保するために行う“規制”のジレンマに苦慮 	

表1-118: H市(h条例)のヒアリング結果の詳細

基礎情報	地方公共団体名	H市
	条例名	h条例
	施行日	2014年4月1日
	改定日	2018年11月1日(景観計画の変更に伴う改定)

	対象事業	太陽光（出力規模規定なし）
	制定条例	景観条例（再エネ関連条例）
	保護エリアの規定	市内全域で意匠形態に関する基準を定める
	許可・届出に関する規定	事業開発行為に着手する30日前までに市への届け出を行うこととする
	条例制定の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産に登録されている施設等を有している同市において、景観形成の推進をすることを目的に制定
	条例制定のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 市・市民・事業者による景観形成の推進を図る中、再エネ事業についても、景観計画の中で形態や意匠についての規律を講じるべく条例を制定
	自然保護・景観保護における特徴	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域を景観対象区域（市の定める景観形成基準に基づき建築物等の景観基準を満たす必要があるエリア）として定めるほか、日本遺産周辺を景観形成重点地区としてより細かい形態や色彩に関する基準を規定 景観形成重点地区では、太陽光発電設備の景観形成基準として修景に関する具体的な基準を定める
	運用面での工夫 （複合的に運用する条例等）	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ事業の実施を直接的に規律する条例ではないものの、改正再エネ特措法に基づき、事業者から住民に対して事業概要の事前説明を行う
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で特段の課題はないものの、本条例における規制内容は景観形成基準であることから、本条例をもって自然環境保全に特化した規律を課すことは困難

表 1-119：I市（i-①条例）のヒアリング結果の詳細

I市は太陽光発電事業を規律する条例として、i-①条例とi-②条例を同様に重要な条例として定め複合的に運用しているため、基礎情報については両条例について個別に記載する。

基礎情報	地方公共団体名	I市	
	条例名	i-①条例	i-②条例
	施行日	2005年7月1日	2023年10月1日
	改定日	なし	なし

	対象事業	太陽光発電設備を含む一定規模以上の工作物の設置	太陽光(20kW以上) ※建築物の屋根や屋上等に設置するものを除く
	制定条例	土地利用調整条例 (再エネ関連条例)	太陽光条例 (再エネ関連条例)
	保護エリアの規定	市域から市街化区域を除いた区域	工事着手前に市長の許可が必要となる区域(設置規制区域)を規定
	許可・届出に関する規定	太陽光発電設備を含む開発事業の実施に際して市と事業者で協定を締結する	施設の設置前の許可申請又は届出を規定する
	条例制定の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-①条例は、郊外部における適正な土地利用の誘導のために制定 ・ i-②条例は、全国的な再エネ事業拡大に伴う土砂災害や景観への影響、適切な維持管理を巡る問題等の発生を背景に制定 	
	条例制定のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-①条例は、事業の計画段階において、自然環境の保全や災害の防止等に配慮した土地利用となるよう誘導 ・ i-②条例は、施設設置前の手続きや設置後の維持管理、廃止に至るまでの様々な義務を課すことで、太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に繋げるねらい 	
	自然保護・景観保護における特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-①条例は、良好な自然環境や森林・農地などを保全すべく、それらが残存している郊外部において適正な土地利用が図られるよう開発事業を誘導している ・ i-②条例は、環境影響評価法や森林法に加え、環境省の定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を確認することで適正な設置となるように運用している 	
	運用面での工夫 (複合的に運用する条例等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-①条例で、自然環境の保全や災害の防止等に配慮した土地利用となるよう誘導しつつ、i-②条例では設備設置手続きから廃止までの様々な義務を定め、2つの条例が双方の役割を補完している 	
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-①条例の趣旨は適正な土地利用の誘導であり、森林地域における大規模な太陽光発電施設の設置等を制限することは難しい ・ i-②条例に関して、太陽光発電施設の設置における課題は多岐にわたることから、再エネ条例の規定のみですべての課題に対応するのは難しく、各種制度との連携が必要である 	

表 1-120 : J市(j 条例) のヒアリング結果の詳細

基礎情報	地方公共団体名	J市
	条例名	j 条例
	施行日	2018年4月1日
	改定日	2022年3月17日 (※再エネ事業対象外箇所)
	対象事業	太陽光、風力、水力
	制定条例	環境影響評価条例 (再エネ関連条例)
	保護エリアの規定	なし
	許可・届出に関する規定	勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することも可能とする
条例制定の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 過去に市内でメガソーラー建設の計画が浮上した際、市民の安全・安心を確保しながら実施されるように、市としての方針を示すため制定 	
条例制定のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ事業の管理を効率的に行うため、当時環境の保全を目的に制定を検討していた環境影響評価条例の中で、大規模な太陽光設置に関する規律も行うよう制度を設計 	
自然保護・景観保護における特徴	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全を目的に市内全域で設備設置前の届出等を定めている 	
運用面での工夫 (複合的に運用する条例等)	<ul style="list-style-type: none"> 県で定める再エネ規制条例、自然公園条例とあわせて再エネ事業を規律することで不用意な事業乱立を多面的に防止する 	
運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> なし 	

第2章 非 FIT/FIP 事業も含めた再生可能エネルギー発電設備の優良事例・トラブル事例等調査

2.1 調査概要及び調査結果

再生可能エネルギー発電設備の設置を巡り、全国的にトラブル等が継続している状況を踏まえ、地域

との共生等の観点でうまく導入ができている優良事例に加え、近年実際に生じたトラブル・訴訟事例について、以下の手法にて調査を実施した。

(基本的な調査手法)

- 令和5年1月1日～令和6年12月31日の2年間のうちに報道等に掲載された再エネ関連記事のうち、地域との共生等の観点でうまく導入ができている優良事例や、トラブル・訴訟事例を把握のうえ集計
- 報道等の収集は、下表2-1に示す全国紙、地方紙、専門紙を主たる対象媒体と設定した上で、日経新聞社が提供するビジネスデータベースサービスである「日経テレコン」を主に用いて実施
- 特定事案に対して複数の報道等が見られた場合、記事の内容に基づき地域や事業者が同一であると確認できた場合には1事例として計上
- データベース上で関連記事を検索する際には、本調査で把握すべき事例の特徴ごとに設定したキーワード(下表2-2)を用いた検索を電源種別ごとに実施することで、優良事例およびトラブル・訴訟事例の効率的な抽出を実施

<検索例>

- ・ 「太陽光」＋「住民」＋「合意」
- ・ 「風力」＋「環境保全」
- ・ 「バイオマス」＋「トラブル」
- ・ 「地熱」＋「反対」
- ・ 「水力」＋「訴訟」 等
- 優良事例およびトラブル・訴訟事例の調査結果は、それぞれ下記の点について整理した
 - ・ 優良事例調査結果
 - ◇ 優良事例ごとの概要
 - ◇ 抽出された優良事例に基づき、他の地方公共団体の参考に資するような共通項
 - ・ トラブル・訴訟事例調査結果
 - ◇ トラブル・訴訟事例ごとの概要
 - ◇ 非FIT/FIP事業に由来するトラブルの発生状況および今後の見通し

表 2-1 : 報道等の主たる検索対象媒体

No	新聞 (全国)	No	新聞 (地方紙)	No	新聞 (地方紙)
1	日本経済新聞朝刊	1	北海道新聞	29	中日新聞
2	日本経済新聞夕刊	2	十勝毎日新聞	30	伊勢新聞
3	日経産業新聞	3	室蘭民報	31	京都新聞
4	日本経済新聞電子版	4	東奥日報	32	大阪日日新聞
5	日経地方経済面	5	デーリー東北	33	神戸新聞
6	朝日新聞	6	岩手日報	34	奈良新聞
7	毎日新聞	7	河北新報	35	紀伊民報
8	読売新聞	8	石巻かほく	36	日本海新聞
9	産経新聞	9	秋田魁新報	37	山陰中央新報
10	共同通信ニュース	10	山形新聞	38	山陽新聞
11	時事通信ニュース	11	福島民報	39	中国新聞
12	ロイター通信ニュース	12	福島民友新聞	40	山口新聞
13	NHK ニュース	13	茨城新聞	41	徳島新聞
		14	下野新聞	42	四国新聞
		15	上毛新聞	43	愛媛新聞
		16	埼玉新聞	44	高知新聞
		17	千葉日報	45	西日本新聞
		18	東京新聞	46	佐賀新聞
		19	神奈川新聞	47	長崎新聞
		20	新潟日報	48	熊本日日新聞
		21	北日本新聞	49	大分合同新聞
		22	北國新聞・富山新聞	50	宮崎日日新聞
		23	福井新聞	51	南日本新聞
		24	山梨日日新聞	52	琉球新報
		25	信濃毎日新聞	53	沖縄タイムス
		26	岐阜新聞		
		27	静岡新聞		
		28	伊豆新聞		

No	専門紙
1	化学工業日報
2	日刊工業新聞
3	日刊産業新聞
4	日刊建設工業新聞
5	建設通信新聞
6	建通新聞
7	建設工業新聞
8	北海道建設新聞
9	建設新聞
10	佐賀建設新聞
11	長崎建設新聞
12	鹿児島建設新聞
13	電気新聞

表 2-2 本調査における主な検索キーワード一覧

カテゴリ	把握すべき事例の特徴	具体的な検索キーワード(抜粋)
優良事例	精緻な導入事前調査が行われている	「生態系」＋「保全」
		「生態系」＋「事前調査」
		「環境保全」
	事業性・持続性への考慮が図られている	「持続可能性」
		「リスク管理」
	再エネ事業の開始・運用にあたり地域との合意形成が徹底されている	「住民」＋「合意」、「説明会」
		「住民」＋「協議会」
		「地域」＋「協働」
	設計・施工が地域との共生に資するよう工夫されている	「景観配慮」
		「環境保全」「自然保護」
		「未利用」
	保守点検が地域との共生に資するよう工夫されている	「保守」＋「安全」
	地域との共生に資するよう、災害・非常時の対応が工夫されている	「災害」＋「対策」
		「マイクログリッド」
	再エネ事業を通じた地域経済への還元活動が実施されている	「雇用」＋「地域」
「地域産業」		
「地域」＋「還元」		
再エネ事業を通じた地域への社会貢献活動が実施されている	「地域新電力」、「地域」＋「PPA」	
	「ボランティア」	
	「寄付」＋「地域」	
再エネ事業を通じた地域への社会貢献活動が実施されている	「貢献」＋「地域」	
	「環境学習」	
	「リサイクル」	
地域との共生を損ねないよう、再エネ事業から排出される廃棄物等の廃棄・リサイクル手法が工夫されている	「リサイクル」	
	「地域共生型太陽光」等	
トラブル事例	再エネ事業を巡り、地域と事業者の間でトラブルが生じている	「トラブル」
	再エネ事業に対し、地域住民等から反対運動が展開されている	「反対」
うち訴訟事例	再エネ事業を巡り、地域と事業者の間で訴訟が生じている	「訴訟」

2.2 優良事例の抽出方法

上述の表 2-2 に掲載したキーワード等に基づき報道データベースを通じて収集した関連記事には、事業の詳細や取組の実態が明らかではない事例についての記事等も散見されたことから、下図の通り収集した全記事を対象に2段階のスクリーニングを実施し、最終的に10件の優良事例を抽出した。

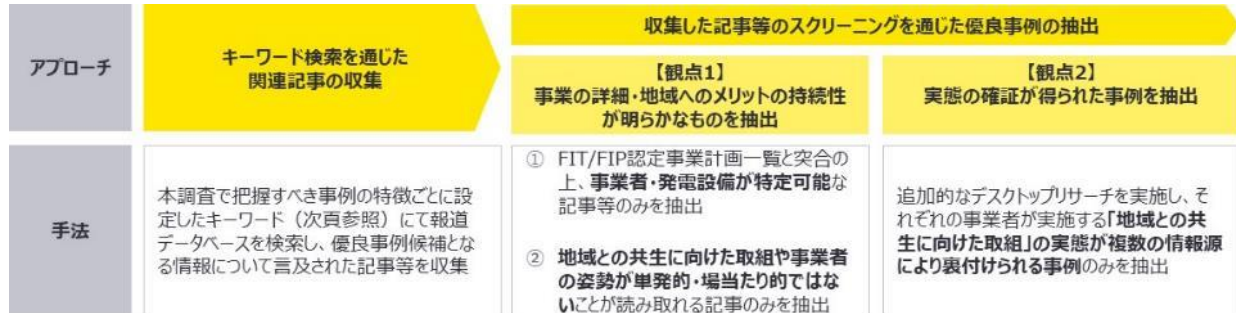


図 2-1 優良事例の抽出フロー

2.3 優良事例の概要

抽出した優良事例の概要は下表 2-3 の通りである。10 事例のうち太陽光発電に関係する事例が半数を占め、水力がこれに続いた。事例ごとの概要を表 2-2 における「把握すべき事例の特徴」に照らしてみると、「再エネ事業を通じた地域経済への還元活動が実施されている」事例や、「設計・施工が地域との共生に資するよう工夫されている」事例が比較的多く見受けられる結果となった。

表 2-3 道等に基づき抽出された優良事例一覧

No.	地域	電源種別	概要	該当する優良事例要件
①	千葉県 匝瑳市	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の再生による大豆と麦を栽培した営農型太陽光発電を実施 売電収入を耕作委託料や寄付金として地域に還元 	<ul style="list-style-type: none"> 工夫された設計・施工 地域経済への還元活動
②	福島県 二本松市	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 積雪地域の耕作放棄地の再生による牧草を栽培した営農型太陽光発電を実施 地域畜産農家は、借地料の負担なく飼料用の牧草を栽培できることで、飼料代のコスト削減などのメリットを享受 	<ul style="list-style-type: none"> 工夫された設計・施工 地域経済への還元活動
③	大阪府 泉佐野市	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 市の農業用ため池を活用した水上太陽光発電を実施し、地域新電力へオフサイトPPAによる電力供給 子供たちを対象とした再エネに関する勉強会の実施に加え、非常用コンセントとして蓄電池を発電施設に設置するなど災害時の支援を行うことで地域に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 工夫された設計・施工 地域への社会貢献活動 災害・非常時の優れた対応
④	兵庫県 豊岡市	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地において太陽光発電を用いた地域マイクログリッドを構築 平常時は、団地内需要家へのオンサイトPPAや余剰電力の販売、電力価格が高い時に売電する蓄電所事業により経済合理性を担保 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・非常時の優れた対応 事業性・持続性への考慮
⑤	北海道 釧路市	太陽光 バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> 酪農施設周辺において地域マイクログリッドを構築 施設内での太陽光発電に加えて、酪農施設から供給される牛糞尿を活用したバイオガス発電を実施することで調達コストを削減 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・非常時の優れた対応 工夫された設計・施工
⑥	愛媛県 内子町	バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> 地域通貨プロジェクトにより町内から収集された未利用材を活用 発電時に発生する熱を隣接公園内の温浴施設等に供給 	<ul style="list-style-type: none"> 工夫された設計・施工
⑦	鹿児島県 薩摩川内市	風力	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興策の一環として風力発電事業を実施 売電収入の一部を自然観光公園の運営資金に還元するほか、運営自体のサポートも行うことで地域に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済への還元活動 地域への社会貢献活動
⑧	鳥取県	水力	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県営水力発電所のコンセッション事業を受託し、老朽化した水力発電設備の再整備、運営業務を実施 事業開始21年目以降は地元企業に運営の主導権を移すことで、長期的に地域に裨益をもたらす事業を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 事業性・持続性への考慮 地域経済への還元活動
⑨	岐阜県 高山市	水力	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、市、地元金融機関等を招いた勉強会を開催し地域の理解を醸成 地元企業の積極活用や売電収益の国立公園への還元など、地域振興に向けた基本コンセプトを掲げた水力発電事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域との合意形成 地域経済への還元活動
⑩	富山県 朝日町	水力	<ul style="list-style-type: none"> 地区の老朽化した水道施設の工事費用を捻出するべく、小水力発電所を建設 事業保全に向けて、FIT制度と信託方式のそれぞれの利点を組み合わせた事業スキームを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済への還元活動 事業性・持続性への考慮

2.4 共通項の整理及び導出される示唆

本調査では、抽出された優良事例にて実践される取組が他地域の参考となるよう、各取組の裨益性に着目した整理を実施した。具体的には、各取組が地域に恩恵を与えようとする際の戦略的方向性、および達成したい目標までの時間軸(目線)の2軸にて整理することを通じ、最も多くの事例にみられる共通項を導出した。

この結果、最も多くの優良事例が分類されたカテゴリ、すなわち共通項は「再エネを用いて地域に新たな利益を生み出す戦略」を短期的に実現しようとするカテゴリ(①-b)となった。この背景には、再エネ電力の売電を通じた売電収益の獲得や未利用地の活用などの施策が比較的取り組みやすいといった事情があると考えられ、地域共生型再エネ事業の組成を目指す他地方公共団体においても参考になる事例といえる。

一方で、第1章再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査の結果にも示されているように、今般、地域の自然災害に対する意識は比較的高い傾向にある。したがって、今後は“地域防災対策の充実化”などをも含む、長期的目線にたった地域生活を持続させるための施策(②-a)の重要性・必要性が増すことが見込まれる。ただし、長期的目線での事業は概して投資としての側面も含まれる傾向にあることから、資金力・人的に余裕のない地方公共団体は長期的目線での目標を据えつつ、他地方公共団体の優良事例等をも参考にしながら適宜短期的目線の取組からでも第一歩を踏み出すことが望ましいと考えられる。

図 2-2 優良事例の類型的整理を通じた「共通項」の導出

		a	b
		地域に必要な維持コストの一部を再エネで賄う戦略	再エネを用いて地域に新たな利益を生み出す戦略
① 短期的目線 (再エネ事業開始から目標とする恩恵の実現までの時間軸が比較的短い)	①-a 現状の地域コストを代替する施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 売電収入を活用した、地域再生のための寄付等：4件 (①、⑦、⑨、⑩) ● 地域への再エネ電力供給等：4件 (③、④、⑤、⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ電力の売電を通じた売電収益の獲得や関連事業者の収入改善への貢献：4件 (②、③、⑨、⑩) ● 地域内資源の再利用：5件 (①、②、③、⑤、⑥)
	②-a 地域生活を持続させるための施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ設備設置を通じた地域防災対策の充実化：3件 (③、④、⑤) ● 再エネ設備建設等を契機とした地域雇用の確保：3件 (⑦、⑧、⑨) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ設備等の観光拠点化：3件 (⑥、⑦、⑨)
② 長期的目線 (再エネ事業開始から目標とする恩恵の実現までの時間軸が比較的長い)	②-b 地域としてのトップラインを伸ばす投資		

注) 図中の番号は表 2-3 における事例番号を意味する。

2.5 トラブル・訴訟事例調査の概要

過去2年間のトラブル・訴訟件数は表2-4の通り、全体で158件であった。2024年は、2023年と比較してトラブル・訴訟の総数は減少しているものの、水力発電に係るトラブルが新たに確認されている。

表2-4 全国の再エネ設備の設置等に関連するトラブル・訴訟事例等調査結果

年次 電源種別	2023年	2024年	計
太陽光	33	30	63
風力	45	31	76
水力	0	2	2
地熱	3	2	5
バイオマス	7	5	12
計	88	70	158

2.6 トラブル事例の概要

2023年から2024年の2年間に報じられた再エネ発電設備の設置を巡るトラブル事例について、個々の発生地域および主な原因が判明した事例について整理した一覧を下表2-5の通り示す。

トラブルの原因として最も多いのは自然環境への影響の懸念であり、全トラブル事例のうち半数以上で原因のひとつに挙げられた。この他、生活環境への影響、自然災害の懸念が上記に続く結果となった(図2-3)。なお、トラブル事例が比較的多い太陽光と風力のそれぞれについて原因の傾向をみると、太陽光と風力ともに自然環境への影響が最も多い結果となった。

表2-5 再エネ発電設備関連トラブル事例の概要(2023-2024年)

年	地域	トラブルの原因
太陽光発電		
2023	京都府木津川市	自然災害(過去の水害経験)の懸念
2023	長野県松本市	地方公共団体手続きの不備(虚偽申請による伐採開始)
2023	長野県辰野町	地方公共団体手続きの不備(故意に施設を分割案件として条例未申請)
2023	長野県安曇野市	景観(公園)への懸念、自然災害(土砂災害)の懸念
2023	長野県小諸市	地元住民との調整(地元への通達なし)、自然災害(土砂災害)の懸念
2023	京都府南山城村	自然災害(過去の水害経験)の懸念、自然環境(希少動植物)への影響
2023	高知県土佐市	地方公共団体手続きの不備(計画上開発対象ではない土地の伐採)
2023	埼玉県滑川町	生活環境(里山を生かした自然保育)への影響、景観への懸念
2023	熊本県小国町	景観(カルデラ)への懸念

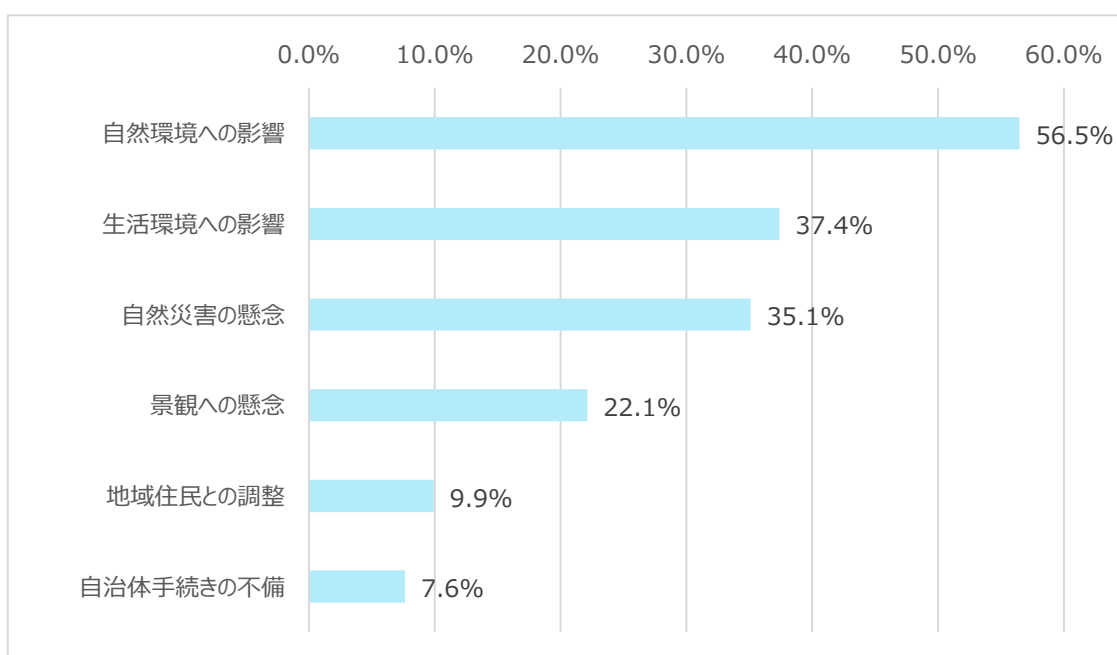
2023	大分県由布市	自然災害(水害や土砂災害)の懸念、景観への懸念
2023	埼玉県小川町	自然環境(生態系)への影響
2023	宮城県丸森町	地方公共団体手続きの不備
2023	奈良県山添村	自然環境への影響、生活環境(公共上水道水)への影響
2023	福島県福島市	生活環境(大がかりな施設整備による生活空間)への影響
2023	千葉県鴨川市	自然災害(土砂災害)の懸念、地域住民との調整(事業者への不信感)
2023	長野県伊那市	地域住民との調整(隣接区の同意なし)、地方公共団体手続きの不備(申請内容と異なる工事実施)
2023	北海道釧路市	自然環境(タンチョウ繁殖)への影響、生活環境(アイヌ文化)への影響
2023	岡山県笠岡市	自然環境(池の環境保全や野鳥飛来)への影響
2023	北海道木古内町	生活環境(積雪を原因とした太陽光パネルの倒壊事故の発生)への影響
2023	愛知県新城市	景観(歴史的に重要な史跡)への懸念
2023	長野県筑北村	自然災害(着工後、のり面の一部が崩落)の懸念
2023	三重県鈴鹿市	地域住民との調整(説明会の未実施)、生活環境(反射光や騒音)への影響
2023	長野県茅野市	自然災害の懸念、自然環境(水源)への影響
2024	高知県土佐市	地域住民との調整(工事中断以降、地域住民に説明なく放置状態)
2024	岡山県笠岡市	自然環境(渡り鳥が休息する遊水池)への影響
2024	長崎県諫早市	自然環境(調整池や有明海に流れ込む排水の水質)への影響
2024	北海道釧路市	自然環境(タンチョウ繁殖)への影響、生活環境(アイヌ文化)への影響
2024	静岡県富士宮市	自然環境(環境破壊)への影響、生活環境(周囲の安全性)への影響
2024	群馬県桐生市	自然環境(環境破壊)への影響
2024	福島県福島市	景観への懸念
2024	鹿児島県伊佐市	生活環境(建屋において爆発・火災の発生)への影響
2024	栃木県那須烏山市	地方公共団体手続きの不備(事前協議を終えずに着工開始)
2024	愛媛県松山市	生活環境(周辺地域での火災発生を契機とした住民の生命)への影響
2024	北海道斜里町	自然環境(希少種のおじろワシ)への影響、景観への懸念
2024	奈良県五條市	地域住民との調整(地元住民の反発)
2024	長野県富士見町	地域住民との調整(工事開始後に近隣住民が事業認知)
2024	宮城県仙台市	自然災害(土砂災害)の懸念、生活環境(水資源)への影響
2024	岩手県雫石町	景観(名勝)への懸念
2024	千葉県鴨川市	自然災害(土砂災害)の懸念
2024	北海道釧路市	生活環境(おじろワシ等)への影響、自然災害(火災や水害)の懸念
2024	北海道当麻町	自然環境(水田)への影響、景観への懸念
2024	山梨県甲斐市	自然災害(土砂災害)の懸念
風力発電		
2023	高知県三原村ほか	自然災害(土砂崩落)の懸念、自然環境(水環境や動植物)への影響
2023	宮城県大崎市ほか	自然環境(渡り鳥)への影響、生活環境への影響、景観への懸念

2023	佐賀県唐津市	生活環境（漁業）への影響
2023	宮城県川崎町	景観（国定公園）への懸念
2023	宮城県色麻町ほか	地域住民との調整（地域の同意なし）、自然災害（森林伐採）の懸念
2023	北海道島牧村ほか	生活環境（漁業）への影響、景観への懸念
2023	愛知県設楽町	自然環境への影響、生活環境（健康被害）への影響
2023	北海道赤井川村	自然環境への影響
2023	佐賀県唐津市	自然環境（保安林）への影響、地域住民との調整（住民への説明不足）
2023	宮城県気仙沼市	自然環境（生態系）への影響、生活環境（健康被害）への影響
2023	兵庫県新温泉町 ほか	自然環境（希少生物）への影響、自然災害（土砂災害）の懸念、生活環境 （健康被害）への影響
2023	滋賀県長浜市	自然環境（イヌワシやクマタカ）への影響
2023	宮城県丸森町	自然災害（土砂災害）の懸念
2023	京都府京丹後市	自然環境への影響
2023	青森県中泊町	生活環境（漁業）への影響
2023	北海道石狩市ほか	生活環境（健康被害）への影響、自然環境（生物）への影響
2023	宮城県丸森町	自然災害（土砂災害）の懸念、地域住民との調整（住民の合意なし）
2023	北海道小樽市ほか	自然環境（生態系）への影響、自然災害（土砂災害）の懸念
2023	島根県浜田市ほか	自然環境（クマタカ）への影響
2023	岩手県盛岡市	自然環境（イヌワシ）への影響
2023	島根県安来市ほか	自然災害（水源かん養機能の低下や土砂崩壊）の懸念
2023	秋田県男鹿市	生活環境（風車と住宅、集落との距離）への影響、景観への懸念
2023	和歌山県印南町 ほか	自然環境（動物）への影響、自然災害（土砂災害特別警戒区域）の懸念
2023	静岡県島田市ほか	自然災害（土砂崩壊）の懸念、自然環境（希少生物）への影響
2023	静岡県浜松市	自然災害（土砂崩壊）の懸念、自然環境（希少生物）への影響
2023	秋田県能代市	自然環境への影響（品質点検中に油が漏出）
2023	石川県穴水町	自然環境への影響（大規模な建設計画）
2023	三重県津市	景観への懸念、生活環境（健康被害）への影響
2023	青森県青森市ほか	自然環境（ブナの伐採、開発による水質悪化）への影響
2023	鹿児島県 南さつま市	地方公共団体手続きの不備（調査不足、配慮書の間違いや捏造）
2023	山形県鶴岡市	自然環境（クマタカなど鳥類）への影響
2023	山形県米沢市	自然環境（イヌワシ）への影響
2023	三重県松阪市	自然災害（土砂崩壊）の懸念
2023	北海道古平町ほか	生活環境（健康被害）への影響、景観への懸念
2023	福井県若狭町ほか	自然環境（イヌワシ）への影響、生活環境（地域住民）への影響
2023	秋田県由利本荘市	自然環境（鳥獣保護区や周辺の動植物）への影響、生活環境（健康被害）

	ほか	への影響、自然災害の懸念
2023	北海道猿払村ほか	自然環境（イトウの繁殖や生息）への影響
2023	山形県舟形町ほか	自然環境（イヌワシ）への影響
2023	青森県南部町ほか	自然環境（生態系）への影響、生活環境（低周波、地下水）への影響
2023	愛知県新城市ほか	自然災害（森林の大量伐採）の懸念、生活環境（水源や住宅）への影響
2023	北海道仁木町	自然環境への影響
2023	熊本県水俣市	自然災害（土砂災害）の懸念、自然環境（クマタカ）への影響
2023	山口県岩国市ほか	自然環境（希少生物）への影響、自然災害（土石流）の懸念
2023	岡山県鏡野町	自然環境（ブナ林やクマタカ）への影響、自然災害（土砂災害）の懸念
2024	徳島県美波町	生活環境（騒音、振動）への影響、自然環境（海洋生物）への影響
2024	島根県安来市ほか	自然災害（水源かん養機能の低下や土砂崩壊）の懸念
2024	北海道石狩市	景観への懸念、自然環境（生態系）への影響
2024	福井県若狭町ほか	自然環境（イヌワシ）への影響、生活環境（地域住民の生活）への影響
2024	北海道余市町ほか	自然環境（生態系）への影響、生活環境（健康被害）への影響
2024	北海道古平町ほか	自然環境（生態系）への影響、生活環境（農業）への影響
2024	山形県舟形町ほか	自然環境（イヌワシ）への影響
2024	愛知県新城市ほか	自然災害（森林の大量伐採）の懸念、生活環境（水源や住宅）への影響
2024	愛媛県伊方町	自然環境（生態系）への影響、生活環境（健康被害）への影響
2024	福井県越前市ほか	景観（重要伝統的建造物群保存地区）への懸念、自然災害（ブナ林の伐採）の懸念
2024	福井県福井市	自然環境への影響
2024	宮城県石巻市ほか	地方公共団体手続きの不備（事業継続不相当の判断）
2024	秋田県由利本荘市	生活環境（風車の耐震性）への影響
2024	山口県下関市ほか	自然環境（希少生物）への影響、自然災害（土石流）の懸念
2024	山口県岩国市ほか	自然環境（希少生物）への影響、自然災害（土石流）の懸念
2024	山口県阿武町	自然環境（希少生物）への影響、自然災害（土石流）の懸念
2024	山形県米沢市	自然環境（イヌワシ）への影響
2024	和歌山県有田川町 ほか	自然災害（山地崩壊）の懸念、生活環境（健康被害）への影響、景観への懸念
2024	宮城県大崎市ほか	自然環境（渡り鳥）への影響、景観（観光）への懸念
2024	北海道北見市	自然災害（土砂災害）の懸念
2024	北海道厚真町ほか	自然環境（家畜や渡り鳥）への影響
2024	高知県三原村ほか	自然環境（生態系）への影響、自然災害（土地改変）の懸念
2024	鳥取県日野町	自然環境（オシドリ）への影響、自然災害（土砂災害）の懸念
2024	高知県香美市ほか	自然災害（土砂崩壊や土砂流出）の懸念
2024	鹿児島県鹿児島市 ほか	生活環境（健康被害）への影響、景観への懸念

2024	福島県会津若松市	自然環境（イヌワシ）への影響、生活環境（地下水や温泉）への影響
2024	宮城県気仙沼市	自然環境（生態系）への影響、生活環境（健康被害）への影響
2024	山形県遊佐町ほか	生活環境（健康被害）への影響、景観への懸念
2024	青森県十和田市	自然災害（土砂災害）の懸念、自然環境（バードストライク）への影響
2024	北海道猿払村ほか	自然環境（イトウの繁殖や生息）への影響
水力発電		
2024	愛媛県四国中央市	地域住民との調整（住民説明会の未開催）
2024	長野県朝日村	自然環境（魚類）への影響
地熱発電		
2023	宮城県大崎市	自然環境（源泉）への影響、生活環境（有害物質の流出）への影響
2023	岐阜県高山市	自然環境（温泉）への影響
2023	岩手県一関市ほか	自然環境（生物や水質）への影響、生活環境（騒音や振動）への影響
2024	宮城県大崎市	自然環境（源泉）への影響、生活環境（有害物質の流出）への影響
バイオマス発電		
2023	宮城県登米市	地方公共団体手続きの不備（FIT申請書類の偽造）
2023	鳥取県米子市	生活環境（爆発を伴う火災発生）への影響
2023	宮城県石巻市	自然環境（環境破壊）への影響
2023	福島県伊達市	生活環境（水質悪化）への影響、自然災害（地盤沈下）の懸念
2023	徳島県徳島市	生活環境（異臭）への影響
2024	栃木県矢板市	地域住民との調整（説明要望）
2024	埼玉県小鹿野町	生活環境への影響
2024	鳥取県米子市	生活環境（騒音や健康被害）への影響

図 2-3 本調査で判明した原因ごとのトラブル事例の割合



2.7 訴訟事例調査の概要

2023年から2024年の2年間に報じられた再エネ発電設備の設置を巡るトラブル事例のうち、訴訟に至った事案について事件内容、基礎内容の概要、裁判結果について整理した結果は下表2-6の通りである。

表 2-6 再生可能エネルギー発電設備の設置を巡る訴訟事例

No.	地域	事件内容	起訴内容概要	裁判結果
2023年太陽光発電				
1	長野県 松川町	【原因】 町民が町長に対して、太陽光発電設備への固定資産税減免措置は、評価額算定において必要な造成費相当額を加算していない点で違法であると主張	【当事者】 原告：町民/被告：松川町 【概要】 町が2013年～2017年に実施していた太陽光発電設備を設ける用地の評価額について、一審二審ともに必要な造成費相当額を加算しておらず違法と認定されていたが、2017年のみ違法認定となったため原告が上告	【裁判結果】 最高裁が双方の上告を棄却。町が本来の固定資産税額の一部の賦課徴収を怠り、違法であるとの一審、二審判決が確定
2	静岡県 伊東市	【原因】 地域住民らが市に対して、メガソーラーの建設計画には土砂災害の危険性があるなどと主張	【当事者】 原告：地域住民ら/被告：伊東市 【概要】 地域住民らが宅地造成等規制法（宅造法）に基づく市の工事許可の取り消しを求めて提訴	【裁判結果】 原告に訴訟を起こす資格がないとした1審判決を支持し、原告側の控訴を棄却
3	福岡県 大牟田市	【原因】 市はウエスト電力と2021年10月～22年9月末に電力の受給契約を結んだが、ウエスト電力が事業撤退を表明したことにより、同年5月以降代替電力を確保するため他会社との割高な契約の締結を余儀なくされた	【当事者】 原告：大牟田市/被告：ウエスト電力 【概要】 ウエスト電力と需給契約を結んでいた福岡県大牟田市がウエスト電力に約4321万円の損害賠償を求めて提訴	【裁判結果】 「撤退は経営判断に過ぎず、免責は認められない」などとしてウエスト電力に全額の支払いを命じた
4	静岡県 函南町	【原因】 トーエネックは、事業環境が厳しくなったことを理	【当事者】 原告：トーエネック/被告：東京産業・ブルーキャピタルマネジ	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)

		由に計画していたメガソーラー事業を撤退し、関係事業者の東京産業とブルーキャピタルマネジメントに対し、既払金返還を要求	メント	
			【概要】 トエネックが関係事業者の東京産業とブルーキャピタルマネジメントに対し既払金返還を要求したが、交渉による解決は困難と判断し提訴	
5	静岡県 伊東市	【原因】 伊東メガソーラーパーク合同会社は伊東市に対して、「市条例に基づく同意を得なかったことを理由に、市長は河川占用許可申請を不許可とするなど不利益措置を繰り返してきた。」などと主張	【当事者】 原告：伊東メガソーラーパーク合同会社/被告：伊東市	【裁判結果】 「市長の同意を得なかったことが申請不許可の主な理由ではなく、同社の権利や法的地位への危険や不安も存在しない」と判断し請求却下
			【概要】 計画段階の太陽光発電事業について、事業地内河川の占用を不許可とした市に対し、事業に際して市長の同意を得る義務はない事の確認を求めて提訴	
6	長崎県 佐世保市	【原因】 島民が市に対して、大規模太陽光発電所建設計画を巡り事業者が島内の市道や水路などの公共物の管理を怠ったと主張	【当事者】 原告：島民/被告：佐世保市	【裁判結果】 2023年9月時点での報道では係争中であったものの、No. 15の通り2024年2月にて島民が提訴取り下げ
			【概要】 島民が市に対して、事業者による原状回復などを求めて提訴	
7	福岡県 朝倉市	【原因】 住民が事業者に対して、自宅が半壊したのは隣接する太陽光発電施設のブロック塀倒壊が原因と主張	【当事者】 原告：吉野川市/被告：株式会社和上ホールディングス	【裁判結果】 ブロック塀の設置に瑕疵があったと指摘し、事業者に約258万円の支払いを命令
			【概要】 住民が事業者に対して、約3314万円の損害賠償を求めて提訴	
8	秋田県	【原因】 発電事業者が東北電ネットワークに対して、県内に設置したメガソーラーを東北電力の送配電網につなぐ際に空き容量不足を理由に変圧器の交換費用を負担させられた契約は不当と主張	【当事者】 原告：発電事業者/被告：東北電ネットワーク	【裁判結果】 「法令や契約の実務に照らして合理的だった」と判断し、請求を棄却した一審判決を支持して控訴棄却
			【概要】 発電事業者が東北電ネットワークに約9800万円の損害賠償を求めて提訴	

9	奈良県 平群町	【原因】 町民は県に対して、発電施設に新設された調整池は50年に1度クラスの大雨が降れば半日程度であふれると主張	【当事者】 原告：町民27人/被告：奈良県	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)
			【概要】 町民は県に対して、事業計画が住民の安全確保を前提に開発を認めるとした森林法に違反しており、県の開発許可を取り消すべきとして提訴	
10	香川県 土庄町	【原因】 自治会が事業者に対して、太陽光発電所が災害時に破損し近くの自治会の土地を侵害する恐れがあると主張	【当事者】 原告：自治会/被告：事業者	【裁判結果】 「自治会側の土地は従前から使われておらず、災害によって財産的な価値が制限される程度は限りなく低い。撤去を目的に土地の所有権を行使しているにすぎない」と判断し原告側の請求を棄却
			【概要】 自治会が事業者に太陽光発電所の撤去を求めて提訴	
2023年風力発電				
11	宮城県 加美町	【原因】 町民は、町が風力発電事業者に町有地を違法に貸し付けたと主張	【当事者】 原告：町民/被告：加美町	【裁判結果】 原告が取り下げ書を提出した後に、町も同意書を提出し、終結
			【概要】 町民が町長に対して、事業者の土地利用を認めさせないように求めて提訴	
2023年バイオマス発電				
12	福島県 田村市	【原因】 住民らが市長に対して、木質バイオマス発電所の排ガスから放射性物質が放出されることを懸念	【当事者】 原告：住民/被告：田村市	【裁判結果】 請求を退けた一審判決を支持し、住民側の控訴を棄却
			【概要】 住民らが白石高司市長に補助金17億5583万円を返還請求するよう求めた訴訟の控訴審	
13	広島県 庄原市	【原因】 木質バイオマス事業頓挫を巡る住民訴訟の市の敗訴に伴い、市から約2億	【当事者】 原告：庄原市/被告：庄原市前市長	【裁判結果】 2023年11月時点での報道では係争中であったものの、No.27の通り2024年11月に

		3800万円の損害賠償請求を受けたにも関わらず滝口季彦前市長が期限までに支払いに応じないと市が主張	【概要】 市が前市長へ賠償金の返還を求めて提訴	て前市長が控訴せず、前市長に約2億3800万円の支払いを命じた判決が確定
2024年太陽光発電				
14	高知県 四万十市	【原因】 2事業者は四万十市に対して、景観や災害対策に懸念があるとしてメガソーラー建設計画を不許可とされたのは不当と主張	【当事者】 原告：三里太陽光発電所合同会社、島の宮太陽光発電所合同会社/被告：四万十市 【概要】 2事業者は四万十市に対して、メガソーラー建設計画の不許可処分の取り消しを求めて提訴	【裁判結果】 事業者が控訴せず、市の判断に裁量の逸脱や乱用は認められないとして判決確定
15	長崎県 佐世保市	【原因】 島民が市に対して、大規模太陽光発電所建設計画を巡り事業者が島内の市道や水路などの公共物の管理を怠ったと主張	【当事者】 原告：島民/被告：佐世保市 【概要】 島民が市に対して、事業者による原状回復などを求めて提訴	【裁判結果】 行政側に裁量権が認められる可能性があるとして島民が訴えを取り下げ
16	岩手県 大船渡市	【原因】 住民団体は大規模太陽光発電事業を巡り前市長ら計7人の虚偽有印公文書作成・同行使を主張	【当事者】 原告：住民団体/被告：前市長ら計7人 【概要】 住民団体は大規模太陽光発電事業を巡り、前市長ら計7人を虚偽有印公文書作成・同行使容疑で刑事告発	【裁判結果】 書類送検後に不起訴処分となったが、処分を不服として審査会に審査を申し立て
17	宮城県 仙台市	【原因】 太白CCはゴルフ場の土地と建物を事業者に売却したが、破産手続きを開始したことを契機に破産管財人がゴルフ場事業の継続や再生を望み、事業者に対して太白CCの財産を不当に減少させたと主張	【当事者】 原告：太白CCの破産管財人/被告：事業者など 【概要】 太白CCの破産管財人が事業者などに土地の所有権の移転などを求めて提訴	【裁判結果】 事業者が和解金約2億円を支払い和解予定

18	静岡県 静岡市	【原因】 静岡県がELJソーラーコーポレーションに対して、校舎の屋上に設置された太陽光パネルが台風で飛び校舎の窓ガラスなどが損壊したのは備えるべき安全性が欠けていたと主張	【当事者】 原告：静岡県/被告：ELJソーラーコーポレーション	【裁判結果】 1600万円の支払いを受けて和解する方針を固めており、議案を提出
			【概要】 静岡県がELJソーラーコーポレーションに対して、約1750万円の損害賠償を求めて訴訟	
19	大分県 日出町	【原因】 日出電機が町議会議員に対して、真実性が認められない内容を町政だよりに記載されたと主張	【当事者】 原告：日出電機/被告：町議会議員	【裁判結果】 18か所の記載のうち17か所について「不誠実な対応という印象を与える」などとして会社の名譽を毀損すると認定し、町議会議員に110万円の支払命令
			【概要】 日出電機が町議会議員に対して、名譽を傷つけられたとして、330万円の損害賠償を求めて提訴	
20	宮城県 加美町	【原因】 加美町は、町のゴルフ場の存続を条件に運営会社に土地を売却したにも関わらず事業者が経緯を知らずながらメガソーラー用地として取得したと主張	【当事者】 原告：加美町/被告：株式会社チームトレイン、ティーダ・パワー110合同会社、GS宮城加美町合同会社	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)
			【概要】 加美町は事業者に対して、ゴルフ場運営会社との間で行われた土地の売買契約の取消を求めて提訴	
21	宮城県 加美町	【原因】 チームトレインは町に対して、太陽光発電事業者側に土地を売却した件に対する町長発言は不適切と主張	【当事者】 原告：チームトレイン/被告：加美町	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)
			【概要】 チームトレインは町に対して、名譽を毀損されたなどとして、1000万円の損害賠償と謝罪広告を求めて提訴	

22	徳島県 三好市	【原因】 事業者は、市農業委員会と県が「農地法に定める一時転用の許可を得ていない」としてパネルの撤去などの命令を出していることに対して、処分は根拠法規がないと主張	【当事者】 原告：事業者/被告：市農業委員会もしくは徳島県	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)
		【概要】 事業者は、市農業委員会と県の命令処分の取り消しなどを求めて提訴		
23	愛媛県 愛南町	【原因】 事業者が愛南町に対して、太陽光発電事業に対する不適法な処分により不必要な工事を余儀なくされたと主張	【当事者】 原告：事業者/被告：愛南町	【裁判結果】 町が事業者に和解金330万円を支払い、和解が成立
		【概要】 事業者が愛南町に対して、損害賠償を求めて提訴		
24	宮城県 加美町	【原因】 ゴルフ場運営会社との間で行われた土地の売買契約取消について町より提訴されているが、事業者は土地の取得過程に問題はないと主張	【当事者】 原告：株式会社チームトレイン、ティーダ・パワー110 合同会社、CS 宮城加美町合同会社/ 被告：加美町	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)
		【概要】 事業者は町に対して、ゴルフ場運営会社との間で行われた土地の所有権確認を求めて提訴		
2024年風力発電				
25	岐阜県	【原因】 住民は、警察が岐阜県内で計画した風力発電施設の建設に反対していた住民などの個人情報を収集し、会社側に提供したのは違法と主張	【当事者】 原告：住民/被告：岐阜県	【裁判結果】 県に対して、警察が集めた個人情報の一部を抹消して440万円の支払いを命じる判決が確定
		【概要】 住民は、県に対して住民などの個人情報の抹消などを求めて提訴		
2024年バイオマス発電				
26	岡山県 真庭市	【原因】 合同会社落合バイオマス発電が進めるバイオマス	【当事者】 原告：真庭市/被告：合同会社落合バイオマス発電	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)

		発電の開発計画に絡み、同社側が市と市民の発言で名誉を毀損されたなどとした提訴内容は不当と主張	【概要】 市は、合同会社落合バイオマス発電の提訴内容に対して反訴	
27	広島県 庄原市	【原因】 木質バイオマス事業頓挫を巡る住民訴訟の市の敗訴に伴い、市から約2億3800万円の損害賠償請求を受けたにも関わらず滝口季彦前市長が期限までに支払いに応じないと市が主張	【当事者】 原告：庄原市/被告：庄原市前市長 【概要】 市が前市長へ賠償金の返還を求めて提訴	【裁判結果】 前市長が控訴せず、前市長に約2億3800万円の支払いを命じた判決が確定
2024年地熱発電				
28	北海道 蘭越町	【原因】 日鉄鉱コンサルタントは、坑内から水蒸気を含む熱水が噴出する事故発生による現場作業費および日鉄鉱コンサルタントが被った損害などの支払い(請求額21億2900万円)を求めて訴訟	【当事者】 原告：三井石油開発/被告：日鉄鉱コンサルタント 【概要】 三井石油開発は、同事故の責任は日鉄鉱コンサルタントにあるとして、同事故発生で三井石油開発が被った損害などの支払いを求めて反訴	【裁判結果】 係争中 (2025年2月現在)

2.8 非FIT/FIP事業に由来するトラブルの発生状況および今後の見通し

再エネ関連トラブル事案の中には非FIT/FIP事業にまつわる事例も存在し得るとの仮説に基づき、そのような事案への対処法をも検討すべく、本章にて整理したトラブル・訴訟事例の全てを対象に追加調査を実施したが、158事例の中で確実に非FIT/FIP事業であるとみなされる事業や設備は特定には至らなかった。

他方、第1章再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査にて実施したアンケート調査の結果では、一部の回答の中に非FIT/FIP事業にまつわるトラブルについて言及がみられた。これを集計したところ合計11件の非FIT/FIPトラブル事例が確認され、うち8件は再エネ条例等の対象範囲に非FIT/FIP設備を含めている地方公共団体にて生じたトラブルであった。

これは、再エネ条例等の対象範囲に非FIT/FIPを含めることが非FIT/FIPトラブルの検知・対処に向けて一定程度の効果があるということの逆説的な証左であるといえる。今般、非FIT/FIP事業が全国的

に増加傾向にある状況を鑑みるに、今後は地方公共団体サイドにおいても非FIT/FIP事業をも対象に据えた再エネ条例等の制定や改定が相次ぐことと見込まれる。

付録 アンケート調査に用いた調査票

本報告書の第1章にて実施されたアンケート調査に用いた調査票は、経済産業省資源エネルギー庁と事前協議のうえで確定したものである。付録として次頁より掲載する。

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の 制定状況等に関するアンケート

<記入にあたってのお願い>

- ・ご回答は、再生可能エネルギーに関連する条例など、本調査に回答できる方をお願いします。
- ・選択方式の質問には、選択肢にある□欄にチェック(✓)をつけてご回答ください。
- ・「その他」等の自由記載欄があるものには、()内に具体的な内容をご回答ください。

ご回答期限：令和6年12月4日(水)までをお願いします

【問合せ先】 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 担当：—
電子メール：—

※お電話でのお問い合わせをご希望の場合、電話相談希望の旨とお電話番号を電子メールに記載してください。追ってこちらからご連絡させていただきます。

■ ご回答方法

ご回答の際は、「(1) Web 回答システムによる回答」を推奨いたします。ただし、セキュリティ等の関係で Web 回答システムへのアクセスができない場合は、「(2) メールによる回答」または「(3) 紙媒体の郵送回答」を通じた回答も可能です。

(1) Web 回答システム【推奨】:

専用の Web サイトにアクセスし、郵送物に同封しているログイン ID (6桁の全国地域公共団体コード) とパスワードを入力の上、オンラインでご回答ください。

(専用の Web サイト URL : —)

推奨 ポイント

- 回答すべき設問に画面が自動遷移するため、回答作業が簡便化されます
- ご回答結果の印刷・保存が可能です
- マイページから本紙のデータファイル (word 形式) や過年度回答結果データ (※過年度調査に回答された場合のみ) のダウンロードが可能です

(2) メールによる回答:

回答結果のメール提出をご希望の場合は、上記 Web 回答システムの“マイページ”から本紙ファイル (word 形式) をダウンロードし回答を記入のうえ事務局まで送付願います。システムへのログインが困難な場合は別途事務局までご連絡ください。

(3) 郵送による回答:

同封の「返信用封筒 (切手不要)」にて投函をお願いいたします。

なお、ご回答方法の詳細は、依頼状の「3. アンケートのご回答方法と手順」をご覧ください。

(次頁へ続く)

■ 本調査の対象となる「条例等」について

本調査は、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等(以下「再エネ条例等」という。)」として、具体的な再エネ発電設備について記載がある条例や規則、ガイドライン等※を主たる対象としております。(※補助金や交付金に関する要綱等は対象外です。)

「再エネ条例等」は下記の3つに区分されます。

- ① **再エネ規制条例等**：再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例や規則、ガイドライン等
 (具体的には、自然や景観の保全、災害の発生防止、設置に関する手続き、地域住民等への説明、設備の規模、維持管理方法、指導・監督等について規定しているものが対象です。)
- ② **再エネ振興条例等**：再生可能エネルギー発電設備の設置や利活用促進を目的とした条例や規則、ガイドライン等
 (具体的には、課税の減免・免除、事業資金の貸付け、特区の設置等による規制緩和、事業等の表彰・認定、研究開発の推進、普及・啓発等について規定しているものが対象です。)
- ③ **再エネ関連条例等**：①②に該当しないもので再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例
 (自然保護条例、景観条例、土地開発条例、環境アセスメント条例等の条文に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項を設定しているケースを想定しております。)

なお、具体的な再エネ発電設備について記載がない規則、ガイドライン等は「再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等」であり、「再エネ条例等」ではありません。「再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等」については、問1-④においてお伺いいたします。

<図：再エネ条例等の区分の整理>

条例区分	再エネ条例等			<参考> 問1-④での対象規則、ガイドライン等
	具体的な再エネ発電設備について記載がある条例等			具体的な再エネ発電設備について記載がない規則、ガイドライン等
	再エネ規制条例等	再エネ振興条例等	再エネ関連条例	再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等
定義	再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例や規則、ガイドライン等	再生可能エネルギー発電設備の設置や利活用促進を目的とした条例や規則、ガイドライン等	再エネ規制条例・再エネ振興条例に該当しないもので再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例	再エネ条例等に該当しないもので、再エネ設備の設置に関連する規定等を含む規則やガイドライン等 ※幅広く対象を設定している中で、再エネ設備に対しても同様にその範囲内での規制等を行っているものを想定
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギー発電施設の設置等に関する条例 ▶ 再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例 ▶ 再生可能エネルギー推進条例等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然保護条例 ▶ 景観条例 ▶ 環境アセスメント条例等 ※再エネ設備に関する条項が設けられている場合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 土地開発への指要要綱 ▶ 工作物の維持管理ガイドライン ▶ 山林利用に係る手引き等

■ ご回答にあたっての「Q&A集」

別紙にて、ご回答にあたっての「Q&A集」をご用意しております。ご不明な点等ございましたら、ご参照ください。

■ 昨年度実施の同アンケートにご回答いただいた自治体対象：「過年度回答結果票」

昨年度に実施した同アンケートにご回答いただいた自治体を対象に、「過年度回答結果票」を同封いたします。昨年の回答内容の確認が必要な場合には、ご参照ください。

その他ご不明点は、前頁記載の問合せ先までご連絡ください。

調査は本頁より開始いたします

下記の「回答パターン分類チェック表」を用い、貴団体が該当する回答パターン (A~F) を左上部の枠内にご記入ください。

＜回答パターン分類チェック表＞

貴団体の回答パターン

再エネ条例等を制定しているか		はい				いいえ
2023年度版の当アンケートに回答したか		はい				いいえ
2023年12月以降に再エネ条例等を新設したか		はい				いいえ
2023年12月以降に再エネ条例等を改訂したか		はい	2023年12月以降に再エネ条例等を改訂したか		いいえ	
		はい	いいえ	はい	いいえ	
		回答パターンA	回答パターンB	回答パターンC	回答パターンD	回答パターンE

【凡例】
 ○：回答必須
 ✓：貴団体の状況に応じた適切な個数を回答
 -：回答不要

		再エネ条例等を制定している。昨年アンケートに回答し、2023年12月以降に再エネ条例等の新設・改訂がある	再エネ条例等を制定している。昨年アンケートに回答し、2023年12月以降に再エネ条例等の新設はないが、改訂はない	再エネ条例等を制定している。昨年アンケートに回答し、2023年12月以降に再エネ条例等の新設はないが、改訂はある	再エネ条例等を制定している。昨年アンケートに回答し、2023年12月以降に再エネ条例等の新設・改訂がない	再エネ条例等を制定していない
--	--	--	--	--	--	----------------

	問0 貴団体の基礎情報 (p. 4-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	問1 再エネ条例等制定状況 (p. 5-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
新設条例数に応じて最大4条例まで回答	問2 2023年度版当アンケートの回答状況等 (p. 6-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	
	問3 個々の条例等の詳細 (p. 6-)	ア	✓	✓	-	-	✓	-
		イ	✓	✓	-	-	✓	-
		ウ	✓	✓	-	-	✓	-
エ		✓	✓	-	-	✓	-	
改訂条例数に応じて最大4条例まで回答	問4 改訂内容の詳細 (p. 24-)	ア	✓	-	✓	-	-	
		イ	✓	-	✓	-	-	
		ウ	✓	-	✓	-	-	
		エ	✓	-	✓	-	-	
苦情・トラブル・訴訟事例数に応じて最大3事例まで回答	問5 制定予定の経緯/不制定の理由 (p. 26-)	-	-	-	-	-	<input type="radio"/>	
	問6 再エネ事業に係る工夫点 (p. 26-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	問7-1 苦情・トラブル・訴訟事例の2023年度回答内容 (p. 27-)	ア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		イ	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		ウ	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	問8-1 優良事例の2023年度回答内容 (p. 31-)	ア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ		✓	✓	✓	✓	✓	✓	
ウ		✓	✓	✓	✓	✓	✓	
優良事例数に応じて最大3事例まで回答	問8-2 優良事例 (p. 32-)	ア	✓	✓	✓	✓	✓	
		イ	✓	✓	✓	✓	✓	
	問9 再エネの活用推進 (p. 34-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	問10 住民説明会等の開催状況 (p. 35-)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

問0. はじめに、ご回答頂く地方公共団体名やご担当者名等を伺います。

※各設問の冒頭に記載の「本設問の回答対象者」表(下表参照)を確認の上、対象に該当する場合のみ、ご回答願います。

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須

地方公共団体名	(全国地方公共団体コード※1)				
ご回答者氏名					
部署名			役職		
回答者連絡先	電話	()	FAX	()	
メールアドレス※2	@				

※1 6桁の都道府県コード及び市区町村コード: <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>
 ※2 次年度以降の調査依頼時への活用に向けて、個人アドレスではなく部署共有アドレスをご記載いただけますと幸いです。

■ ご回答方法について

質問の回答にあたっては、選択肢の番号の前にある口欄に、チェック(✓印)を入れてください。

「単一回答」としているものは該当するもの一つだけ、「複数回答」としているものは該当するもの全てにチェックを入れてください。また、名称や数値などの記入欄、その他をご回答された場合、自由記入欄等は、それぞれの箇所に簡潔にご記入をお願いします。

なお、設問中「再生可能エネルギー」は「再エネ」、「再生可能エネルギー発電設備」は「再エネ設備」と記載いたします。

問1. 貴団体の「再エネ条例等」の制定状況について伺います。

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須

① 再エネ条例等の制定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ条例等を制定している
	<input type="checkbox"/> 2. 現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している
	<input type="checkbox"/> 3. 現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない
※①で「1」と回答した方のみ	
② 再エネ条例等の数 (単一回答)	制定している再エネ条例等の数についてご回答ください。 <input type="checkbox"/> 1. 1つ <input type="checkbox"/> 2. 2つ <input type="checkbox"/> 3. 3つ <input type="checkbox"/> 4. 4つ以上
③ 再エネ条例等の区分 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例（以下「再エネ規制条例」という。） <input type="checkbox"/> 2. 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とするもので、上記「1」以外の規則やガイドライン等 <input type="checkbox"/> 3. 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例（以下「再エネ振興条例」という。） <input type="checkbox"/> 4. 再エネ設備の設置や利活用促進を目的としたもので、上記「3」以外の規則やガイドライン等 <input type="checkbox"/> 5. 上記1、3に該当しないもので、再エネ設備の設置に関連する規定等を含む条例（以下、「再エネ関連条例」という。）
④ 再エネ条例等以外で、再エネ設備の設置に関する規則、ガイドライン等（今後制定予定の場合も含む）の区分 (複数回答)	再エネ条例等に該当しないもので、再エネ設備の設置に関連する規定等を含む規則やガイドラインがあればご回答ください。 （土地開発への指導要綱、工作物の維持管理ガイドライン、山林利用に係る手引き等、幅広く対象を設定している中で、再エネ設備に対しても同様にその範囲内での規制等を行っているものを想定しております。） <input type="checkbox"/> 1. その他の法令に基づく規則、ガイドライン等（ <u>自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの</u> ）の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている。 <input type="checkbox"/> 2. その他の法令に基づく規則、ガイドライン等（ <u>課税の減免・免除、資金の貸付け等の支援に関するもの</u> ）の中で、再エネ設備の設置に関する規制等を行っている。 <input type="checkbox"/> 3. 該当なし

※ 回答パターンA/B/C/D/Eの団体は問2 (p.6)、回答パターンFの団体は問5 (p.26) へお進みください。

問2. 2023年度版の当アンケートへの回答状況や、2023年12月以降の再エネ条例等の新設・改訂について伺います。

本設問の回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	— 回答不要

① 2023年度版の当アンケートへの回答の有無 (単一回答)	2023年度に実施した「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況等に関するアンケート」(2023年度版の当アンケート)に回答したか、ご教示ください。 <input type="checkbox"/> 1. 回答した <input type="checkbox"/> 2. 回答していない <input type="checkbox"/> 3. 不明
※①で「1」と回答した方のみ	
② 2023年12月以降に新設した再エネ条例等の数 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 1つ <input type="checkbox"/> 2. 2つ <input type="checkbox"/> 3. 3つ <input type="checkbox"/> 4. 4つ以上 <input type="checkbox"/> 5. 再エネ条例等の新設はない
※①で「1」と回答した方のみ	
③ 2023年12月以降に改訂した再エネ条例等の数 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 1つ <input type="checkbox"/> 2. 2つ <input type="checkbox"/> 3. 3つ <input type="checkbox"/> 4. 4つ以上 <input type="checkbox"/> 5. 再エネ条例等の改訂はない

※ 回答パターンA/B/Eの団体は問3 (p.6)、回答パターンCの団体は問4 (p.24)、回答パターンDの団体は問6 (p.26) へお進みください。

問3. 貴団体で制定済みの「再エネ条例等」について、ご回答をお願いします。

本設問の回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	— 回答不要	— 回答不要	✓ 適切な個数を回答	— 回答不要

ご回答にあたっての注意

回答パターン A/B	2023年12月以降に新設した再エネ条例等について、ご回答をお願いします。新設した再エネ条例等が複数ある場合は、再エネ設備との関係の深いものから4つまでを、それぞれの再エネ条例等ごとに下記の回答欄 (同一質問項目: A~E) にご記入ください。
回答パターン E	制定済みの再エネ条例等が複数ある場合は、再エネ設備との関係の深いものから4つまでを、それぞれの再エネ条例等ごとに下記の回答欄 (同一質問項目: A~E) にご記入ください。

【記入欄：ア】 制定済みの「再エネ条例等」1 つ目について

(1 / 4)

① 再エネ条例等の名称等	a. 名称： b. 制定時期：（公布・発表日：西暦 年 月 日） （施行日：西暦 年 月 日） c. 改訂がある場合：最終改訂時期（西暦 年 月 日） d. 公開ホームページ（URL）： e. 所管部署名：
② 再エネ条例等の種別 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ規制条例 ¹ <input type="checkbox"/> 2. 再エネ振興条例 ² <input type="checkbox"/> 3. 再エネ関連条例 ³ <input type="checkbox"/> 4. 規則 <input type="checkbox"/> 5. 要綱（ガイドライン） <input type="checkbox"/> 6. その他（要項、指針、マニュアルなど）
③ 再エネ条例等に紐づく関連規則等 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 施行規則 <input type="checkbox"/> 2. 要綱（ガイドライン） <input type="checkbox"/> 3. 基準 <input type="checkbox"/> 4. 要領 <input type="checkbox"/> 5. 保留事項 <input type="checkbox"/> 6. その他（要項、指針、マニュアル、配慮、通知など）
④ 再エネ条例等が対象とする再エネの種類 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. 太陽熱 <input type="checkbox"/> 6. バイオマス <input type="checkbox"/> 7. 特定していない <input type="checkbox"/> 8. その他（具体的に： _____)
⑤ 再エネ条例等の制定背景 (複数回答)	条例等の制定をすることになったきっかけについてご回答ください。 <input type="checkbox"/> 1. 住民や地域団体等からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 2. 議会または議員からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 3. 国または県からの指導等を受けて制定 <input type="checkbox"/> 4. 紛争事案の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 5. 事故や災害の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 6. 将来的な課題を先取りして制定 <input type="checkbox"/> 7. その他（具体的に： _____)
⑥ 再エネ条例等の制定目的 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備の適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 2. 再エネの利活用促進 <input type="checkbox"/> 3. 自然環境や景観の保全 <input type="checkbox"/> 4. 生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 5. 住民の合意形成 <input type="checkbox"/> 6. 土地利用の適正化 <input type="checkbox"/> 7. 地域振興（地域経済循環） <input type="checkbox"/> 8. 地球温暖化の防止 <input type="checkbox"/> 9. 災害防止 <input type="checkbox"/> 10. 非常時のエネルギー確保 <input type="checkbox"/> 11. 行政、事業者、住民の役割の明確化 <input type="checkbox"/> 12. その他（具体的に： _____)

¹ 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例

² 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

³ 上記1、2に該当しないもので、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例

⑦ 再エネ条例等における、再エネ設備の設置に関する規定等	a. 事業者から自治体への届出又は申請（以下「届出等」という。）の要否（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 届出等が必要 <input type="checkbox"/> 2. 届出等は不要																	
	※aで「1」と回答した方のみ																	
	b. 事業者から自治体への届出等に対する処分等の種別（複数回答） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 1. 受理のみ</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 2. 協議</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 3. 同意</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 4. 承認</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 5. 許可</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 6. 認定</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 7. 通知</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 8. 公表</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に： _____）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 受理のみ	<input type="checkbox"/> 2. 協議	<input type="checkbox"/> 3. 同意	<input type="checkbox"/> 4. 承認	<input type="checkbox"/> 5. 許可	<input type="checkbox"/> 6. 認定	<input type="checkbox"/> 7. 通知	<input type="checkbox"/> 8. 公表	<input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に： _____）								
	<input type="checkbox"/> 1. 受理のみ	<input type="checkbox"/> 2. 協議																
	<input type="checkbox"/> 3. 同意	<input type="checkbox"/> 4. 承認																
<input type="checkbox"/> 5. 許可	<input type="checkbox"/> 6. 認定																	
<input type="checkbox"/> 7. 通知	<input type="checkbox"/> 8. 公表																	
<input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に： _____）																		
c. 抑制区域や禁止区域を設定している場合の対象エリア（複数回答） <small>※抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域</small> <small>※禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域</small> <input type="checkbox"/> 1. 対象エリアの設定はない <input type="checkbox"/> 2. 抑制区域を設定 <input type="checkbox"/> 3. 禁止区域を設定																		
※cで「2」と回答した方のみ																		
d. 抑制区域の内容（複数回答） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※¹</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※²</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 3. 保安林</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 4. 農用地区域</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 9. 景観地区</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 10. 風致地区</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に： _____）</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域</p>	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ²	<input type="checkbox"/> 3. 保安林	<input type="checkbox"/> 4. 農用地区域	<input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区	<input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区	<input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域	<input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林	<input type="checkbox"/> 9. 景観地区	<input type="checkbox"/> 10. 風致地区	<input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地	<input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域		<input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）		<input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に： _____）	
<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ²																	
<input type="checkbox"/> 3. 保安林	<input type="checkbox"/> 4. 農用地区域																	
<input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区	<input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区																	
<input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域	<input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林																	
<input type="checkbox"/> 9. 景観地区	<input type="checkbox"/> 10. 風致地区																	
<input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地	<input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区																	
<input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域																		
<input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）																		
<input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に： _____）																		
※cで「3」と回答した方のみ																		
e. 禁止区域の内容（複数回答） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※¹</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※²</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 3. 保安林</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 4. 農用地区域</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 6. 景観地区</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 7. 風致地区</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に： _____）</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域</p>	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ²	<input type="checkbox"/> 3. 保安林	<input type="checkbox"/> 4. 農用地区域	<input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区	<input type="checkbox"/> 6. 景観地区	<input type="checkbox"/> 7. 風致地区	<input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地	<input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区		<input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）		<input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に： _____）					
<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ²																	
<input type="checkbox"/> 3. 保安林	<input type="checkbox"/> 4. 農用地区域																	
<input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区	<input type="checkbox"/> 6. 景観地区																	
<input type="checkbox"/> 7. 風致地区	<input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地																	
<input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区																		
<input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺）																		
<input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に： _____）																		

f. 事業規模に関する要件の有無 (単一回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 事業規模の要件がある <input type="checkbox"/> 2. 事業規模の要件はない	
※fで「1」と回答した方のみ	
g. 事業規模に関する対象要件がある場合の内容	ア. 発電設備の規模 (野立て発電設備やその他の発電設備の場合)
	出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満
	敷地面積 _____ m ² 以上
	高さ _____ m 以上
	イ. 発電設備の規模 (屋根置き発電設備の場合)
出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満	
設置面積 _____ m ² 以上	
ウ. その他	
(具体的に: _____)	
h. 再エネの利活用促進に関連する規定の内容 (再エネ振興条例 ⁴ 等以外であっても、該当する規定等があればご回答ください) (複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 固定資産税の減免 <input type="checkbox"/> 2. 基金による事業費の貸付 <input type="checkbox"/> 3. 関連産業の振興・推進支援 <input type="checkbox"/> 4. 地域団体等が主体の事業への支援 <input type="checkbox"/> 5. 行政との連携推進 <input type="checkbox"/> 6. 事業者への情報の提供等 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 8. 該当なし	
i. 手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務 <input type="checkbox"/> 2. 自治会及び近隣関係者等への周知 <input type="checkbox"/> 3. 首長との協議 <input type="checkbox"/> 4. 首長が審議会等に諮問して審査 <input type="checkbox"/> 5. 行政機関との事前協議 <input type="checkbox"/> 6. 首長への報告 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 8. 規定はない	
j. 再エネ設備の設置に関する同意に関する規定の内容 (複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 住民や地域関係者の同意 (協定) が必要 <input type="checkbox"/> 2. 住民や地域関係者の同意は不要 <input type="checkbox"/> 3. 首長の同意が必要 <input type="checkbox"/> 4. 首長の同意は不要 <input type="checkbox"/> 5. 規定はない	
k. 指導や助言等の規定の有無 (単一回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない	
l. 勧告、命令等の規定の有無 (単一回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない	

⁴ 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

※ 他に記載すべき条例等がない場合、回答パターンAの団体は問4 (p.24)、回答パターンB/Eの団体は問6 (p.26) へお進みください。

【記入欄：イ】 制定済みの「再エネ条例等」2つ目について (2/4)

※回答パターンA/Bの団体は2023年12月以降に新設した再エネ条例等が【2つ以上】の場合、回答パターンEの団体は再エネ条例等を【2つ以上】制定している場合、引き続きこちらをご回答ください。

① 再エネ条例等の名称等	a. 名称： b. 制定時期：(公布・発表日：西暦 年 月 日) (施行日：西暦 年 月 日) c. 改訂がある場合：最終改訂時期 (西暦 年 月 日) d. 公開ホームページ (URL)： e. 所管部署名：
② 再エネ条例等の種別 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ規制条例 ¹ <input type="checkbox"/> 2. 再エネ振興条例 ² <input type="checkbox"/> 3. 再エネ関連条例 ³ <input type="checkbox"/> 4. 規則 <input type="checkbox"/> 5. 要綱 (ガイドライン) <input type="checkbox"/> 6. その他 (要項、指針、マニュアルなど)
③ 再エネ条例等に紐づく関連規則等 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 施行規則 <input type="checkbox"/> 2. 要綱 (ガイドライン) <input type="checkbox"/> 3. 基準 <input type="checkbox"/> 4. 要領 <input type="checkbox"/> 5. 保留事項 <input type="checkbox"/> 6. その他 (要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)
④ 再エネ条例等が対象とする再エネの種類 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. 太陽熱 <input type="checkbox"/> 6. バイオマス <input type="checkbox"/> 7. 特定していない <input type="checkbox"/> 8. その他 (具体的に：)
⑤ 再エネ条例等の制定背景 (複数回答)	条例等の制定をすることになったきっかけについてご回答ください。 <input type="checkbox"/> 1. 住民や地域団体等からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 2. 議会または議員からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 3. 国または県からの指導等を受けて制定 <input type="checkbox"/> 4. 紛争事案の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 5. 事故や災害の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 6. 将来的な課題を先取りして制定 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に：)
⑥ 再エネ条例等の制定目的	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備の適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 2. 再エネの利活用促進 <input type="checkbox"/> 3. 自然環境や景観の保全 <input type="checkbox"/> 4. 生活環境の保全

¹ 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例

² 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

³ 上記1、2に該当しないもので、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例

(複数回答)	<input type="checkbox"/> 5. 住民の合意形成 <input type="checkbox"/> 6. 土地利用の適正化 <input type="checkbox"/> 7. 地域振興 (地域経済循環) <input type="checkbox"/> 8. 地球温暖化の防止 <input type="checkbox"/> 9. 災害防止 <input type="checkbox"/> 10. 非常時のエネルギー確保 <input type="checkbox"/> 11. 行政、事業者、住民の役割の明確化 <input type="checkbox"/> 12. その他 (具体的に: _____)
⑦ 再エネ条例等における、再エネ設備の設置に関しての規定等	a. 事業者から自治体への届出又は申請 (以下「届出等」という。)の要否 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 届出等が必要 <input type="checkbox"/> 2. 届出等は不要
	※aで「1」と回答した方のみ
	b. 事業者から自治体への届出等に対する処分等の種別 (複数回答) <input type="checkbox"/> 1. 受理のみ <input type="checkbox"/> 2. 協議 <input type="checkbox"/> 3. 同意 <input type="checkbox"/> 4. 承認 <input type="checkbox"/> 5. 許可 <input type="checkbox"/> 6. 認定 <input type="checkbox"/> 7. 通知 <input type="checkbox"/> 8. 公表 <input type="checkbox"/> 9. その他 (具体的に: _____)
	c. 抑制区域や禁止区域を設定している場合の対象エリア (複数回答) ※抑制区域: 事業を行わないように協力を求めることができる区域 ※禁止区域: 土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域 <input type="checkbox"/> 1. 対象エリアの設定はない <input type="checkbox"/> 2. 抑制区域を設定 <input type="checkbox"/> 3. 禁止区域を設定
	※cで「2」と回答した方のみ
	d. 抑制区域の内容 (複数回答) <input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区 <input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 9. 景観地区 <input type="checkbox"/> 10. 風致地区 <input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域 <input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア (世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺) <input type="checkbox"/> 15. その他 (具体的に: _____)
	※1: 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2: 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※cで「3」と回答した方のみ	
e. 禁止区域の内容 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 6. 景観地区 <input type="checkbox"/> 7. 風致地区 <input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア (世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺) <input type="checkbox"/> 11. その他(具体的に：) ※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域
f. 事業規模に関する要件の有無 (単一回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 事業規模の要件がある <input type="checkbox"/> 2. 事業規模の要件はない	
※fで「1」と回答した方のみ	
g. 事業規模に関する対象要件がある場合の内容	ア. 発電設備の規模(野立て発電設備やその他の発電設備の場合) 出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 敷地面積 _____ m ² 以上 高さ _____ m 以上 イ. 発電設備の規模(屋根置き発電設備の場合) 出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 設置面積 _____ m ² 以上 ウ. その他 (具体的に：)
h. 再エネの利活用促進に関連する規定の内容(再エネ振興条例 ⁴ 等以外であっても、該当する規定等があればご回答ください)(複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 固定資産税の減免 <input type="checkbox"/> 2. 基金による事業費の貸付 <input type="checkbox"/> 3. 関連産業の振興・推進支援 <input type="checkbox"/> 4. 地域団体等が主体の事業への支援 <input type="checkbox"/> 5. 行政との連携推進 <input type="checkbox"/> 6. 事業者への情報の提供等 <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に：) <input type="checkbox"/> 8. 該当なし	
i. 手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務 <input type="checkbox"/> 2. 自治会及び近隣関係者等への周知 <input type="checkbox"/> 3. 首長との協議 <input type="checkbox"/> 4. 首長が審議会等に諮問して審査 <input type="checkbox"/> 5. 行政機関との事前協議 <input type="checkbox"/> 6. 首長への報告 <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に：)	

⁴ 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

	<input type="checkbox"/> 8. 規定はない)		
	j. 再エネ設備の設置に関する同意に関する規定の内容 (複数回答) <input type="checkbox"/> 1. 住民や地域関係者の同意(協定)が必要 <input type="checkbox"/> 2. 住民や地域関係者の同意は不要 <input type="checkbox"/> 3. 首長の同意が必要 <input type="checkbox"/> 4. 首長の同意は不要 <input type="checkbox"/> 5. 規定はない		
	k. 指導や助言等の規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
	l. 勧告、命令等の規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
	m. 報告徴収に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
	n. 立入調査に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
	o. 罰則に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
	※0で「1」と回答した方のみ		
	<table border="1"> <tr> <td>p. 罰則がある場合の条項番号</td> <td> 罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:) </td> </tr> </table>	p. 罰則がある場合の条項番号	罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:)
p. 罰則がある場合の条項番号	罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:)		
⑧ 再エネ条例等における特徴的な規定 (自由回答)	その他、再エネ条例等の規定において、地域の実情を踏まえて工夫したものがあればご回答ください。 (例: 自然保護・景観の保全等による地域との共生の促進、卒FITや太陽光パネルの廃棄への対応、モニタリングの実施等トラブルの防止策、地域資源の活用による再エネの利活用促進、防災への対策等、地域ならではの規定内容等) (200字程度) (具体的に:)		

⑨ 再エネ条例等による効果 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた <input type="checkbox"/> 2. 再エネ設備の設置が促進された <input type="checkbox"/> 3. 適正な発電所設置を行う事業が増えた <input type="checkbox"/> 4. 設置事業に関する地域トラブルが減少した <input type="checkbox"/> 5. 太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた <input type="checkbox"/> 6. 設置事業の実態の把握がしやすくなった <input type="checkbox"/> 7. まだ具体的な効果は出ていない <input type="checkbox"/> 8. 把握していない <input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に: _____)
⑩ 再エネ条例等の執行上の課題 (自由回答)	再エネ条例等を執行するにあたり、貴団体において懸念点や課題になっていることはありますか。また、その課題に対して今後の見直しの予定があれば、具体的に見直そうと考えている点や、見直しに当たっての障壁や課題についてもご回答ください。 (具体的に: _____)

※ 他に記載すべき条例等がない場合、回答パターンAの団体は問4 (p.24)、回答パターンB/Eの団体は問6 (p.26) へお進みください。

【記入欄：ウ】 制定済みの「再エネ条例等」3つ目について (3/4)

※回答パターンA/Bの団体は2023年12月以降に新設した再エネ条例等が【3つ以上】の場合、回答パターンEの団体は再エネ条例等を【3つ以上】制定している場合、引き続きこちらをご回答ください。

① 再エネ条例等の名称等	a. 名称： b. 制定時期：(公布・発表日：西暦 年 月 日) (施行日：西暦 年 月 日) c. 改訂がある場合：最終改訂時期 (西暦 年 月 日) d. 公開ホームページ(URL)： e. 所管部署名：
② 再エネ条例等の種別 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ規制条例 ¹ <input type="checkbox"/> 2. 再エネ振興条例 ² <input type="checkbox"/> 3. 再エネ関連条例 ³ <input type="checkbox"/> 4. 規則 <input type="checkbox"/> 5. 要綱(ガイドライン) <input type="checkbox"/> 6. その他(要項、指針、マニュアルなど)

¹ 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例

² 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

³ 上記1、2に該当しないもので、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例

③ 再エネ条例等に紐づく関連規則等 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 施行規則 <input type="checkbox"/> 2. 要綱(ガイドライン) <input type="checkbox"/> 3. 基準 <input type="checkbox"/> 4. 要領 <input type="checkbox"/> 5. 保留事項 <input type="checkbox"/> 6. その他(要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)
④ 再エネ条例等が対象とする再エネの種類 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. 太陽熱 <input type="checkbox"/> 6. バイオマス <input type="checkbox"/> 7. 特定していない <input type="checkbox"/> 8. その他(具体的に: _____)
⑤ 再エネ条例等の制定背景 (複数回答)	条例等の制定をすることになったきっかけについてご回答ください。 <input type="checkbox"/> 1. 住民や地域団体等からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 2. 議会または議員からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 3. 国または県からの指導等を受けて制定 <input type="checkbox"/> 4. 紛争事案の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 5. 事故や災害の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 6. 将来的な課題を先取りして制定 <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に: _____)
⑥ 再エネ条例等の制定目的 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備の適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 2. 再エネの利活用促進 <input type="checkbox"/> 3. 自然環境や景観の保全 <input type="checkbox"/> 4. 生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 5. 住民の合意形成 <input type="checkbox"/> 6. 土地利用の適正化 <input type="checkbox"/> 7. 地域振興(地域経済循環) <input type="checkbox"/> 8. 地球温暖化の防止 <input type="checkbox"/> 9. 災害防止 <input type="checkbox"/> 10. 非常時のエネルギー確保 <input type="checkbox"/> 11. 行政、事業者、住民の役割の明確化 <input type="checkbox"/> 12. その他(具体的に: _____)

⑦ 再エネ条例等における、再エネ設備の設置に関する規定等	a. 事業者から自治体への届出又は申請（以下「届出等」という。）の要否（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 届出等が必要 <input type="checkbox"/> 2. 届出等は不要		
	※aで「1」と回答した方のみ		
	b. 事業者から自治体への届出等に対する処分等の種別（複数回答）		
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 1. 受理のみ <input type="checkbox"/> 3. 同意 <input type="checkbox"/> 5. 許可 <input type="checkbox"/> 7. 通知 <input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に： </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 2. 協議 <input type="checkbox"/> 4. 承認 <input type="checkbox"/> 6. 認定 <input type="checkbox"/> 8. 公表 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 受理のみ <input type="checkbox"/> 3. 同意 <input type="checkbox"/> 5. 許可 <input type="checkbox"/> 7. 通知 <input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 協議 <input type="checkbox"/> 4. 承認 <input type="checkbox"/> 6. 認定 <input type="checkbox"/> 8. 公表
	<input type="checkbox"/> 1. 受理のみ <input type="checkbox"/> 3. 同意 <input type="checkbox"/> 5. 許可 <input type="checkbox"/> 7. 通知 <input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 協議 <input type="checkbox"/> 4. 承認 <input type="checkbox"/> 6. 認定 <input type="checkbox"/> 8. 公表 	
)			
c. 抑制区域や禁止区域を設定している場合の対象エリア（複数回答） ※抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域 ※禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域 <input type="checkbox"/> 1. 対象エリアの設定はない <input type="checkbox"/> 2. 抑制区域を設定 <input type="checkbox"/> 3. 禁止区域を設定			
※cで「2」と回答した方のみ			
d. 抑制区域の内容（複数回答）			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 9. 景観地区 <input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域 <input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に： </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 10. 風致地区 <input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 9. 景観地区 <input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域 <input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 10. 風致地区 <input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区	
<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 9. 景観地区 <input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域 <input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 15. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 10. 風致地区 <input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区		
※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域			
※cで「3」と回答した方のみ			
e. 禁止区域の内容（複数回答）			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 風致地区 <input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に： </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 景観地区 <input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 風致地区 <input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 景観地区 <input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地	
<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地区 <input type="checkbox"/> 7. 風致地区 <input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア（世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺） <input type="checkbox"/> 11. その他（具体的に：	<input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 景観地区 <input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地		
※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域			

	f. 事業規模に関する要件の有無 (単一回答)	
	<input type="checkbox"/> 1. 事業規模の要件がある <input type="checkbox"/> 2. 事業規模の要件はない	
	※fで「1」と回答した方のみ	
	g. 事業規模に関する対象要件がある場合の内容	ア. 発電設備の規模 (野立て発電設備やその他の発電設備の場合)
		出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 敷地面積 _____ m ² 以上 高さ _____ m 以上
		イ. 発電設備の規模 (屋根置き発電設備の場合)
		出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 設置面積 _____ m ² 以上
	ウ. その他 (具体的に: _____)	
h. 再エネの利活用促進に関連する規定の内容 (再エネ振興条例 ⁴ 等以外であっても、該当する規定等があればご回答ください) (複数回答)		
<input type="checkbox"/> 1. 固定資産税の減免 <input type="checkbox"/> 2. 基金による事業費の貸付 <input type="checkbox"/> 3. 関連産業の振興・推進支援 <input type="checkbox"/> 4. 地域団体等が主体の事業への支援 <input type="checkbox"/> 5. 行政との連携推進 <input type="checkbox"/> 6. 事業者への情報の提供等 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 8. 該当なし		
i. 手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)		
<input type="checkbox"/> 1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務 <input type="checkbox"/> 2. 自治会及び近隣関係者等への周知 <input type="checkbox"/> 3. 首長との協議 <input type="checkbox"/> 4. 首長が審議会等に諮問して審査 <input type="checkbox"/> 5. 行政機関との事前協議 <input type="checkbox"/> 6. 首長への報告 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 8. 規定はない		
j. 再エネ設備の設置に関する同意に関する規定の内容 (複数回答)		
<input type="checkbox"/> 1. 住民や地域関係者の同意 (協定) が必要 <input type="checkbox"/> 2. 住民や地域関係者の同意は不要 <input type="checkbox"/> 3. 首長の同意が必要 <input type="checkbox"/> 4. 首長の同意は不要 <input type="checkbox"/> 5. 規定はない		
k. 指導や助言等の規定の有無 (単一回答)		
<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		
l. 勧告、命令等の規定の有無 (単一回答)		
<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない		

⁴ 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

	<p>m. 報告徴収に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない</p> <p>n. 立入調査に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない</p> <p>o. 罰則に関する規定の有無 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない</p> <table border="1" data-bbox="596 562 1329 904"> <tr> <th colspan="2">※oで「1」と回答した方のみ</th> </tr> <tr> <td data-bbox="596 607 687 748">p. 罰則がある場合の条項番号</td> <td data-bbox="687 607 1329 904"> 罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:) </td> </tr> </table>	※oで「1」と回答した方のみ		p. 罰則がある場合の条項番号	罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:)
※oで「1」と回答した方のみ					
p. 罰則がある場合の条項番号	罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 2. 罰金(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 3. 懲役(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表(条項の番号:) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則(条項の番号とその概要:)				
<p>⑧ 再エネ条例等における特徴的な規定 (自由回答)</p>	<p>その他、再エネ条例等の規定において、地域の実情を踏まえて工夫したものがあればご回答ください。 (例: 自然保護・景観の保全等による地域との共生の促進、卒FITや太陽光パネルの廃棄への対応、モニタリングの実施等トラブルの防止策、地域資源の活用による再エネの利活用促進、防災への対策等、地域ならではの規定内容等) (200字程度)</p> <p>(具体的に:)</p>				
<p>⑨ 再エネ条例等による効果 (複数回答)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた <input type="checkbox"/> 2. 再エネ設備の設置が促進された <input type="checkbox"/> 3. 適正な発電所設置を行う事業が増えた <input type="checkbox"/> 4. 設置事業に関する地域トラブルが減少した <input type="checkbox"/> 5. 太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた <input type="checkbox"/> 6. 設置事業の実態の把握がしやすくなった <input type="checkbox"/> 7. まだ具体的な効果は出ていない <input type="checkbox"/> 8. 把握していない <input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に:)</p>				
<p>⑩ 再エネ条例等の執行上の課題 (自由回答)</p>	<p>再エネ条例等を執行するにあたり、貴団体において懸念点や課題になっていることはありますか。また、その課題に対して今後の見直しの予定があれば、具体的に見直そうと考えている点や、見直しに当たっての障壁や課題についてもご回答ください。 (具体的に:)</p>				

※ 他に記載すべき条例等がない場合、回答パターンAの団体は問4 (p.24)、回答パターンB/Eの団体は問6 (p.26) へお進みください。

【記入欄：エ】 制定済みの「再エネ条例等」4つ目について (4/4)

※回答パターンA/Bの団体は2023年12月以降に新設した再エネ条例等が【4つ以上】の場合、回答パターンEの団体は再エネ条例等を【4つ以上】制定している場合、引き続きこちらをご回答ください。

① 再エネ条例等の名称等	a. 名称： b. 制定時期：(公布・発表日：西暦 年 月 日) (施行日：西暦 年 月 日) c. 改訂がある場合：最終改訂時期 (西暦 年 月 日) d. 公開ホームページ (URL)： e. 所管部署名：
② 再エネ条例等の種別 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ規制条例 ¹ <input type="checkbox"/> 2. 再エネ振興条例 ² <input type="checkbox"/> 3. 再エネ関連条例 ³ <input type="checkbox"/> 4. 規則 <input type="checkbox"/> 5. 要綱 (ガイドライン) <input type="checkbox"/> 6. その他 (要項、指針、マニュアルなど)
③ 再エネ条例等に紐づく関連規則等 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 施行規則 <input type="checkbox"/> 2. 要綱 (ガイドライン) <input type="checkbox"/> 3. 基準 <input type="checkbox"/> 4. 要領 <input type="checkbox"/> 5. 保留事項 <input type="checkbox"/> 6. その他 (要項、指針、マニュアル、配慮、通知など)
④ 再エネ条例等が対象とする再エネの種類 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. 太陽熱 <input type="checkbox"/> 6. バイオマス <input type="checkbox"/> 7. 特定していない <input type="checkbox"/> 8. その他 (具体的に：)
⑤ 再エネ条例等の制定背景 (複数回答)	条例等の制定をすることになったきっかけについてご回答ください。 <input type="checkbox"/> 1. 住民や地域団体等からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 2. 議会または議員からの要請により制定 <input type="checkbox"/> 3. 国または県からの指導等を受けて制定 <input type="checkbox"/> 4. 紛争事案の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 5. 事故や災害の発生を契機に制定 <input type="checkbox"/> 6. 将来的な課題を先取りして制定 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に：)

¹ 再エネ設備の設置にあたり、自然環境との調和、適正な設置、維持管理、規制等を目的とした条例

² 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

³ 上記1、2に該当しないもので、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する規定等を含む条例

⑥ 再エネ条例等の 制定目的 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備の適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 2. 再エネの利活用促進 <input type="checkbox"/> 3. 自然環境や景観の保全 <input type="checkbox"/> 4. 生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 5. 住民の合意形成 <input type="checkbox"/> 6. 土地利用の適正化 <input type="checkbox"/> 7. 地域振興(地域経済循環) <input type="checkbox"/> 8. 地球温暖化の防止 <input type="checkbox"/> 9. 災害防止 <input type="checkbox"/> 10. 非常時のエネルギー確保 <input type="checkbox"/> 11. 行政、事業者、住民の役割の明確化 <input type="checkbox"/> 12. その他(具体的に: _____)
⑦ 再エネ条例等における、再エネ設備の設置に関する規定等	a. 事業者から自治体への届出又は申請(以下「届出等」という。)の要否 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 届出等が必要 <input type="checkbox"/> 2. 届出等は不要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※aで「1」と回答した方のみ </div> b. 事業者から自治体への届出等に対する処分等の種別 (複数回答) <input type="checkbox"/> 1. 受理のみ <input type="checkbox"/> 2. 協議 <input type="checkbox"/> 3. 同意 <input type="checkbox"/> 4. 承認 <input type="checkbox"/> 5. 許可 <input type="checkbox"/> 6. 認定 <input type="checkbox"/> 7. 通知 <input type="checkbox"/> 8. 公表 <input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に: _____)
	c. 抑制区域や禁止区域を設定している場合の対象エリア (複数回答) ※抑制区域: 事業を行わないように協力を求めることができる区域 ※禁止区域: 土砂災害の発生するおそれが特に高いとして、事業の実施を禁止する区域 <input type="checkbox"/> 1. 対象エリアの設定はない <input type="checkbox"/> 2. 抑制区域を設定 <input type="checkbox"/> 3. 禁止区域を設定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※cで「2」と回答した方のみ </div> d. 抑制区域の内容 (複数回答) <input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 5. 自然環境保全法の特別地区 <input type="checkbox"/> 6. 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 7. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 8. 地域森林計画対象民有林 <input type="checkbox"/> 9. 景観地区 <input type="checkbox"/> 10. 風致地区 <input type="checkbox"/> 11. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 12. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 13. 行政区域全域 <input type="checkbox"/> 14. 重要な観光施設の近接エリア (世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺) <input type="checkbox"/> 15. その他(具体的に: _____) ※1: 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2: 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域

※cで「3」と回答した方のみ	
e. 禁止区域の内容 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 災害レッドゾーン※ ¹ <input type="checkbox"/> 2. 災害イエローゾーン※ ² <input type="checkbox"/> 3. 保安林 <input type="checkbox"/> 4. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 5. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 6. 景観地区 <input type="checkbox"/> 7. 風致地区 <input type="checkbox"/> 8. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 9. 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 10. 重要な観光施設の近接エリア (世界遺産、重要文化財、天然記念物等を含む地域やその周辺) <input type="checkbox"/> 11. その他(具体的に：) ※1：災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域 ※2：土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波災害警戒区域
f. 事業規模に関する要件の有無 (単一回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 事業規模の要件がある <input type="checkbox"/> 2. 事業規模の要件はない	
※fで「1」と回答した方のみ	
g. 事業規模に関する対象要件がある場合の内容	ア. 発電設備の規模(野立て発電設備やその他の発電設備の場合) 出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 敷地面積 _____ m ² 以上 高さ _____ m 以上 イ. 発電設備の規模(屋根置き発電設備の場合) 出力 _____ kW 以上、出力 _____ kW 未満 設置面積 _____ m ² 以上 ウ. その他 (具体的に：)
h. 再エネの利活用促進に関連する規定の内容(再エネ振興条例 ⁴ 等以外であっても、該当する規定等があればご回答ください)(複数回答)	
<input type="checkbox"/> 1. 固定資産税の減免 <input type="checkbox"/> 2. 基金による事業費の貸付 <input type="checkbox"/> 3. 関連産業の振興・推進支援 <input type="checkbox"/> 4. 地域団体等が主体の事業への支援 <input type="checkbox"/> 5. 行政との連携推進 <input type="checkbox"/> 6. 事業者への情報の提供等 <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に：) <input type="checkbox"/> 8. 該当なし	

⁴ 再エネ設備の設置や利活用促進を目的とした条例

	i. 手続きにおける合意形成に関する規定の内容 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務 <input type="checkbox"/> 2. 自治会及び近隣関係者等への周知 <input type="checkbox"/> 3. 首長との協議 <input type="checkbox"/> 4. 首長が審議会等に諮問して審査 <input type="checkbox"/> 5. 行政機関との事前協議 <input type="checkbox"/> 6. 首長への報告 <input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に: _____) <input type="checkbox"/> 8. 規定はない
	j. 再エネ設備の設置に関する同意に関する規定の内容 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 住民や地域関係者の同意 (協定) が必要 <input type="checkbox"/> 2. 住民や地域関係者の同意は不要 <input type="checkbox"/> 3. 首長の同意が必要 <input type="checkbox"/> 4. 首長の同意は不要 <input type="checkbox"/> 5. 規定はない
	k. 指導や助言等の規定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない
	l. 勧告、命令等の規定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない
	m. 報告徴収に関する規定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない
	n. 立入調査に関する規定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない
	o. 罰則に関する規定の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 規定がある <input type="checkbox"/> 2. 規定はない
	※oで「1」と回答した方のみ	
	p. 罰則がある場合の条項番号	罰則がある場合はその条項の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 1. 過料 (条項の番号: _____) <input type="checkbox"/> 2. 罰金 (条項の番号: _____) <input type="checkbox"/> 3. 懲役 (条項の番号: _____) <input type="checkbox"/> 4. 氏名等の公表 (条項の番号: _____) <input type="checkbox"/> 5. その他の罰則 (条項の番号とその概要: _____)
	⑧ 再エネ条例等における特徴的な規定 (自由回答)	その他、再エネ条例等の規定において、地域の実情を踏まえて工夫したものがあればご回答ください。 (例: 自然保護・景観の保全等による地域との共生の促進、卒 FIT や太陽光パネルの廃棄への対応、モニタリングの実施等トラブルの防止策、地域資源の活用による再エネの利活用促進、防災への対策等、地域ならではの規定内容等) (200字程度) (具体的に: _____)

⑨ 再エネ条例等による効果 (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増えた <input type="checkbox"/> 2. 再エネ設備の設置が促進された <input type="checkbox"/> 3. 適正な発電所設置を行う事業が増えた <input type="checkbox"/> 4. 設置事業に関する地域トラブルが減少した <input type="checkbox"/> 5. 太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた <input type="checkbox"/> 6. 設置事業の実態の把握がしやすくなった <input type="checkbox"/> 7. まだ具体的な効果は出ていない <input type="checkbox"/> 8. 把握していない <input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に: _____)
⑩ 再エネ条例等の執行上の課題 (自由回答)	再エネ条例等を執行するにあたり、貴団体において懸念点や課題になっていることはありますか。また、その課題に対して今後の見直しの予定があれば、具体的に見直そうと考えている点や、見直しに当たっての障壁や課題についてもご回答ください。 (具体的に: _____)

※ 回答パターンAの団体は問4 (p. 24)、回答パターンB/Eの団体は問6 (p. 26)へお進みください。

問4. 貴団体で2023年12月以降に改訂した「再エネ条例等」について、ご回答をお願いします。2023年12月以降に改訂した再エネ条例等が複数ある場合は、再エネ設備との関係の深いものから4つまでを、それぞれの再エネ条例等ごとに下記の回答欄(同一質問項目: ア~エ)にご記入ください。

本設問の回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	✓ 適切な個数を回答	— 回答不要	✓ 適切な個数を回答	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要

【記入欄: ア】改訂済みの「再エネ条例等」1つ目について (1/4)

改訂済みの「再エネ条例等」について	2023年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、及び改訂内容の詳細をご回答ください。 (例: 事前周知の方法として、説明会に加え戸別訪問を加えた。対象とする電源種に風力を加えた。防災対策の実施を義務化した。等) (200字程度) (条例名: _____) (改訂内容: _____)
-------------------	---

※ 他に記載すべき条例等がない場合は、問6 (p. 26)へお進みください。

【記入欄: イ】改訂済みの「再エネ条例等」2つ目について (2/4)

※2023年12月以降に改訂した再エネ条例等が【2つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

改訂済みの「再エネ条例等」について	2023年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、及び改訂内容の詳細をご回答ください。 (例: 事前周知の方法として、説明会に加え戸別訪問を加えた。対象とする電源種に風力を加えた。防災対策の実施を義務化した。等) (200字程度) (条例名:) (改訂内容:)
-------------------	---

※他に記載すべき条例等がない場合は、問6 (p.26) へお進みください。

【記入欄:ウ】改訂済みの「再エネ条例等」3つ目について (3/4)

※2023年12月以降に改訂した再エネ条例等が【3つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

改訂済みの「再エネ条例等」について	2023年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、及び改訂内容の詳細をご回答ください。 (例: 事前周知の方法として、説明会に加え戸別訪問を加えた。対象とする電源種に風力を加えた。防災対策の実施を義務化した。等) (200字程度) (条例名:) (改訂内容:)
-------------------	---

※他に記載すべき条例等がない場合は、問6 (p.26) へお進みください。

【記入欄:エ】改訂済みの「再エネ条例等」4つ目について (4/4)

※2023年12月以降に改訂した再エネ条例等が【4つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

改訂済みの「再エネ条例等」について	2023年12月以降に改訂した再エネ条例等の名称、及び改訂内容の詳細をご回答ください。 (例: 事前周知の方法として、説明会に加え戸別訪問を加えた。対象とする電源種に風力を加えた。防災対策の実施を義務化した。等) (200字程度) (条例名:) (改訂内容:)
-------------------	---

※回答パターンA/Cの団体は、問6 (p.26) へお進みください。

問5-1.

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要

回答パターンFのうち、「2. 現状、再エネ条例等はないが、今後制定を予定している(問1-①)」
 団体にお伺いします。

検討に至った経緯、制定するにあたっての主な論点、参考となった他の自治体の条例や参考とな
 った情報、その他要望や意見等があればご教示ください。

課題や情報等の要望や 意見等	(自由記入)
-------------------	--------

問5-2.

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要	— 回答不要

回答パターンFのうち、「3. 現状、再エネ条例等はなく、制定する予定もない(問1-①)」団体
 にお伺いします。

現在、再エネ条例等がなく、制定する予定もない理由をご教示ください。

再エネ条例等を制定す る予定がない理由	(例：再エネ発電設備を設置する予定がないから。広域連合で別途規制があり、 担保されているから。等) (自由記入)
------------------------	--

問6. 貴団体において、再エネ設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために、
 実施した課題解決の方策や工夫した点等がありましたらご教示ください。

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須	○ 回答必須

課題解決の方策や工夫した点等	(例：事業者に対し、自然環境・景観の保護を目的として保全地区で設置事業を行う際の届け出を義務づけている。住民の要望に応じて住民説明会に参加している。事業者による説明会に関する指導要綱を定め、周辺住民との関係性の構築に努めるよう指導している。事業者に対し、住民説明会の結果報告書の提出を義務付けている。事業者が手続きをしやすくなるよう、申請の手引きを作成した。配慮事項を追加し、災害防止への取り組みを強化している。設備と周辺景観の調和が保たれるように、具体的な基準を設けた。発電設備の設置場所に関して定期的な見回りを実施している。等) (自由記入)
	<input type="checkbox"/> 特になし

問7. 再エネ設備の設置をめぐって、貴団体や事業者、地域住民等の中で発生した苦情・トラブル・訴訟について、ご教示ください。

問7-1. まず、2023年度に実施した「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況等に関するアンケート」(2023年度版の当アンケート)の問7への回答内容に関してご質問いたします。

本設問の回答対象者	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン
	A	B	C	D	E	F
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	回答必須	回答必須	回答必須	回答必須	回答必須	回答必須

2023年度版の当アンケートへの回答内容の変更有無 (単一回答)	2023年度に実施した「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況等に関するアンケート」(2023年度版の当アンケート)における問7(2023年12月までの苦情・トラブル発生状況)への回答内容に変更があるかご教示願います。 <input type="checkbox"/> 1. 2023年度調査時の回答内容に変更がある ⇒問7-2(p.27)にお進みください。(2023年12月以降新たに発生したトラブル事例について記載をお願いいたします。) <input type="checkbox"/> 2. 2023年度調査時の回答内容に変更がない ⇒問8(p.31)にお進みください。 <input type="checkbox"/> 3. 2023年度版の当アンケートに回答していない ⇒問7-2(p.27)にお進みください。
-------------------------------------	---

問7-2. 再エネ設備の設置をめぐって、貴団体や事業者、地域住民等の中で発生した苦情・トラブル・訴訟の詳細について、ご教示ください。

※問7-1で「1」と回答した場合は、2023年12月以降新たに発生した苦情・トラブル・

訴訟の詳細について回答願います。問7-1で「3」と回答した場合は、直近2年間に発生した苦情・トラブル・訴訟の詳細について回答願います。

本設問の 回答対象者	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン
	A	B	C	D	E	F
	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答

① 再エネ設備の設置をめぐる地域トラブル等の発生状況 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 苦情・トラブル・訴訟が発生したが解決に至った事例がある <input type="checkbox"/> 2. 苦情・トラブル・訴訟が発生したがまだ解決した事例はない <input type="checkbox"/> 3. これまでトラブルはなかった <input type="checkbox"/> 4. 把握していない
※①で「1」と回答した方のみ	
② 解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例の件数 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 1件 <input type="checkbox"/> 2. 2件 <input type="checkbox"/> 3. 3件以上

解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例がある場合は、直近に発生した事例から順に3つまでを、それぞれの事例ごとに下記の回答欄(同一質問項目:ア～ウ)にご記入ください。

本設問の 回答対象者	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン
	A	B	C	D	E	F
	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答

【記入欄:ア】解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例1つ目について
 ※解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例が【1つ以上】の場合はこちらをご回答ください。

③ 苦情・トラブル・訴訟事例のFIT/FIP認定有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. FIT/FIP認定を受けている <input type="checkbox"/> 2. FIT/FIP認定を受けていない <input type="checkbox"/> 3. 把握していない
④ 苦情・トラブル・訴訟事例の電源種等 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 6. その他(具体的に:)

⑤ 苦情・トラブル・訴訟事例の要因 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟が発生した要因について <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に: _____)
⑥ 苦情・トラブル・訴訟事例の解決理由 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟の解決に至った理由について <input type="checkbox"/> 1. 関係者間で合意ができて解決した <input type="checkbox"/> 2. 関係者からの反対を受け事業内容が変更されたため <input type="checkbox"/> 3. 地方自治体等による指導・勧告により解決した <input type="checkbox"/> 4. 地方自治体等による行政処分(許可の取消し・違反事実の公表・改善命令)により解決した <input type="checkbox"/> 5. 事業実施を断念した <input type="checkbox"/> 6. 裁決により解決した <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に: _____)
⑦ 苦情・トラブル・訴訟事例の詳細	上記で回答された苦情・トラブル・訴訟が解消した事例について、具体的にご教示ください。 ・事例の概要(トラブルの内容、解消に至った背景、行政処分の内容、解消後の状況など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

※他に記載すべき苦情・トラブル・訴訟事例等がない場合は、問8(p.31)へお進みください。

【記入欄：イ】解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例2つ目について

※解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例が【2つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

③ 苦情・トラブル・訴訟事例のFIT/FIP認定有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. FIT/FIP認定を受けている <input type="checkbox"/> 2. FIT/FIP認定を受けていない <input type="checkbox"/> 3. 把握していない
④ 苦情・トラブル・訴訟事例の電源種等 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 6. その他(具体的に: _____)

⑤ 苦情・トラブル・訴訟事例の要因 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟が発生した要因について <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に:)
⑥ 苦情・トラブル・訴訟事例の解決理由 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟の解決に至った理由について <input type="checkbox"/> 1. 関係者間で合意ができて解決した <input type="checkbox"/> 2. 関係者からの反対を受け事業内容が変更されたため <input type="checkbox"/> 3. 地方自治体等による指導・勧告により解決した <input type="checkbox"/> 4. 地方自治体等による行政処分(許可の取消し・違反事実の公表・改善命令)により解決した <input type="checkbox"/> 5. 事業実施を断念した <input type="checkbox"/> 6. 裁決により解決した <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に:)
⑦ 苦情・トラブル・訴訟事例の詳細	上記で回答された苦情・トラブル・訴訟が解消した事例について、具体的にご教示ください。 ・事例の概要(トラブルの内容、解消に至った背景、行政処分の内容、解消後の状況など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

※他に記載すべき苦情・トラブル・訴訟事例等がない場合は、問8(p.31)へお進みください。

【記入欄：ウ】解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例3つ目について

※解決に至った苦情・トラブル・訴訟事例が【3つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

③ 苦情・トラブル・訴訟事例のFIT/FIP認定有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. FIT/FIP認定を受けている <input type="checkbox"/> 2. FIT/FIP認定を受けていない <input type="checkbox"/> 3. 把握していない
④ 苦情・トラブル・訴訟事例の電源種等 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 6. その他(具体的に:)

⑤ 苦情・トラブル・訴訟事例の要因 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟が発生した要因について <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に: _____)
⑥ 苦情・トラブル・訴訟事例の解決理由 (複数回答)	苦情・トラブル・訴訟の解決に至った理由について <input type="checkbox"/> 1. 関係者間で合意ができて解決した <input type="checkbox"/> 2. 関係者からの反対を受け事業内容が変更されたため <input type="checkbox"/> 3. 地方自治体等による指導・勧告により解決した <input type="checkbox"/> 4. 地方自治体等による行政処分(許可の取消し・違反事実の公表・改善命令)により解決した <input type="checkbox"/> 5. 事業実施を断念した <input type="checkbox"/> 6. 裁決により解決した <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に: _____)
⑦ 苦情・トラブル・訴訟事例の詳細	上記で回答された苦情・トラブル・訴訟が解消した事例について、具体的にご教示ください。 ・事例の概要(トラブルの内容、解消に至った背景、行政処分の内容、解消後の状況など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

問8. 地域との共生等の観点で、再エネ設備が上手く導入できた事例(優良事例)等について、ご教示ください。

問8-1. まず、2023年度に実施した「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況等に関するアンケート」(2023年度版の当アンケート)の問8への回答内容に関してご質問いたします。

本設問の回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須

2023年度版の当アンケート回答内容の変更有無 (単一回答)	2023年度に実施した「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況等に関するアンケート」(2023年度版の当アンケート)における問8(2023年12月までの優良事例発生状況)への回答内容に変更があるかご教示願います。 <input type="checkbox"/> 1. 2023年度調査時の回答内容に変更がある ⇒問8-2(p.32)にお進みください。(2023年12月以降新たに発生した優良事例について記載をお願いいたします。) <input type="checkbox"/> 2. 2023年度調査時の回答内容に変更がない
-----------------------------------	--

⇒問9 (p. 34)にお進みください。
 3. 2023年度版の当アンケートに回答していない
 ⇒問8-2 (p. 32)にお進みください。

問8-2. 地域との共生等の観点で、再エネ設備が上手く導入できた事例(優良事例)等の詳細について、ご教示ください。

※上述の問8-1で「1」と回答した場合は、2023年12月以降新たに発生した優良事例等の詳細について回答願います。同8-1で「3」と回答した場合は、直近2年間に発生した優良事例等の詳細について回答願います。

本設問の 回答対象者	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン
	A	B	C	D	E	F
	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答

① 再エネ設備が上手く導入できた事例の有無 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ設備が上手く導入できた事例がある
	<input type="checkbox"/> 2. 再エネ設備が上手く導入できた事例はない
	<input type="checkbox"/> 3. 把握していない
※①で「1」と回答した方のみ	
② 再エネ設備が上手く導入できた事例の件数 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 1件
	<input type="checkbox"/> 2. 2件
	<input type="checkbox"/> 3. 3件以上

再エネ設備が上手く導入できた事例がある場合は、直近に発生した事例から順に3つまでを、それぞれの事例ごとに下記の回答欄(同一質問項目:ア~ウ)にご記入ください。

本設問の 回答対象者	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン	回答パターン
	A	B	C	D	E	F
	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答	✓ 適切な個数を回答

【記入欄:ア】再エネ設備が上手く導入できた事例1つ目について

※再エネ設備が上手く導入できた事例が【1つ以上】の場合はこちらをご回答ください。

③ 再エネ設備が上手く導入できた事例の電源種 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光
	<input type="checkbox"/> 2. 風力
	<input type="checkbox"/> 3. 水力
	<input type="checkbox"/> 4. 地熱
	<input type="checkbox"/> 5. バイオマス
	<input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に:)

④ 再エネ設備が上手く導入できた理由 (複数回答)	再エネ設備を上手く導入するために解消したボトルネック <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に: _____)
⑤ 再エネ設備が上手く導入できた事例の詳細	上記で回答された再エネ設備が上手く導入できた事例について、詳細をご教示ください。 ・事例の概要(再エネ設備を上手く導入できた要因など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

※他に記載すべき再エネ設備が上手く導入できた事例等がない場合は、問9 (p.34)へお進みください。

【記入欄：イ】再エネ設備が上手く導入できた事例2つ目について

※再エネ設備が上手く導入できた事例が【2つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

③ 再エネ設備が上手く導入できた事例の電源種 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に: _____)
④ 再エネ設備が上手く導入できた理由 (複数回答)	再エネ設備を上手く導入するために解消したボトルネック <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に: _____)
⑤ 再エネ設備が上手く導入できた事例の詳細	上記で回答された再エネ設備が上手く導入できた事例について、詳細をご教示ください。 ・事例の概要(再エネ設備を上手く導入できた要因など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

※他に記載すべき再エネ設備が上手く導入できた事例等がない場合は、問9 (p.34)へお進みください。

【記入欄：ウ】再エネ設備が上手く導入できた事例3つ目について

※再エネ設備が上手く導入できた事例が【3つ以上】の場合は引き続きこちらをご回答ください。

③ 再エネ設備が上手く導入できた事例の電源種 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に:)
④ 再エネ設備が上手く導入できた理由 (複数回答)	再エネ設備を上手く導入するために解消したボトルネック <input type="checkbox"/> 1. 景観阻害 <input type="checkbox"/> 2. 防災上の懸念 <input type="checkbox"/> 3. 住民とのコミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 4. その他(具体的に:)
⑤ 再エネ設備が上手く導入できた事例の詳細	上記で回答された再エネ設備が上手く導入できた事例について、詳細をご教示ください。 ・事例の概要(再エネ設備を上手く導入できた要因など) ・参考資料等(資料名やWEB記事のURL等をお教えてください)

問9. 貴団体では、再エネの利活用推進についてどのように取り組んでいますか。

本設問の回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須

① 再エネの利活用推進の状況について (複数回答)	<input type="checkbox"/> 1. 条例、計画、目標、再生可能エネルギービジョン、環境推進計画など、明文化した方針に基づき推進している <input type="checkbox"/> 2. 政策(補助金や税制優遇等)や公共施設の再エネ主力電源化で推進している <input type="checkbox"/> 3. 首長の発言等で推進の姿勢を提示している <input type="checkbox"/> 4. 今後は検討する可能性あり <input type="checkbox"/> 5. 特に推進する予定はない <input type="checkbox"/> 6. その他(具体的に:)
② 地域として望ましい再エネ推進の姿 (複数回答)	再エネの導入拡大を推進するにあたって、地域として望ましい姿について <input type="checkbox"/> 1. 都市計画やまちづくりの視点から立地を進めること <input type="checkbox"/> 2. 地域経済の循環や雇用への貢献が見込めること <input type="checkbox"/> 3. エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー自給へ貢献すること <input type="checkbox"/> 4. 地元企業や地域住民との共生が可能なこと <input type="checkbox"/> 5. 地域の官・民・財による新電力会社など、地元主体の取組みで進められること

	<input type="checkbox"/> 6. 低炭素または脱炭素社会の実現 <input type="checkbox"/> 7. 特になし <input type="checkbox"/> 8. その他 (具体的に: _____)
--	--

問10. 貴団体の所管内で行われた再エネ設備の設置や施設の建設等の事業について、地域住民等に対して事業内容の説明会(以下、「住民説明会」)を開催したことにより、事業者と地域住民との間で大きなトラブルが発生することなく、スムーズに地元合意を得られた好事例・取組みがあるか調査しております。以下質問にご回答ください。

本設問の 回答対象者	回答パターン A	回答パターン B	回答パターン C	回答パターン D	回答パターン E	回答パターン F
	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須	<input type="radio"/> 回答必須

① 貴団体にて把握されている住民説明会の開催事例の中で、スムーズに地元合意が得られた好事例はありますか。(単一回答)	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ → 質問は終了です。
--	--

①で「1. はい」を選ばれた方は下記の質問にもご回答ください。

② 事業名および電源の種類	事業名: _____ 電源の種類 (単一回答) <input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 陸上風力 <input type="checkbox"/> 3. 洋上風力 <input type="checkbox"/> 4. バイオマス <input type="checkbox"/> 5. その他(具体的に: _____)
③ 該当する住民説明会の規模等	1. 住民説明会の対象者(回ごとで異なる場合はそれぞれ記載して下さい) (例: 第1回目 設置場所から半径5km以内の住民、第2回目 設置場所が属する町内の住民全員 等) (_____) 2. 参加人数(複数回実施された場合はそれぞれ記載して下さい) (例: 第◇回目 ○月○日▲▲人: _____) (_____) 3. 説明会の形式(回ごとで異なる場合はそれぞれ記載して下さい) (例: 市民会館での対面方式、事前登録制のウェブ開催 等) (_____) 4. 住民への周知方法(回ごとで異なる場合はそれぞれ記載して下さい) (例: 町役場の掲示板への通知書の掲示、事業者HPによる告知 等) (_____) 5. 貴団体の役割(あれば、回ごとで異なる場合はそれぞれ記載して下さい)

	(例：住民への住民説明会の周知活動について事業者と調整を行った、説明内容について事業者と事前協議を行った 等) ()
④ 好事例と感じられた点とその具体的な内容についてご回答ください。 (複数選択)	<input type="checkbox"/> 1. 事前準備が適切だった <input type="checkbox"/> 2. 十分な開催の呼びかけが行われた <input type="checkbox"/> 3. 実施時期が適切だった <input type="checkbox"/> 4. 開催した回数が適切だった <input type="checkbox"/> 5. 十分な規模で実施された <input type="checkbox"/> 6. 住民が参加しやすい形式だった <input type="checkbox"/> 7. 対象者の選定が適切だった <input type="checkbox"/> 8. 自治体との調整が適切だった <input type="checkbox"/> 9. 詳細な工事計画を説明した <input type="checkbox"/> 10. 損害に対する補償が明確だった <input type="checkbox"/> 11. 自治体、事業者、地域住民と連携しやすい体制だった <input type="checkbox"/> 12. その他 ()
具体的な内容	※上記の事例以外にも好事例等がある場合は、以下に「事業名」及び「特徴的な取り組みの概要」についてご回答ください。
⑤ 住民説明会の開催に当たって、貴団体が普段から事業者に対し指導している事項があればご回答ください。	

アンケートは以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

なお、本アンケート調査と併せて、他地域の参考となる条例等について電話や面談等によるインタビューをさせていただくことを予定しております。その場合は、個別にお問合せのうえご相談させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

留意事項

当社は、経済産業省資源エネルギー庁の依頼に基づき、「令和6年度固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」（以下、「本案件」という。）に際して、経済産業省資源エネルギー庁と当社で合意した業務委託契約書（以下、「本業務委託契約書」という。）に定められた業務を実施いたしました。

● 本報告書の目的及び利用上の制限

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁による具体的な指示に基づいて、本案件を前提として経済産業省資源エネルギー庁の為にのみ作成されたものであり、その他の目的に利用又は依拠されるべきものではありません。

また、当社では、第三者に対していかなる契約上又はその他の責任を負うものではありません。

当社は、本報告書において推計又は試算等を行った場合において、当該推計又は試算等の結果が確実に実現することを保証しません。また、本報告書の内容は、経済産業省資源エネルギー庁又は第三者が行う投融資等に関する検討のために使用されることを意図していません。

● 業務内容の性質及び業務範囲

当社に提供されたデータ、情報及び説明に関しては、当社はその完全性及び正確性について責任を負わず、それらを検証する責任もないものとします。

本報告書の各構成部分は、当社が実施した業務の各側面について言及していますが、当社の発見事項及びアドバイスを正確に理解するためには報告書全体を読む必要があります。

当社は本業務委託契約書に基づき2025年2月28日までに業務を実施いたしました。従って、本報告書は2025年2月28日以降に生じた事象又は状況を考慮しておりません。よって、当社は、それらに応じて報告書の内容を更新することに対して義務を負うものではありません。